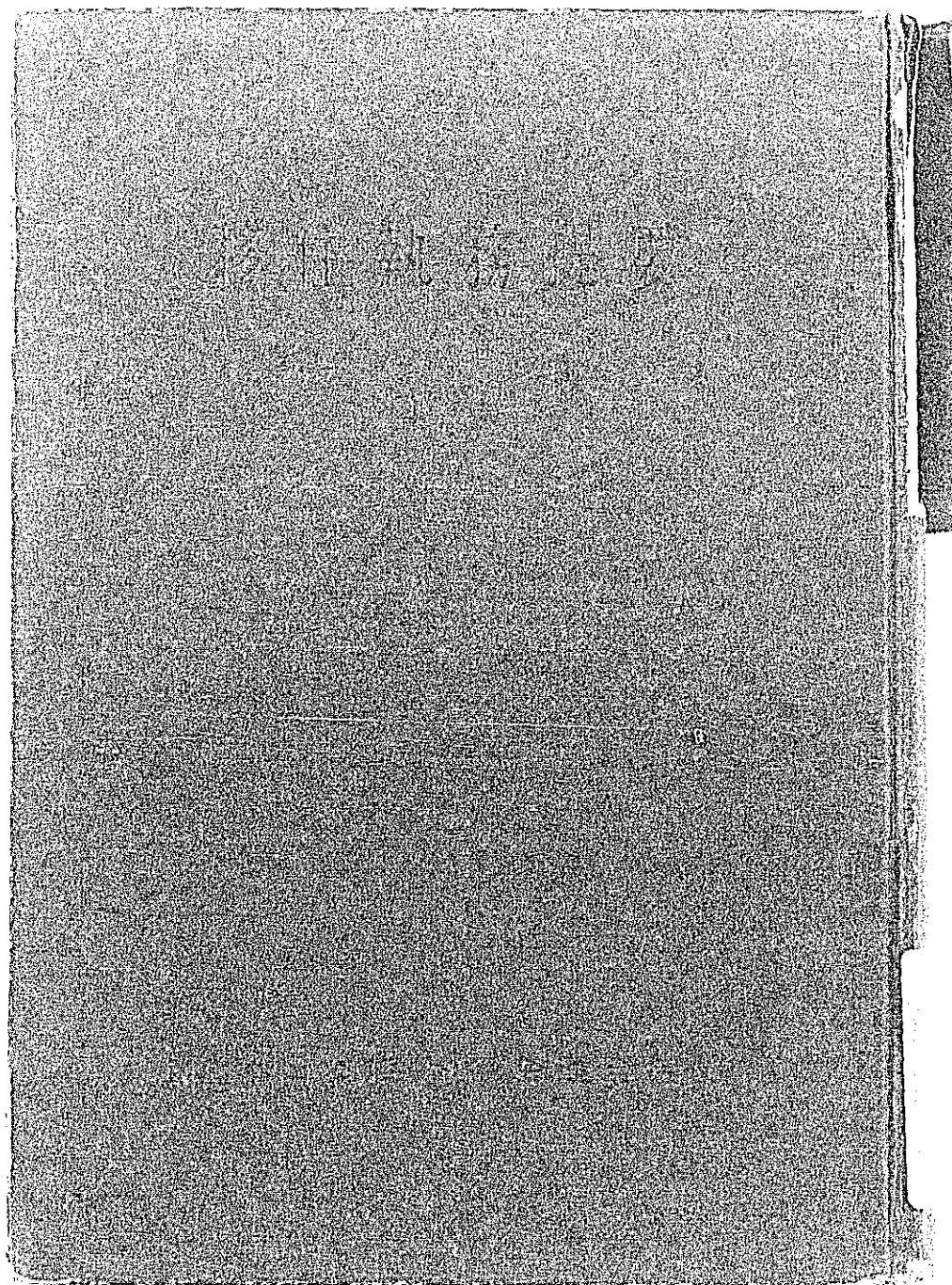




移住執務提要

(改訂版)

財団法人 日本海外協会連合会

国際協力事業団

受入 月日	84. 7. 27	700
		23.4
登録No. 02804		EA

「移住執務提要(改訂版)」を推奨する

この度、日本海外協会連合会では、さきに発刊した「移住執務提要」の改訂版を刊行することになった。申すまでもなく本書は移住実務にたずさわる地方海外協会の職員並びに移住推進委員等第一線において直接移住者のお世話に当る方々の執務用の必携として編纂されたものであるが、これは初版の時にも非常に好評で大層重宝がられたと聞いている。

今般、初版以後一年有半のうちにその内容に変更のあつた面を改正すると同時に、新たに例規集をも収録して再版することになった。

私としては、この改訂版も亦広く全国的に普及され、移住実務がこの一冊の冊子に依つてよく足並をそろえて推進されることを願つて止まない次第である。

昭和三十四年一月

外務省移住局長

伊 関 佑 二 郎

「移住執務提要(改訂版)」の刊行にあたって

さきに昭和三十二年、当会においてこの「移住執務提要」を初版したところ、地方海外協会の職員並びに地方の第一線において移住実務を担当される方々はもちろんのこと、広く移住関係者一般にも愛読され非常に重宝がられて来たのであるが、その後、内容に若干の改正すべき点が現われたことと、新たに例規集を設けてほしいという強い要望もあつたので、ここに前篇を実務篇、後篇を例規集とし、これに更に付録・別表をも付して再版することにした。

この冊子が初版の時以上に移住事務の円滑なる推進のため、ますます一顧利用され、移住実務担当者の座右の冊子として愛されるならばこれにこしたる幸いはない。

昭和三十四年一月

日本海外協会連合会会長

坪 上 貞 二

目次

序 外務省移住局長 伊 関 佑 二 郎

日本海外協会連合会長 坪 上 貞 二

前 篇 実 務 篇

第一章 総 論

移住者の募集より定着まで 二

第二章 移住執務者の実務

第一節 啓 蒙 宣 伝 三

第二節 移住相談要領 三〇

第三節 募 集 三〇

第四節 選 考 基 準 三三

第五節 推 せ ん 書 類 三六

第六節 渡 航 手 続 三六

第一項	旅券申請	七
第二項	入国手続	六
第七節	財産整理の援助	六
第三章	移住者に対する指導	
第一節	移住者の心構えについて	六
第二節	移住支度品について	六
第三節	荷物輸送について	六
第四節	移住あつ旋所における注意事項	一〇
第五節	必要経費について	一一
第六節	船 中 心 得	一三
第七節	上陸港より移住地まで	一七
後 篇	規 集	
	モデル農業高校育成に関する件	一四
	移住推進委員設置に関する件	一六

地方公共団体の海外駐在員事務所又は地方海外支部の設置に関する件	一四〇
映画フィルムの利用について	一四一
展示品貸出内規	一四二
講師派遣に関する件	一四三
移住者の渡航費貸付基準に関する件	一四四
国内企業の海外進出に伴う技術移住者渡航費貸付に関する件	一四五
移住者の財産整理援助施策に関する件	一四六
福岡県海外移住促進資金融通要領	一四七
広島県海外移住者財産整理特別融資取扱要綱	一四八
開拓移住者に対する融資に関する件	一四九
渡航後及び渡航前の開拓移住者に対する営業資金の融資について	一五〇
開拓移住者に対する融資実施要領	一五一
移住者の渡航手続要領に関する件	一五二
伯国呼寄移住者の渡航手続費用に関する件	一五三
アルゼンチン国計画移住者の渡航手続に関する件	一五四
伯国移住者の呼寄状に関する件	一五五

公募による伯国呼寄移住者に関する件	一八一
伯国呼寄移住者の勞務契約書に関する件	一八三
伯国移住者の中ブラジル国で出生した者の取扱に関する件	一八四
伯国呼寄移住者の職業証明書に関する件（非農業者の渡伯問題）	一八五
伯国呼寄移住者の選考に関する件	一八七
旅券下附料支払方法に関する件	一九九
コチア産業組合単独青年雇用移住者の渡航手続に関する件	一九一

付 録

財団法人日本海外協会連合会寄附行為	一九四
業務分掌規則	二〇〇
日本海外移住振興株式会社定款	二〇一
国際移住研究会規約	二〇二
日本学生海外移住連盟規約	二〇三

移住用語辭典

別
表

- (1) 各地方海外協會所在一覽
- (2) 在外機關一覽
- (3) 入植地別移住実績一覽表

前篇 實務篇

第一章 総論 移住者の募集より定着まで

募 集

移住者の受入国との間で、具体的に移住者を日本から送出する時期、輸送方法、受入条件等が定められると、海協連はこれらを要約して「移住者募集要項」とし、各地方海協に送付する。そして、各地方海協では、かねて啓蒙宣伝等の広報活動の際、調査して置いた移住希望者の相応ありそうな地方を重点的に選んで募集要項を発送するとか、あるいは移住相談なりその他の機会なりに予備登録しておいた人々に照会するとか、地方新聞、府県の広報機関紙、ラジオ等々を通じて広く一般に呼びかける方法をとる。もちろん、移住推進委員が充分活動し得る様に常に連絡をとることが必要なことは言うまでもない。

そして、出来れば各市町村役場や農協等の掲示板、部落の回覧板、農業改良普及員等に到るまで募集の大意を書いたチラシを配布するぐらいにまで徹底することが望ましい。また学校生徒等直接には応募資格のない層の人々を通じての間接的方法も案外効果のあるものである。

地方選考 募集に応じた人々に対しては直接的には地方海協が窓口となつて受付け、移住申込書その他必要書類が提出されたら、記載事項を詳細に点検して不備な点を訂正させ、完全な

もののみを受付るようにせねばならない。姓名、居住地名のフリガナがなかったり、生年月日の誤記や戸籍謄本と異つた名前の記載等があると後々までも影響し、旅券や査証書類作成の際、ローマ字綴りに直すことが出来ないで、電報か長距離電話で問合せたりしてお互に無駄な失費がかかるばかりでなく、万一間違つたままの書類で上陸の際発見されたら別人として入国不可能なときえ起るのである。女の子供等不用意に謄本にない「子」の字を附加することなどないよう謄本と照合し厳重に調べてもらいたい（例えば謄本では「しず」という名前を「しず子」と書いては不可）

募集要項の締切日は厳守し、それに間に合う日取を見計らつて地方選考を行う必要がある。

地方選考は地方海協が主体となつてこれを行い、募集要項の各条件に合致する家族、人物を公平に選考推せんせねばならない。安易な気持から有力者の個人的推せんとか、政治的考慮から、不適格の人物を推せんすることは、大きく言えば日本の移住政策の大本を誤ることはもちろん、移住者本人の将来にとつても決して益しないということは、多くの過去の事例によつて明らかである。特に身体的条件、眼疾等の診断が安易に取扱われると、これは移住あつせん所に入所後の身体検査の結果に当然現われてくるし、乗船出来ないことになつて再び郷里に帰らされたりすることになる。移住者本人にとつて如何に大きな損失になるかを考えたら、地方における第一段階で不適格者を防止し、治療出来る病氣であれば全治した後に推せんするように

せねばならない。公募のものについては地方選考の結果を集約した統計資料を必ず所定の期日までに提出するよう努めてもらいたい。これは補助金等申請の際の資料にもなるのであるから、中央からその都度請求するまでもなく提出されねばならない。

中央選考

地方から推せんされた移住者は、海協運が主体となつて最終的選考を行う。この場合には、移住者送出の主管官庁たる外務省、並びに農林関係移住については農林省、その他の移住者については労働省や通産省等関係官庁と協議し決定することになっている。コチアの如く引受者側の指定あるものについては、全国農協中央会等関係機関も加えて選考会議が開かれる。中央の選考は主として書類選考である。その際の選考基準は直接募集要項に示されている条件はむろん第一に考慮されるが、その他、受入国の一般的社会環境に融和出来るかどうか、また、移住者自身の将来にとつて生活の安定が得られるか否かの分岐点になる稼働力が充分であるかどうか、家族構成に無理があつて、将来、家庭争議の原因になるようなことはないかどうか等、より広い視野から移住者個々の家庭または人物について一々判断を下し、合否が決定される。合格が決定した者については、日本海外協会連合会会長名の合格通知書が地方海協を通じて送付され、また急ぐ場合は合格者名を電報、電話で通達することもある。

② 講習・訓練

合格決定者は直ちに渡航手続を開始するわけであるが、乗船予定日までに

時間の余裕ある場合、経費の許す限り、原則として公募の移住者は一定の場所に各家族の中心人物を集めて、海協連主催の下に講習・訓練を行う。

この講習訓練の目的は、渡航前に移住者に現地の諸事情を教え、渡航準備の参考に資せんとすることはもちろんであるが、更に大切なことは大部分の移住者は海外渡航が初めての人々であるから、外国に行く人としての心構えをまず作らせることが先決問題である。従つて農業移住の場合、日本農業と異つた営農方式や理論を教え、また実地に農業機械器具の使用法等を教授することは、これを通して開拓者精神ともいべき独立自営の心構えを作らせるためのものである。雇用移住者であつても将来は独立自営を目標とするのであるから、同様な心構えを必要とするが、コチア単独青年者の場合は多少異つたものとなる。すなわち、被雇用者としての心構えという点を直接訓練の目標とし、講習の際、人物考査を兼ねて行い、適格者として判定された者にはのみ合格決定を行い、講習期間中不適格と判定されたものは仮合格が取消される。

渡航手続 移住者は合格通知を受取つたら一応日本側として最終決定は下されたわけであるが、外国に渡航するためにはそれぞれ受入国側の要求する渡航上の手続が必要となる。手続書類の詳細は第二章以下で述べるが、合格通知を受取つた移住者は出来るだけ速やかに旅券の下付申請書を提出する必要がある（伯国呼寄移住者で入国許可を取るための必要書類である警察の証明をもらうために合格通知を發給されたときは多少取扱いが異なる）。このためにはあらか

じめ戸籍謄本、写真を用意して置き、合格通知書入手と同時に旅券の申請をすることが望ましい。また、指定された乗船が何かの都合で延期になつた場合でも、旅券は六ヶ月間の有効期間があるのであるから、渡航を断念し中止したものでない限り、この申請はぜひ提出する必要がある。それと同時に査証に必要な書類を提出せねばならない。これは各国領事館共出来るだけ前広に書類を提出することを求めているからで、通訳や書替に必要な期日を見込めば、あつせん所入所の少くとも三週間前（乗船期日四週間前）には海協連またはその他の指定個所に必着するようにせねばならない。

査証に必要な書類が度々変更されたり、未成年者と成年者の限界が二十一才になつたり、二十二才になつたりして、如何にも權威のない指導方針のように思われるが、この点については次のような事情があるのである。日本側の手続書類は旅券法およびその附属法規によつて明白に規定されているから、法規の変更がない限り手続書類の変更はないわけであるが、一方、査証関係は相手国により種々必要書類で異なることはもちろん、ある一定の国に於ても必要とする査証書類に度々変更があつたり、査証する領事の認定に委ねられている部分が多いので、領事に転任異動のあつた場合とか、同じ国の領事であつても、神戸と東京でその解釈が異なる場合がある。例えば、ブラジル行の移住者は五十才以上は認めないという法規があつても、ある領事は稼働力の中心に数えられる人が五十才未満であればよいと言う解釈を下し、また他の領事は

たとえ同伴者であつても永住を目的とする移民入国者は総て五十才以下でなければならぬと解し、老令の父母の同伴を呼寄雇用移住者の同伴に対して査証しないという例がある。

成年者の年令にしても、日本の場合のように民法の規定によるすつきりしたものではなく、外国では出生、成年等は宗教上の儀式と関連することが多く、そのために二十才で成年と言う断定が下されることが起る場合がある。

そうしたことは文書か何かで照会し、すつきりした線を出せばよいようであるが、中南米関係の入国手続はすつきり一線で割切れぬ所に、日本側としては却つて好都合の場合が多いので、多分に含みをもつてケース・バイ・ケースで処理している次第である。

渡航費の貸付 渡航費の貸付は、移住地までの海洋の船賃および内陸の船賃乃至汽車賃であつて、前航空機の利用は極く例外的に認められるだけである。

日本海外協会連合会会長は外務大臣に申請して、移住者の支払うべき日本国の港から上陸港までの船賃、ポリビア、パラグアイなどの場合は内陸の船賃及び汽車賃を含めた金額を日本政府から借り受け、移住者に代つて直接船会社に別記の金額を支払う。従つて移住者は自ら船会社より直接乗船券を入手する必要はない。その代り各移住者は海協連会長との間に渡航費貸付契約書を取交す。この金はそれぞれ別記の条件に従い、渡航後一定年限内に海協連の現地支部またはその代行者、引受責任者等を通じて返金せねばならない。この返金された金は再び新規の移

住者のための貸付資金の予算的裏付となるべき性質のものであるから、規定の通り償還に努力せねばならないものである。地方海協は、この償還義務につき特に指導することが必要である。

輸送

乗船する船が決定したら、移住者は出航日の大体一週間程前に、神戸または横浜の移住あつせん所に入所して、外貨の交換、営農資金の預託、出国のための税関並びに出入国管理庁の検査や手続、健康診断などを行いつつ、余暇を利用して受入国の国語であるポルトガル語やスペイン語の講習を受けたり、国際教養や携行荷物についての注意を受けたり、毎日多忙な日を過ごす。中南米を中心に言えば、現在日本政府で取扱っている渡航費貸付の移住者の輸送機関として、東廻り（北米、パナマ運河を通り、南米大陸の東海岸を南下する航路）の船は大阪商船株式会社の南米航路の船を、また西廻り（香港、シンガポールを経て、アフリカ大陸の南端ケープタウンを廻り、南米大陸の東南海岸に達する航路）は香港に本社を持つオランダの船会社、ロイヤル・インターオーシャン・ラインズの南米航路の船を利用することになっている。これら両会社の南米航路に配船されている船は、いずれも客貨兼用の船で、純粹に移住者だけを輸送するために建造されたものではないから、設備その他で不十分な点がたくさんある。しかし、まだ日本ではイタリイのように移住者輸送のための専用船を配船出来るほど多数の移住者を送出するまでに至っていない現状であるから、当分は我慢するほかはない。大阪商船とロイヤルではそれぞれ表面的には一長一短はあるように見えるが、いずれも運賃、待遇等

両社協定しているから根本的な優劣はない。貨客船であるから往航には船舶に組立式寝台を設営して三等船室とし、復航では寝台を取かたずけて貨物船舶とし、南米からの輸入品である農産物や鉱産物を主とする貨物を日本その他途中の寄港地まで輸送している。

船中において、移住者の世話と保護の任に当り、起り得るいろいろな生活上、手続上の問題を処理するため海協連は移住者引率員を同行させる。また、外務省は輸送監督官を任命しその保護に当る。従つて移住者側に待遇その他不満がある場合は乗船している監督を通じて交渉し、また船側の要望事項は監督を通じて乗船者に要請される。

上陸から定着まで 通過国の上陸港または長い航海を終つて移住目的国に到着し、上陸の際の一番問題となることは検疫と税関税査である。この両者はいずれも受入国が独自の立場で、自主的に判断決定するもので、日本側のいろいろな証明や説明は先方としては一応の参考にするだけのものである。検疫の際一番問題となる眼疾にしても、白人系文明諸国では眼疾は最も非文明病と考えられているが、日本の農漁村あたりでは極端に言えば眼の少々悪い位は病氣と考えておらない状態である。この点外国では事情の異なることを充分認識せねばならない。

また日本の世界的水準以上に進歩した医学で伝染性のないものと判定され、たとえその証明書を所持していても、受入国の検疫官がこれを認めなければ如何ともなし難い。医学上の論争ではないから、最後決定は相手国の行政権に待つより外はない。税関に関しても同じことがいわ

れ、相手国の主権の發動で無税で通関させるか否かが、決定される次第である。

日本側の出国の際の税関検査は、輸出禁止になつてゐる重要美術品として指定されているものとか、麻薬等を調べるのが目的である。一般の品物については為替管理法上無為替輸出（輸出の見返りとなる代金の支払を受けないで海外に品物を出すこと）の限度は、一般旅行者は旅行に直接必要な最少限度のものであるのが、移住者の場合は永住を目的とするから、多少携行品の種類数量が拡大されているというだけである。

次に受入国側の税関検査は前記日本側の税関検査とは全然別個の立場で、関係なく行われるので、日本で携行輸出が認められる品物でも、相手国で輸入禁止のものがある。

移住者としては現地の呼寄人とか既入植者からの連絡により、物価が高いとか、ある種の品物の入手困難とかの理由で、他人から携行を依頼されたり、自分で何年分かの数量を携行しようとする者がある。誰でも前述のような事情があれば、たぐさんの品物を移住の際携行したいのは人情であるが、この点は余程考えなくてはならない。その受入国の関税は自国の国内産業の保護とか、関税収入を計るために設けられているものであるから、この税金を逃れるためにいろいろの策を用いることは、自ら永住を目的に渡航しようとする受入国の国策に反する行為であつて、官憲の心証を害するばかりでなく、密輸等と言つて新聞などで書き立てられると移住政策に不利な影響を与えることを考えねばならない。海協連としては、各上陸港の駐在員等

と常に連絡して現地の状況を把握し、各地方海協に伝達しているが、渡航手続の際に後述する通り、相手国により、港により、人により、また同じ人でも時と場合とにより、いろいろ変化があるから、ある場合にどうであつたからといつて、他の場合そうではなくなることがあることを充分諒解し移住者を指導する必要がある。税関吏も大巾の認定権を持つているものであるから、不変の原則として通関状況を報告し得ない。

検疫通関が終れば、呼寄の場合は引受者が迎えに来て入植地に赴くし、計画移住の場合は海協連の現地職員かまたは他の引受機関の職員が出迎えるのが通例である。定着状況はそれぞれ引受国の自然的、又社会的条件によつて相異はあるが、何といつても一月も早くその国の社会に融和し、とけあつて行くことが第一である。人情、国情の異なる初めての土地で不安はあつても、初志をどこまでも貫くよう移住者を予め指導せねばならない。

第二章 移住執務者の実務

第一節 啓蒙宣伝

1 対象

移住に関する啓蒙宣伝の対象としては、大凡次の三者が考えられる。その方法としては「人を見て法を説く」式に自ら異つていて然るべきであらう。

イ、移住希望者について

移住希望者即ち各県において移住相談の記録及び予備登録の実施により予め移住志願者を把握し、これ等の人々に対しては移住地に関する、あるいはその他移住に必要な諸情報を提供し、その移住志望を特定化し実現させることである。この場合の啓蒙方法としては、第一に正確であること、次に具体的かつ詳細であることを要し、漠然とした説明や、美辭麗句またはウタイ文句は全て意味がない。そしてこの段階では夢想的希望を強固な決意にまで高めるための

訓示的啓蒙が必要である。

ロ、潜在移住希望者について

日本には極めて多数の潜在移住希望者が存在しているが（昭和三十二年度海協連の調査に依れば潜在移住希望者数は一、二四一万人。強い希望を示す者は三六三万人）これ等の人口を顕在化させることは啓蒙宣伝の最も大きな使命である。従つてこれ等の潜在移住希望者に対しては先ず移住が出来ることを知らせなくてはならない。何故なら潜在移住希望者にして未だ移住出来ることを知らない人々が余りにも多いからである。移住先の事情及び既移住者の生活の実態等を説明して、移住によつて新しい且つ向上的な生活が開けてくるということを認識させることが最も肝要である。

ハ、移住する可能性も意志もない人々について

これらの人々もまた移住のための重要な啓蒙宣伝の対象である。一人の移住者の後には十人の希望者を必要とし、十人の移住希望者の背後にはこれを支持し援助する百人の世論が必要である。その世論はある時は移住者を助け、またある時は移住に対する識者の関心をつのり政治を動かす。かくて優れた移住者は輩出し深く国民的基盤に根をおろした国家的事業として移住問題が推進されることが期待されるのである。この場合の宣伝としては前項に準ずるが、人口問題、農村問題等の抽象的事項もまた宣伝の内容となりうる。

2 宣 伝 方 法

啓蒙宣伝の具体的方法としては後述の通りいろいろあるが、特に次のことに留意する必要がある。

✓イ、マスコミの利用

最近、商業新聞によつて漸く移住に関する記事が取り上げられつつあるが、この影響は潜在移住希望者や一般の移住与論を喚起する上に大きな役割を果している。また、移住者の募集効果についても、応募者の七割が新聞により決意している事実からしてもこの効果が如何に大きいか判る。各地方協会としては、ラジオ有線放送を含めこのマスコミの活用には特に重点を置くことが必要である。例えば視察者の報告及び既移住者の現地通信を提供すること、また講演会及びその他移住関係行事を新聞記事にとり上げることも啓蒙宣伝の効果を益々高めることになる。

✓ロ、機関紙「海外移住」等の配付

現在海協連は機関紙として「海外移住」を発行している。これはおおむね移住希望者を対象とするものであるが、この活用については、移住相談に来る者のもとより、末端の移住事務担当者及び移住に関心を有する者に洩れなく配布し、ひいては購読者の増加を計るよう配意する

ことが望まれる。

最近は「海外移住」の購読者の中から続々移住して行く事実を見ても、なお一層新購読者の開拓に励むことが大切である。

ハ、関係機関団体との協力

啓蒙宣伝における系統組織の力は大きい。地方海協がその支部あるいは出張所の組織を通して末端浸透をはかることは当然のことであるが、関係機関団体の系統組織の協力を得れば啓蒙宣伝の効果は著しく大きなものとなるであらう。都府県には県議会、教育委員会、農業会議、農業協同組合連合会、青年団、婦人会、市町村等、各種各級の機関団体がある。これらの代表者は地方協会の役員に加わっているものも多いと思われるが常に積極且つ緊密に連絡をとつてこれら機関団体の協力を得ることが肝要である。これらの機関団体の会議、機関紙、催し物などに絶えず広報の機会が与えられるならば常に県内くまなく宣伝の網がはりめぐらされることになる。

ニ、推進委員の活用

たとえ雄弁家の名論卓説といえども、一夜その講演をきいてたちまち移住を決定するようなことは少ない。また末端への宣伝といつても限りある人員と経費ではいつもその浸透を期することは困難である。この意味で地方協会の末端を強化し、広報宣伝の中核としての移住推進委

員を設置することはその活動の成果に大いに期待すべきものがある。これら推進委員には移住に関心の深い町村の役員を始め、篤農家、教育者、及びかつて派米、派伯青年であつた者等に依頼することが望ましい。一人の熱心な指導者をつかめば勞せずして十人、百人の移住者を輩出することは充分期待できることである。推進委員は啓蒙宣伝の触角となるほか、移住相談に応じ、応募者については、具体的手続及び財産整理の指導にも当ることにならう。地方協會は常にこれら推進委員と緊密なる協力のもとに機關紙はもちろん、パンフレット、募集要領等、募集關係資料などを速かに配布し、しばしば講習会を開き、移住事情、手続、その他必要事項の知識に通曉するよう計ることが肝要である。

ホ、モデル市町村について

近年は村単位、町単位等で集团的に移住する場合も次第に多くなつて來たから、この点もよく考慮して重点的に啓蒙宣伝して行くことも必要である。それに広報活動の方法として、漠然と且つ広範囲に実施しても、實際上、經費並びに人的關係から短期間に成果を挙げることは望み難い。そこで特定の市町村を選定し、これに集中的且つ反覆的に活動を実施する方法が考えられる。すなわち移住の仕事を進めるためにはまず強力な協力者がなくてはならないのであつて、当該市町村において前述の通り実施するならば、県海協職員と末端事務担当者との和並びに意志の疏通が可能となり、その活動は一段と有機的、効果的になり得るし、また、經費の面

においても有効な支出が期待できるのである。特定市町村の選定に当つては、既に移住者を選出している地区、引続き将来とも移住を期待出来る地区、農業経営規模乃至その他の経済的、社会的諸要素から見て、移住を必要とされる地区及び特に移住に関して、関心の深い為政者を有する地区等を優先的に選ぶことが得策である。

さて、これが育成については、後述の催し物を機会ある毎に活用すべきであるが、少くとも最低一年間の実施期間が必要であらう。この実施は活動自体の成果を期待出来るのみか、これを通じて今後の活動並びに移住問題についての生きた体験的示唆が得られると考えられる。

へ、モデル高校について

海外移住思想を普及して行く為には、青年層に対する啓蒙が最も大切である。即ち高校生に對し有効な働きかけをしてゆくことは感受性の強い青年に對し移住についての認識を与え、更には単独または家族移住の支柱となる精神的基礎をつくることにもなるのである。かかる直接的効果は別としても少くも将来農村の中堅層となる生徒に移住思想を普及することが充分望めるし、又その家族の姿勢を移住の方向に向かわしめることも期待できるのであらう。この意味でモデル高校を設置し、育成することは、啓蒙宣伝全体から見ても重大な位置を占めるといえる。さてその選定に當つては当該高校の協力等を勘案の上、定めることが考えられるが、更に育成については、地方協会は少くとも春秋二回くらい当該校に赴き講演、映画又は幻燈会等を催

すことを初め、在外県人の帰郷等を利用し、特別講演会を開き、又生徒をして研究会グループを結成させ、これに機関紙「海外移住」その他移住関係資料を配付し、青年の知識欲に訴え、広く国際的視野において物を考える能力を培わしめる等の配意が必要であらう。かくしてモデル高校の育成による成果は、之を媒介として県内学生生徒層の中に有機的浸透的に移住シンパを拡大する契機ともなるう。

さて催物については次の考慮が必要である。

ト、催物の開催について

√(a) 講演会、座談会

関係者の講習会並びに一般与論の喚起を目的とした場合は、市内において実施することはよいが、潜在移住希望者を対象とした場合は出来るだけ末端において実施することとし、村単位より、部落単位で行った方がより効果的であらう。また、移住希望者に対しては、講演会より座談会の方が彼等の希望を特定化することに成果が期待出来よう。要はその都度、実施成果をよみとり、機会を捉えては、何回となく同地域に実施する等の配意がその効果を確実にするものである。また、この種催し物には婦人の参加に留意すべきである。講師としては一時帰国した県出身者等を活用することも大いに効果がある。

✓(b) 映画会、展示会

啓蒙宣伝においては、十の演説より一の記録映画の方が効果が大きいようである。自分達が移住した後、果してどうなるのかということを眼で確實に把握することは、文字通り「百聞は一見にしかず」の効果をあげるものである。従つて各県において巡回映画並びに展示会をしばしば開催する必要がある。

この際、講演、座談会を併せて行つた方がより効果的であることは云う迄もない。

✓ (c) 残留家族の座談会

既に移住した残留者の家族を集め、関係者を含めて座談会を実施することは、極めて啓蒙上効果的である。何故ならばこれ等の留守家族の人々には、現地よりの直接通信が来ておりこれを利用することが出来るからである。現地のナマの報告が如何に大きいかは一人誰かが移住するとその村、さらにはその近郷より引続き多数移住するのをみても明かである。

以上主なもの述べたが、啓蒙宣伝方法の実施については、夫々県の実情によつて異なることは云う迄もない。すでに移住に充分の実績のある県とはほとんど実績のない県とは、宣伝の方法に差がある筈であつて、同じ県の中では都市と農村の相違はもとより、農村の中でも地区によつて移住に対する態度が異なるから、これに相応した宣伝方法が望ましい。すでに多くの移住者を送り出して現地より通信の来ているような村で抽象的な移住論を演説することなどは無意味である。

第二節 移住相談要領

▽ 海外移住に対する基本的観念

移住相談を行うに当つては、まず海外移住に対する基本的観念を把握し、その観念に立脚して個々のケースの処理に臨むことが何よりも必要である。

戦後の海外移住は、人口問題の解決という目的のほかは、勤勉にして技術の優秀なる移住者を送ることによつて相手國の發展に寄与し、その声価をあげるに伴い世界各國への窓をひろげ、海外發展の基礎をきずくという大きな目的をもっている。換言すれば自國の都合ばかり考えず、相手國の友誼と國際社會の信義に信頼をよせて、未開の資源を開発することにより移住者個人の利益に止まらず、人類社會の福祉に貢獻する——という高度の理念をもつものである。

従つて、移住相談に際しては、この基本的観念に立脚し、

- 1 劣悪なる移住希望者の排除
- 2 優秀なる移住適格者の発見と応募指導

3 条件不足の者に対する指導援助等
等を目標として進むべきであらう。

✓ 移住相談業務の内容

海外移住相談は次のような事項について取扱う必要がある。

- 1 移住に関する知識を普及すると共に移住の方法の周知徹底。
- 2 移住地事情の説明。
- 3 募集現況と募集予定の周知。
- 4 応募に関する指導。
- 5 家族構成に関する相談。
- 6 結婚問題に対する相談指導あつ旋。
- 7 その他家事相談にまでわたる事項。

これらの事項は広報宣伝に属する事項にわたるものが大部分であるが、移住相談業務は言わば広報宣伝の尖兵的役割を果すもので、一人一人を対象とした宣伝とも言える。

特にこの際留意しなければならないことは、移住相談に来る人の中には莫然とした気持で相談に見える人が相当あるので、先ずその莫然とした気持なり知識なりをある程度整理し、ま

めてやる様な心構えでのぞむことが肝要である。

移住相談所の窓口について

移住相談は、海外移住関係業務中でも重要な部門であるから、窓口には老練にして海外移住業務全般に通じ、真に相談に応ずることのできる人材を配置することが必要である。(中南米現地を視察した者を配置すればなおよいが、視察者がいない場合は書籍・文献・写真等により現地事情を勉強させること。また県内に中南米現地を知っている有識経験者があれば囑託として活用することも一方法である。尤もこの場合でも特殊の経験だけしか持たぬ人であると見識が狭く、独断的指導をする場合が起るから注意が必要である。)

面接相談は、とかく時間のかかるもので、一人の相談者に対し少くとも三十分以上は要するから事務能率をあげる方法を予め考えておく必要がある。既に各都道府県海外協会で大部分実施していることと思われるが、予め相談申込票などを印刷しておき、氏名、年令、職業、経験、特技、健康、家族構成等必要事項を書きこませ、質疑応答を行えば、時間をずつと節約することができるであらう。

面接相談を受けた場合、その応答は慎重に且つ親切に行うべきであるが、相談者の申し述べた内容を確実に把握し検討した上次のような結論を出す必要がある。

(一) 条件に合致し、応募資格ある者に対しては応募系統をとらせる。

(二) 移住者として不適格なもの、条件が全くとのわぬ者に対しては移住不可能の旨を述べあきらめさせること。

(三) 一部資格に欠けているが、これを補えば適格者の範疇に入る者に対しては、その方法を教えること。

従来とかく移住相談窓口担当者の中には、来訪者に対し著しく迎合的なもの、あるいはこれと反対に機械的解釈主義をとるものなど両極端の傾向が見られたが、この両方のやり方とも間違っている。前者の場合は、来訪者に対しその資格条件などを深く検討もせず「行けます。行けます」とばかり軽はずみに発言し、来訪者に過大の期待をもたせ、あとで不適格者になつて幻滅感を与えたという例や、これと反対に後者の場合はいたずらに機械主義的に解釈し応募できる者まで無資格者として落していた事例があつた。

移住相談はすべからず緩峻よろしきを得た上、人間を相手にする以上血の通つたものであることが要請される。右について最近の事例を一、二あげてみよう。

◇条件不足の者に対する指導の一例

甲県の移住相談の窓口に次のような家族構成の者が相談に来た。

「ある牧畜農場に勤務する二十五才の独身男子、両親ともに死亡し十八才と十四才の弟と共に

農場に働いているが、ブラジルのコロノとして行きたい」

と、これに対して甲県の窓口は、

「十五才以上五十才未満の稼働力が三人以上ある世帯でないから認められない」

と回答した。これと同じような例が乙県であつたが、乙県では

「一番上の兄は妻帯し夫婦家族に弟二人を加えて行きなさい」

という指導を行い、応募選考の結果合格して渡航したという実例がある。窓口担当者の判断如何により折角の移住可能者が浮ぶか沈むか紙一重の差を生ずるという一例である。

現地事情の説明について

従来、現地事情を説明するに当つて、とかく良い面のみ誇張して話す傾向があり、相談来訪者をして現地を甘く見、過大なイメージと期待をもつ結果、現地に着いてから想像と食いちがい、落胆あるいは憤慨するなどの事例が屢々あつた。こうしたことの起らぬよう移住相談に當つては良い面のみでなく困難な面についても話し、現地の実情をよく把握させることが必要である。と同時にまた「移住者としての心構え」なり「開拓者精神」とも云うべきものをよく教え、開拓にはむしろ困難が伴うのが普通であり、これを克服してこそ其の成功に到達することが出来るものであることを強調すべきである。

單身青年に対する移住相談

移住相談の大半を占めるものは、どこの県でも單身青年と思われるが、この單身青年の公算は現在比較的少いので満足を与えるような相談の解答を与え得ないことは残念である。

單身青年の中には、ただ一途に移住熱に浮かされてゐる者や、唯漫然とブラジルやアルゼンチンの国々にあこがれて「行つてみたい」などと希望する者が多い。

青少年に対する移住相談は大人以上に慎重に且つ緩急よろしく相談に應ずる必要がある。最近來た移住相談のうち青年の実例を示してみよう。

(問) 高等学校在学中の十七才の少年ですが、中南米に行きたいと思ひます。現在募集中の処を教へて下さい。

(答) 中南米の新天地移住を志望する気持はよくわかりますが、学校を途中でやめることは感心しません。高等学校を出てから移住しなさい。それにブラジルへ単独で移住するには満二十一才以上でないと入国が許可されません。尤もコチア青年の場合は特別扱いで満十八才以上となっていますがそれも在学中の者は避けるようにしております。

(問) 来年高考卒の少年ですが、農業経験なく特技等ありません。移住できるでしょうか。

(答) 中南米移住は農業が中心です。貴方は未だ若いのですからこれからでも遅くはありません。

ん。これからでも、しつかり農業経験を身につけてから移住されるべきです。

(問) もと自衛隊に勤務していた二十六才の独身青年、目下無職ですが退職金もあり当座の生活には困りません。金のなくならないうち中南米移住を実現したいと思います。トラクターの運転技術もあります。

(答) 公募に応募する方法のほか、呼寄移住のスポンサーをさがし指名呼寄で行く方法があります。

移住相談と結婚相談

最近、单身者の中には移住前に良い配偶者があれば結婚して渡航したいという要望をもつ人が多くなり、また地方農村の娘さんの中には海外に雄飛の気持をもつ青年の処に嫁したいという開拓者精神旺盛な者もある。従つて、移住相談の窓口業務は単なる移住相談の分野から一歩進んで結婚のあつ旋の分野まで拡大する必要が起つてくると思われる。既に地方海協によつては結婚あつ旋を実施しているところ、あるいはあつ旋態勢確立準備中のところなどあるようであるが、これからはこれら地方海協の活動を相互に結びつけて全国的な広さにおいて適切に処理して行くことが望ましい。

「移住相談は人生相談なり」という言葉は右の結婚の場合に止まらず、相談をつき進めてゆ

けば、他人の家事相談の分野まで及ぶものである。移住条件上不可欠の家族構成の点に關しても養子縁組問題は最も大きなものであり、その他子供の教育問題、内地送金問題等多岐にわたっている。

移住相談と失業者問題

最近、失業者で海外移住を希望する者が多くなつてゐるが、失業者を海外移住にふり向け転換させることは個々のもつ条件によつて異なるから、次の三つの失業者の場合を参考までに掲げてみよう。

◆Aの場合

(問) もと駐留軍の警備員ですが、失業して半年、失業手当だけで窮迫した生活をしてゐます。海外移住したいと思いますが農業経験なく携行資金ありません。なんとか援助を受けて海外に渡航できませんか。

(答) 海外移住者に対して政府から渡航費の貸付は受けられますが、それ以上の援助は現在のところ行われておりません。親類知人の援助を受けるといふ方法もあると思いますが、しかし、あなたの場合農業経験なく他に特技がないのですから移住は困難であり、しかも失業中で毎日の生活に追われているのですから今すぐ移住すると言つても無理です。あなたは海外

移住の夢を一応捨てて職を探すことに専念し、当面の生活をまず確立することに努力すべきでしょう。生活に一応のメドをつけてから移住を考えるべきです。

◆Bの場合

(問) 農家出身の二十八才の工員、妻と十八才の弟の三人暮しです。勤務工場の操業短縮で半失業状態におかれています。現在貯金約二十万円あり、移住の場合には実家からもある程度援助してくれます。移住の方法を教えてください。

(答) 農業経験と工業経験があり、稼働力と携行資金等の状況から見ても、あなたの場合移住は可能です。直ちに帰農して農業従事証明書を発行してもらえる時期まで待ち、証明が出たら直ちに応募したらよいと思います。

◆Cの場合

(問) 駐留軍モータープール勤務中の自動車修理更生の工員ですが、ここ半年か一年位先に整理解雇があると予想されるので、それに備え同じ仲間と共に南米へ移住したいと思っています。

(答) 自動車修理更生の高度の技術を持つておれば、中南米でその技術を生かすことができます。ブラジルでは日系人の自動車修理工場が方々にありますから、そこに指名呼寄の方法で移住したらよいと思います。

失業者の移住者への転換問題については、個々のケースによつて可、不可が生じてくるわけで

一樣ではないが、本問題については職業あつ旋機関などと予め協議を行い、方針を定めておくことも必要であらう。

書面問合せについて

海協連は手紙やハガキによる移住相談に対しては従来一々回答を手で書いたが、最近相談関係書類の輻輳に伴い事務能率発揮のため、予め移住国別解説書、移住のしおり、現在の募集状況一覧表等の印刷物を前以て作成しておき、問合せの分類に従いその該当印刷物を封入送付するという方法をとっている。印刷物では事足りない場合は、個々のケースにより回答を書くわけであるが、解説書を多種類つくっておけば、個々の回答の手数に余程はぶけるわけで、この点解説書を予め作成しておくことは移住相談の能率を發揮する上に役立つであらう。

なお、地方海協宛に來た個々の問合せ中、判断に迷うような分については海協連に回付されれば、速かに回答する所存である。

移住相談窓口の設置

移住相談は、一般の海外移住に対する関心を高め、且つ相談者の便宜をはかるため、できるだけ多くの常設窓口を設置することが望ましいが、博覧会、展示会等多数人の集る場所に臨時

的に出張して相談に応ずることも効果のあることである。末端においては地方推進委員の方に大いに努力してもらい、できれば市町村役場にそれぞれ専門の担当者を配置して移住相談に應ずる態勢を整えることが理想的である。このためには移住問題担当者の養成のため講習会や研究会などを都道府県において実施する必要がある、またこれら担当者に対して移住問題の情報を不断に通報することが必要である。

なお、移住講演会開催や巡回宣伝隊派遣の場合、必ず移住相談を実施するよう心掛けて、宣伝の効果を直ちにその場で補促できるよう努めねばならない。

第三節 募 集

一、基 本

「募集」といつても充分に広報宣伝が行き渡つていれば、単にその場合の募集条件等を示しさえすればよいわけであつて、「募集」は啓蒙宣伝の最終段階ともいえるし、「具体的広報宣伝」そのものともいうことができる。従つて移住者の募集が必要になつたとき、改めて募集

に力を尽くさねばならないようでは、もはやその募集は半ば以上不成功というべきであつて、
不_レ断の啓蒙宣伝こそ最も必要である。

二、実 施 要 領

イ、募集要領の扱い

1 募集で一番大事なことは末端にまで行き届くということである。このことについては前
項「啓蒙宣伝」でも述べたが、県に於ては募集要領の抜萃を部落単位まで洩れなく配布す
ることが是非望ましい。

2 次に重要なことは募集要領配布の迅速ということである。すなわち移住という如き生涯
を左右する重大事は希望者が募集を知つて応募するまでには相当の時間を要する。家長が
移住を決意するにも多くの時間がかゝらうし、家族の意志や親類などの意見を取りまとめ
るにも、また日数を要しよう。従つて移住者が募集を知つてから募集締切までにはなるべ
く多くの余裕を必要とするので海協連としても早期募集を期してこの期間の延長に努力し
ている。いづれにしても「迅速」ということについては地方海協の担当職員の御尽力を是
非お願いしたい。

ロ、移住希望者の把握

現在のように募集期間の短い状況においては、普段の広報宣伝の機会を利用して常時移住希望者の把握に努力し、前述募集要領の配付に当つても予めメドをつけた上で移住希望者に配付することが必要と思われる。

又かなりの移住希望者が見込まれる地区に対しては、単に募集要領を配付するに止まらず、当該地区に赴いて座談会等を開催し説明する等、具体的行動をとることが有効と考えられる。

ハ、予備登録の実施

移住希望者の把握のために予備登録を実施することについては啓蒙宣伝の項に述べたが、募集計画を立てる場合、この制度は極めて有効と思われる。即ち受入国により移住地により個々の具体的入植条件は異なるけれども、家族構成、携行資金、並びに受入側の助成等においては固有の同一条件がある（ブラジルのINIC扱、パラグアイ、ボリビア、ドミニカ等）従つて地方海外協会としては募集が近く予定されている各地区については、その固有の条件を示し常時受付の体制をとることが可能であろう。この場合移住希望者について、移住希望者登録簿を作成、これに希望地区、家族構成、農業経営状況、現地携行資金、希望渡航時期等を記入しておいて、募集要領が中央から配付あり次第この募集条件と照合し、登録者中の該当者に連絡して応募させることもできて有効と思われる。

ニ、特定地域に対する募集

県下全般に対して募集するだけでなく特定条件を満たす地域たとえば果樹、蔬菜を中心とする移住者の場合はその該当地区、又常習災害地や不時の罹災者に対する救済対策として適当と思われる地区等に対し重点的に濃密指導を実施する等、適時適切な配慮も必要であらう。

ホ、情報の正確

次は募集に關しての説明内容は充分に正確であらねばならないことである。このことは多くの移住者が屢々苦情を申立てるところであつて、市町村で聞いたこと、県で聞いたことが実際とあまり異なり過ぎることが屢々受けられるようである。これは受入機関および海協連の責任の場合も少くないであらうが第一線担当係員が平常から研究を怠らないようにしてほしい。

移住者にとつて国内で聞いて来たこと、外国で現実につづかることが相違することは、たとえ些少のことでも不安と失望、ときには憤怒の原因ともなるのである。

三、協同移住

近年は県単位、市町村単位等で集团的に移住するケースが次第に多くなつて来たが、この様な移住の形態を一応協同移住と名づけるならば、この協同移住は精神的面に於ける気強さという点はもちろんのこと、渡航前あるいは渡航後に於ける融資、営農、物資の共同販売乃至購入、農機具等の共同利用等々の面に於て単独で移住する場合より客觀的に見れば便宜の面が多

い様である。従つて啓蒙宣伝のところでも述べた如く村単位なり町単位なりで二十家族、三十家族とまとまつて移住者が出る様に募集をかけて行くことも必要であらう。

但し、この協同移住については過去の経験から云つても、成功している場合もあれば、余り芳しく行つていない場合もあるのであるから慎重に事を運ばなければならないことは云うまでもない。

殊に指導者に立派な人を選ぶこと、現地へ行つてから自分達だけが團結してしまつて排他的にならない様充分教育すること、よく協同体制がとれる様にしつかりした組織をつくつてやること（この意味から云えば広い地域から一単位を出すよりは、狭い範囲から一単位をつくつて送り出す方がよいと考えられる）などの点をよく指導し、配慮して行くべきである。

第四節 選 考 基 準

一、移住者の選考に際しての基準は次の六つに大別される。

- (1) 労力的要素
- (2) 職業的要素
- (3) 健康的要素

(4) 経済的要素

(5) 精神的要素

(6) 教養並びに道徳的要素

二、以上の六要素の中(1)の労力的要素および(4)の経済的要素については移住の形態乃至移住先により資格要件が異なるので、これについては後述することとして、先ず移住者選考上共通の基準とされるその他の四点について説明しよう。

職業的要素について

現在のところ中南米への移住はその大半が農業に従事するのであるから、選考にあたっては何といつても農業(林業・畜産業を含む)に従事する家族であることが要求される。しかし、現在、農業者でなくとも過去において農業経歴を有し、且つ農業労働にたえ得ると認められるものは考慮される。

農業以外の職種の移住者の選考基準については、それぞれ受入国側の一般的入国許可基準による外、募集要領記載の職種経験、技術技能の程度などは指定された基準による。選考に当ってはこれら農業以外の職種を管轄する府県の担当部課または職業安定機関と協議し、それらの技能につき判定能力ある有識者に委託し選考に参加してもらい決定することが望ましい。

健康的要素について

選考上重大な要素となり得るものでこの要素に欠陥ある場合は入国を拒否される。そこで選考にあたっては次の各項目について留意することが必要である。

1 全家族特に家長夫婦が頭健で僻地の農業労働にたえ得ること。

2 募集要領の資格条件欄に明示してある病氣のものは絶体に認められない。結核、てんかん、麻薬嗜好症、アルコール中毒、性病等再発の恐れあるものは既往症でもよくない。特に精神病については近親関係についても注意されたい。なお、不具廃疾については小児マヒによるもの、手足、指の切断してあるもの、並びに先天性または後天性畸形等につき調べること。（ブラジル以外の国では労働に耐えられる程度なら認められる場合もある）なお、家族中に軽度の不具者（跛行または手指欠損、片耳聾等）がある場合は詳細な診断書または患部の写真を添付し海協連と協議の上決定すること。

3 近視又は斜視その他眼科障害及び疾患を有するも視力矯正可能にして日常生活及び労働に支障なきものは考慮される。しかし義眼、片目盲なるものは絶対不可能である。（ブラジル以外の国では労働にたえられる程度ならば認められる場合もある）

4 渡航予定時に妊娠五カ月以上または出産後まもない産婦はさげること。

5 トラホーム及び結膜炎患者について

トラホーム及び結膜炎患者については、一、二週間に於て治療の見込み立たざる者は不採用とし全治の上再応募するよう指導すること。特にアルゼンチン移住者またはプエノスアイレス上陸通過の移住者はア國の嚴重な基準によりトラホーム患者（癰痕を含む）は絶対上陸できない。

6 法定伝染病患者は全治後少くとも三カ月以上経てから応募すること。特に患者の発生した家族は保菌者でないことを立証する必要がある。また、法定以外の伝染病患者（癰疹、百日咳）は三週間以上経過したものでなければならない。

精神的要素について

移住者が現地において成功するか否かはいつに精神的要素の強弱いかにある。

遠く祖國を離れ、原始林または不慣れた環境ととり組み、所期の目的を達するまでは幾多の試練に遭遇することは必至であるので面接においては次の点につき特に注意を必要とする。

- ① 永住の覚悟を有するや否や。
- ② 思想健全にして、同化性に富むか、否か。
- ③ 開拓精神旺盛であるか、特に家長の妻が開拓者乃至移住者の妻として適格であるか否

か。

- ④ 移住を決心した動機と目的が正しいかどうか。
- ⑤ 受入国の政治、社会制度に反する極端な思想及び宗教の信奉者でないか、どうか。
- ⑥ 共同精神に富むかどうか。

教養並びに道徳的要素について

移住者は合格すれば国際人としての教養を身につけなければならない。これは移住先国において日本人移住者としてその範を垂れ、また、後に続く移住者のためトビラをとざさないようにするためにはその教養並びに道徳的要素が重視されるのは当然である。

従つて、特に次の点は最も考慮されなければならない。

- ① 犯罪者でないこと。無犯罪証明書は合格通知書によつて交付される関係上、選考時に犯罪の有無を確認することは困難であり、従来しづば合格決定して財産整理を行い、乗船間際に犯罪事実が判明して合格を取消された例もあるので、選考の際に本人より誓約書をとる様にする。なお極めて軽度の犯罪については、予め海協連とその措置について打合せを行うこと。

- ② 破廉恥的な行為者、醜業婦、賭博の常習者、性格異常者、素行の修まらない者等でない

こと。

③ 適当な教育を受け文盲者でないこと。

④ 入植地の諸規則を尊重し課せられた義務を履行する者であること。

⑤ 渡航費の借入金に対し返済の義務を果す意志を有すること。

三、労力的要素並びに経済的要素は移住の形態乃至移住先によつて異なる。これについて次に説明しよう。

労力的要素について

1 原則的基準

移住者は原則として三人家族（ポリピア移住者は二人でもよい）を基準とし大家族程歓迎される。特に計画移住者の如く原始林の開発に当るものにとつては、苛酷な肉体的労働に堪えうる強健な体力と充分な自家労働力とを有することが必須条件である。ただ、大家族といえども家族構成員中に稼働力の負担になる老人、幼児、幼少年者等が多く入る場合は、かえつて仕事を阻害する結果ともなるので望ましくない。

2 各移住先と家族構成

(一) フラジル国移住者

(イ) 公募家族移住者

A 移植民院 (INIC) 扱い

移植民院の許可に基き募集要領に特に定めたもののほか次による。

① 満五十才未満の夫婦を基幹とし、同夫婦を含めて満十五才以上五十才未満の働き手三人以上を有すること。

② 出願のとき満十五才に達していないが、上陸の時には達する筈のときは一応資格はある。

③ 満五十才を若干 (数ヶ月乃至一年内外) 超過しても差しつかえない。殊に本人が強健であり、その他にも労働力豊富な家族は考慮される。

④ 親子関係以外の複合家族はいけない。但し男親は五十才未満か又は六十才以上でなければならぬ。

⑤ 家族は三親等以内で構成する。三親等以内で同一戸籍にない者はそれを証明する戸籍謄本を提出すること。

① 三親等以内でも家長夫婦の兄・叔父・叔母等の同伴は原則として不可。未婚又は未亡人の姉は可。

② 親子関係以外の親族を同伴するときは、家族との親密度、当人の決意の程度、当人の両親の承諾等にも留意し、詳細な証明書を推せん書類に附加すること。

③ 三親等以内の未成年者を同伴する場合は両親の同意書を添付のこと。

④ 養子縁組は渡航のための変則なものでなくても、おおむね一年を経過していなければならぬ。

B 呼寄扱い

Aの各項を準用すると共に次による。

雇用主の要求する資格に基き募集要領に特に定めたもののほか、

① 被後見人は同伴可。これを証明する書類を添付のこと。

② 満五十才以上五十五才未満の一夫婦が基幹の場合は、満二十一才以上の稼働者二人以上（原則として男子の実子）あるとき考慮される。

(F) 公募單身移住者

A 移植民院扱い

移植民院の許可に基き募集要領の定めるところによる。（コチア産業組合扱の単独青年

移住者はこれに当る。

B 呼寄せ

雇用主の要求する資格に基き募集要領の定めるところによる。

(ハ) 指名呼寄せ移住者は雇用呼寄せ、近親呼寄せ共に家族構成の定めはない。なお単身雇用呼寄せ移住者は目下二十一才未満のものは入国査証を受けることが困難である。

(二) バラグアイ国移住者

(イ) 自営開拓移住者

構成要件は原則的には前記ブラジル移住者と同様であるが、異なるところは六十才未満十二才以上の稼働力三人以上ある家族を優先し、複合家族は入国手続上制限されないが、現地到着後同伴者との間に問題が起り易いからなるべく避けること。

(ロ) 指名呼寄せ移住者

① 呼寄せ者の資格は自営移住者とする。

② 差当り被呼寄せ者は呼寄せ者の配偶者及び親戚とする。

(三) ポリビア国移住者

世帯構成はブラジル移住者に準ずるも稼働力は二人以上あればよい。複合家族についてはバラグアイの場合と同様である。

(四) ドミニカ国移住者

ブラジル行移住者に準ずる。稼働力はブラジルの原始林開拓移住者とは程度が少し異なるので、稼働力二人でも十二分に労働に耐えられると認めた場合は選考に際し考慮する。ド国政府としては自然家族以外の同伴は好ましくない意向を表しているので渡航に際し稼働力を補てんする為に同伴者をつけるのは感心しない。

なお、自然家族でも受入側の家屋の構造上、家族員数は制限される。

(五) アルゼンチン国移住者

世帯は「夫婦と実子のみをもつて構成され、満二十五才以下の子供五人まであり、この範囲内であるべく稼働力豊富な世帯が望ましい。

経済的要素について

移住者は自営開拓、雇用の別なく海協連から渡航費の貸付を受けられる。利子は年五分五厘、四ヶ年据置、八ヶ年賦均等償還である。また、自営開拓移住者に限り、営農資金の一部につき、日本海外移住振興株式会社から融資を受ける途がある。併し、自営開拓移住者は土地代金の要る場合には、土地代金と共に入植初年度の営農及び生活資金の準備が必要であり、移

住あつ旋所に入る前に、土地代金は日本海外移住振興株式会社に支払い、その他は海協連に払い込んで現地に送金の手続をしておかねばならない。ところが近時移住あつ旋所に入つて来る者の中には、この携行資金の不足な者がある。募集要領に示してある携行資金の金額は最低限であつて、少くともこれだけの資金を携行しなければ、移住地での営農及び生活に支障を来し、何よりも本人が困ることになるのだから、応募を決意する時から本人が充分考へておかねばならぬことである。地方協会においても本人の貯金や財産処分等による収入金と、携行資金の外支度金や現地に到着迄の諸経費などの支出金を見積つて、推せん時に収支の見通しを立て、おくべきである。また、合格後は不要不急の物品など買い込んで携行資金に不足を来たすことのないよう更に周到な指導が必要である。

現地携行資金の多いことは入植後営農の促進に有利であるからである。雇用移住者の携行資金は現地に到着後の当面の諸経費にあてるもので、耕地主から前借ができることもあるが、募集要領に示す程度は必要である。

各移住地の携行資金については夫々次の如く定められている。

1 ブルシア国開拓移住者の場合は、それぞれ募集要領にその額を規定するが、INIC扱によるものは生活保証金として一家族当り最低一ハコント（現在の為替相場では一コント約三千円）を必要とする。雇用移住者（分益農移住者を含む）の場合は二〜五万円。

2 バラグアイ国開拓移住者の場合は、一家族当り三十万円以上。

その外土地代金として規定額を分割払または一括払で、移住あつ旋所入所前に日本海外移住振興株式会社に払込むことを要する。

3 ドミニカ国移住者の場合は、一家族当り七万円以上。

4 ボリビア国移住者の場合は、一家族当り一八万円以上。

5 アルゼンチン国移住者の場合は、一家族当り二三万五千円以上。

その外土地代金として規定額を分割払または一括払にて、移住あつ旋所入所前に日本海外移住振興株式会社に払込むことを要する。

④ 土地代金の一例を示せば

1 バラグアイ国フラム地区の場合

分割払では第一回分として 七万二千元

一括払では 一萬三千三百円

2 アルゼンチン国ガルアペー地区の場合

分割払では第一回分として 二〇万円

一括払では 五二万一千三百万円

なお、両者とも分割払いの場合の残り半分は二年償還三カ年賦均等償還する。

四 選考に対する諸注意

中央選考に於ては書面にもとずいたものだけを選考するので、次の項目については特に地方海協にて留意願いたい。

- 1 移住者自らが作成した調書で事実と異なるとかや不明瞭なことがある場合には、地方海協において身上調書に詳細明瞭に説明すること。
- 2 健康証明書に記載された事項で素人眼にも内科的疾患のあると思われるものとか、身体上の欠かんで外見上何人でも判別出来るものについて証明書に明記していない場合は、再診断を求め完全な書類として提出すること。
- 3 虚偽の申告や証明を知らながら、情実をもつて適格者として推薦しないこと。あくまで厳重な審査を行うこと。
- 4 中央選考においては地方海協の提出書類にもとずき厳選はするも、書面選考になるので特に担当局において責任面接することは勿論、現地についてもできるだけ調査すること。
- 5 指名呼寄についても公募呼寄に準じ面接、現地調査等により人物的要素の審査に慎重を期せられたい。

かくして最後に農業移住者名簿に登録されたすべての適格者については、事情の許すかぎり

農業講習会（七日―十四日）を実施し、さらに人物、思想、移住意欲、農業経験、態度、団体活動等につき観察し、海協連担当者が関係官庁の立会の下に面接テストを行い、不適格と判定した場合には、当該移住者の登録を取消す場合もありうる。

かようにして海協連としては基準にもとづいて厳選し、適格者のみを送出するのである。

第五節 推せん書類

一、公募移住者の場合

海協連が各地方海協に流した募集要領にもとづいて移住を希望する者がある場合には、第四節において述べた選考基準にもとづいて厳重選考の末、適格と認められたものについては次の書類を作成の上、その順序にとじ、定められた期日までに海協連に提出しなければならない。

地方より海協連に提出する書類は（除くフルセンチン移住者及びコチア産業組合単独移住者）

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 移住申込書 | 一通 |
| 2 | 戸籍謄本 | 一通 |
| 3 | 身上調書 | 一通 |

4 健康診断書 一通

5 渡航者調書（ドミニカ国の場合ドミニカ国移住者査証関係調書）単独旅券の必要な者全員 各一通

6 犯罪のないことを示す誓約書 一通（一八才以上について）

7 写真 各人一葉（五種×七種、半身脱帽、背景純白）

8 移住者推せん書 一通（一地区につき）

二、指名呼寄移住者について

現地在外公館に渡航費貸付申請が提出された指名呼寄移住者について外務省は審査の上渡航費貸付方を海協連に指示する。

海協連は右指示にしたがい当該移住者の推薦書類の送付方を該当する地方海協宛に依頼する。

この依頼を受けた地方海協は選考の上、適格者と認められたものについて海協連に推薦書類を送付する。

推薦書類は公募の場合と同様であるが、選考概況書は不要である。

三、推せん書類の様式および作成上の注意事項

1 移住申込書 一通（様式A—1…コチア産業組合の場合は別様式）

作成上の注意事項

イ、審査の的確を期するため、本人の履歴上の概要等はなるべく詳細に記入すること。

ロ、現住所・氏名には必ずフリガナをつけること。

ハ、生年月日は西暦とする。年令は書類の提出日における満年令とする。なお姓名および生年月日に誤りが多いので戸籍謄本により必ず確認し、女子の場合勝手に「〇〇子」等とせぬこと。

ニ、家族員の特技はなるべく具体的に記入すること。

ホ、家族員の続柄が複雑で添付の戸籍謄本によつても理解しがたいものは必ず血族図を付すること。

ヘ、世帯主、単身者等で「世帯の状況」のランに記入のないため学歴、特技等不明な場合があるからこのようなことのないようにすること。

ト、その他移住申込書下ランの注意事項参照のこと。

2 戸籍謄本 一通

別戸籍のものを移住のため、同一構成家族中に含む場合には別に各一通必要である。また、続柄が提出する戸籍謄本だけではつきりしない場合は、その続柄を明らかにする戸籍謄本を添付すること。

3 家族調書（様式A—2）

作成上の注意事項

イ、家族の氏名およびその両親の氏名、本籍地、現住所には必ずフリガナをつけること。

ロ、右家族調書中生年月日は西暦で記入することになっているから、戸籍謄本と照合し確認すること。氏名についても同様。

4 健康診断書（様式A—3）

作成上の注意事項

イ、かならず海協連所定の形式によること、家族全員の併記してあるもので差支えない。

ロ、眼科の診断については嘱託医のすでに決定している府県では、検診を右嘱託医において行うこと。

ハ、医師の診断は良心的であるべきであり、素人が兎角の批判は出来ないが、従来往々医師以外の者にも一見して診断出来る外面的身体上の欠かんについて記載洩れがあり、あつせん所入所後発見され本人は勿論、関係者に多大の迷惑を及ぼし渡航中止となつた例がある

から、地方海協における面接の際に、不具、指の欠除等に留意し、その事実がある場合には健康診断に記載渡れがないか確認し、記載渡れは医師の再診を求め明記したものを提出すること。

ニ、診断書の記載事項で、健康上または身体上移住者としての適格性について問題があると考えられる場合には、右推せん書類の送付書に必ずその問題点についても明記し注意を喚起して置くこと。

ホ、ブラジル行移住者で視力〇・五以下の者は眼鏡を使用したときの矯正視力の記入を付することが必要である。

5 渡航者調書（様式―4）作成上の注意事項

各調書用紙の末尾に記載してある注意事項を参照し、全項目にわたり記入し該当しない事項については「ナシ」と記入すること。

6 農業従事証明書（様式A―6）

作成上の注意事項

イ、家族中二十才以上の男子について各一通宛必要、単身者の場合には二十才以下であつても提出のこと。

ロ、推せん書類として提出する場合の農業従事証明書は家族の供記あるもので可、査証用書

類として提出する場合には一通づつ単独に記入するので、併記したものは認められないから各人毎に作成のこと。

ハ、必ず市町村長の証明であること。

ニ、技術者として渡航手続を行うものは、右農業従事証明書のかわりに該当する技術証明書を提出しなければならない。右技術証明書は会社の社長の証明または学校長の卒業証明書を市町村長が裏付けしたものでなければならない。

ホ、農業従事証明書は指定の様式でさしつかえないが、推せん書類における農業従事証明書は経験年数、農業技術、経験の度合いを判断する資料として提出するものであるから、指定の様式によらなくても右判断を下す場合に必要かつ充分と考えられるものであれば差支えない。

7 犯罪のないことを示す誓約書（様式A-7）一通

別添様式にしたがい十八才以上の男女について（併記可）提出すること。

8 写真 一葉

各人につき一葉（五種×七種）半身脱帽、背景純白

9 身上調査書（様式A-8）一通

指名呼寄せ居住者の場合も提出することが必要であるが、特に選考委員会を開く必要はなく

担当職員の判断により記入されたい。

10 親権者の同意書（様式A―9）一通

家族中に同一戸籍の未成年者を含む場合、および単身者で未成年者の場合には、別添様式の親権者の同意書を必要とする。右同意書には必ず市町村長印をとること。

11 移住者推せん書 一地区につき一通（様式A―10）

指名呼寄移住者の場合には提出する必要はない。

右推せん書類は地方海協において別に一組を保管する場合には計二組、市町村においてはさらに一組を保存する場合には計三組を作成し一組を海協連に送付すること。

四、アルゼンティン国移住者の推せん書類について

地方海協が海協連に提出しなければならない書類は次に掲げる通りであるが、選考後在日大使館にそのまま提出することになるので、書類作成上の注意事項を厳守の上必ず規定の用紙を使用されたい。

(一) 書類

- 1 移住申込書（様式A―1） 一世帯につき 一通
- 2 戸籍謄本 一世帯につき 一通
- 戸籍抄本 世帯構成員各人につき 一通
- 3 善行証明書（様式AR―4） 世帯構成員各人につき市町村長発給のもの 二通
- 4 農業従事証明書（様式A―6）
- イ、市町村長発給のもの 一世帯につき 一通
- ロ、地方海外協会長発給のもの 一世帯につき 一通

（注）1 一〇才以上の世帯構成員名連記のこと。

- 2 イについては農従経験年数を記載し、ロについては年数の他に栽培作物、家畜等につき詳述のこと。

5 健康証明書（様式AR—1）世帯構成員各人につき 一通

（注）1 当該府県所在の日本赤十字病院において受診し院長又は内科部長の署名を得ること。

2 用紙には年令を問わず本人の一人写しの写真を添付し、指紋欄には必ず右拇指指紋を黒色でとること。

3 用紙は海協連より有償配付したものを使用のこと（他のものでは不可）。

6 無トラホーム証明書（様式AR—2）世帯構成員各人につき 一通

健康証明書と同様、地方日本赤十字病院眼科において受診し眼科部長の署名を得ること。

7 居住証明書（様式AR—3）及び無犯罪証明書は仮合格後各二通提出のこと。

五、コチア産業組合単独雇用青年移住者の推薦書類について

地方海協が海協連に提出しなければならない書類は次の通りである。

- | | |
|-------------------|----|
| 一、移住者申込書（様式一） | 三通 |
| 二、健康診断書（〃 二） | 〃 |
| 三、予備質問書（〃 三） | 〃 |
| 四、移住者推薦書（〃 四） | 〃 |
| 五、身元証明書（〃 五） | 〃 |
| 六、農業証明書（〃 六） | 〃 |
| 七、選考調書 | 〃 |
| 八、戸籍謄本 | 〃 |
| 九、選考概況書 | 〃 |
| 十、写 真 | 三葉 |
| 十一、親権者の同意書（様式A—9） | 三葉 |

書類作成上の注意事項についての詳細は一般の場合と特に異ならないが、唯、必ず各三部宛提出のこと。特にコチア産業組合に提出するので諸条件を完備したものを提出することが肝要である。その他の詳細については前述したところを参照のこと。

家
族
調
書

家長氏名

本籍地

現住所

[illegible]

日本における最近親者の住所・氏名
記載上の注意事項
イ 氏名及び地名には必ずフリガナをつけること。

イ 氏名及び地名には必ずフリガナをつけること。
ロ 生年月日は西歴とし横書とする。

「両親の氏名」記入欄について妻その他家長の実子でないものはその両親を記入する。

二 西歴の生年月日については誤が多いので各海外協会において検閲の上提出のこと。

健康診断書

(裏面記載の注意事項熟読の上診断をして下さい)

家 長 氏 名		現住所										所 見	
氏 名		12345678910											
性 別	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	(一 般)
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
年 令 (満)	才 日	才 日	才 日	才 日	才 日	才 日	才 日	才 日	才 日	才 日	才 日	才 日	
身 長 cm 体 重 kg 胸 囲 cm 消 化 器 疾 患 循 環 器 疾 患 呼 吸 器 疾 患 X 線 所 見 精 神 神 経 疾 患 不 具 體 疾 患 貧 血 アルコール中毒 嗜好症 度 癮 嗜 好 症 性病, 癌, 瘤, 象皮病 その他の疾患 既 往 症 妊 娠 月 数 右 左 ト ラ 軽 病 コーマ 全治見込日数 慢性 性 結膜炎 急性 性 全治見込日数 その他の疾患 盲目致眼 (左 右) (眼科) 科													

上記の通り診断する

昭和 年 月 日 (医師住所氏名)
昭和 年 月 日 (眼科医師住所氏名)

健康診断上の注意

1. 全家族特に家長夫婦が身体強健で、熱帯又は亜熱帯地の農業労働に堪え得る体力を持つていること。
2. 下記の病氣のあるものは移民として不適格である。なお結核、精神病、麻痺嗜好症、アルコール中毒等既往症でも再発の恐れあるものは不可である。
 - 伝染病、結核性疾患、トラコーマ、急性結膜炎、象皮病、癌、感染期にある性病、精神病、アルコール中毒症、麻痺嗜好症、癩、盲啞症、不具腰跛（小児麻痺によるもの）、手足及び指の切斷しあるもの、並びは先天性又は後天性畸形等）その他労働に支障ありと認められる身体障害者。
3. トラコーマはブラジル、アルゼンチンその他の国に入国の際、最も嚴重に検査されますから眼科の診断は必ず専門医によることとし、結膜炎、その他トラコーマと誤診され易い眼病のある場合は特に慎重に検査に依頼すること。蓋眼も入国を許可されません。なお下記標準の何れかに該当するもので移住勧奨所における検査迄に治癒の見込が確実であると認められた者は移住者として差支えないから、その旨を特に附記すること。但しその中①及び②に該当するものは2週間以内の治療に依り全治の見込ないものは移住者として不適格である。
 - ① 顆粒の発生が内外眼角部結膜に限局するもの。
 - ② 乳頭の増殖が輪結膜外内眼角部に限局するもの。
 - ③ 顆粒の発生が半月皺に限局するもの。
 - ④ 顆粒の発生が円蓋結膜に限局するもの。
 - ⑤ 結膜に於ける病変が軽度で分泌の多いもの。
 - ⑥ トラコーマ類似の症状があつてトラコーマと断定し難いもの。
 - ⑦ 結膜にトラコーマを経過した疑のある顆粒があつて炎症を伴うもの。
 - ⑧ 慢性及び急性結膜炎。
4. 渡航予定時に妊娠五ヶ月以上又は出産後間もない妊婦婦は渡航を延期せしめること。
 - 診断書記入上の注意
 - ① 検査の結果異常を認めないときは該当欄に／印を附し、もし異常があつたときには記号（算用数字）を附し所見欄へ詳細に記入して下さい。
 - ② トラコーマを検出し且つ3.の①乃至⑧の何れかに該当するときはその該当する番号を記入のこと。（例えば②に該当又は③該当の如し）

なお何れにも該当しないが罹患しているときは前項の要領より所見欄に記入すること。

渡航者調書

氏名			生年月日 (西暦)	年	月	日
ローマ字サイン (必ず本人が書くこと)						
現住所						
本籍地						
出生県	都道府県					
既婚・未婚の別	未婚・既婚離婚やもめやもお					
両親の氏名	父					
	母					
最終学歴	小卒	高小卒	新中学 旧中学卒 新高校	旧制専門 旧制大学卒 新制大学	中退	在学
最終職業 (勤務先名所在地)						
特技						
身長・体重	身長	メートル	体重	キロ		
健康状況 有病無特						
日本における近親者の住所氏名 (二名をあげること)	1	住所	氏名			
	2	住所	氏名			
宗教						
旅券に併記される子供の氏名						

(注) ローマ字サインは、ヘボン式筆記体で各本人自署(旅券の署名と一致させるため他人の代筆は絶対不可)
本調書は15才以上の者は必ず提出のものと(15才以下でも単独で旅券を申請する者は必要)実父母の旅券
は併記されるものは不用(但し被併記者名はそれぞれ実父母の調書にその氏名を記入すること)
氏名は必ず戸籍謄本記載の通り記入のこと。
(子)等勝手に付けぬこと。各欄に必ず記入し空白を残さぬこと、該当事項なき場合「ナシ」と記入す。

ドミニカ移住者査証関係調書

府都 県道

(各該事項を○で囲む)

氏 名 (ふりがな)										
ローマ字 (ヘボン式)										
本人 別 名	(1)									
出生地及び生年月日	(2)									
配遇者の有無及びその国籍、氏名、宗教	未婚、既婚、離婚、寡婦、やもめ 夫(ふりがな) 氏名 国籍 宗教 妻(ふりがな) 氏名 国籍 宗教									
最終 学 歴	小卒、高小卒 新制 旧制 中 高 中 卒、中退、在学 新制 旧制 大学 卒、中退、在学									
身長、体重	メートル キロ									
本人の宗教反政治的信条	数 主義									
渡航直前の最終職業	(雇っていた場合はその工場商店会社官庁名と所在地)									
兵役 関 係	陸海空軍 (服役期間) 年 (階級) 将校 下士 兵									
ドミニカ国居住の知人										
有ればその住所、氏名										
他の外国に居住した者はその 国 名	(朝鮮 台湾 樺太 南洋庁 管下は外国とみなす)									
旅券申請に併記した子の氏名 (ふりがな)	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
犯 罪 の 有	(府県に於て取調べ記入)									

(注) ○氏名は戸籍謄本記載の通り記入のこと出生地は実際に生れた國又は府県名
 ○ローマ字署名は二通り必ず本人記入のこと、他人の代筆は絶対に不可、旅券、某申請書等署名が一致しないときは渡航後も色々面倒が起きるから特に注意のこと
 ○身長体重も旅券申請に記載したと同一のものの記入のこと
 ○ドミニカ国知人は先発渡航者等知人があればその人の氏名居住地を記入のこと
 ○職業は農業漁業等自営者はその旨記入家族が各々異なる職業の場合はそれぞれその本人の職業を記入のこと
 ○本調査は満十五才以上の者は必ず提出のこと(十五才以下でも単独旅券申請のものは必要、旅券併記者は不用)

〔様式 A-6〕

農業従事証明書

現住所

世帯主名

氏(ふりがな) 名	既婚又は 独身別	生年月日(西歴)	満年齢	農業経験年数	

右は農業従事者であることを証明する

昭和 年 月 日

証明者

(ふりがな)

(様式A-7)

誓 約 書

今般私こと

国

を犯したことがないことを誓約いたします

家長氏名

家族氏名

年 月 日

財団法人 日本海外協会連合会会長 殿

地区へ移住を志望いたしましたでしたが犯罪

印

印

選 考 調 書

氏 名		(世 帯 主)	(配 偶 者)	(稼 働 者)	(稼 働 者)	整理番号
項 目						
移住意欲の程度						
農 業 経 験						
健 康 状 態						
経 営 能 力						
稼 働 力						
人 物 性 格	概 評					
	(イ) 協 調 性					
	(ロ) 勤 勉 性					
	(ハ) 特 久 性					
	(ニ) 常 識					
	(ホ) そ の 他					
特 技						
嗜 好						
趣 味						
そ の 他						
財産整理の周知し及び携行資金並びに主たる携行財産の種類						
概 評 (選考委員会)						

記 載 上 の 注 意

移住申込書、健康診断書等と照合の上、本人より詳細に関連聴取判定し、なるべく具体的に記載すること。
移住意欲の程度.....単に旺盛などと記入せず応募の動機、本人の環境、経歴、志望後の経過、自営に對する希望又は雇用契約満了後の希望等により判定し記入のこと。
農業経験.....単に年数、有無だけを記入せず、出来るだけ如何なる作業に何処でどの位の期間従事したのか具体的に聴取した判定記入のこと。
農業経営能力.....上記農業経験と関連聴取の上判定記入のこと。
稼働力.....普通の大中小として見た場合の判定、若年者の場合は将来の見込を記入のこと。
人物性格.....公正な判定の上記入のこと。
(註) イ. 協調性.....他の者と協調、融和的であるか、独善又は打算的であるか
ロ. 持久性.....いかなる環境の下にも神経過敏、感情的に流れず忍耐強く仕事を続けるか。
嗜好.....煙草は喫煙否、酒は飲酒量及び頻度並びに酒癖、麻薬の嗜好についても注意のこと。
その他.....犯罪関係その他について記入のこと。

同意書

現住所

(ふりがな)
氏名

生年月日(西歴)

右の者は私の実子でありますが今般單身にて(

)の家族に同伴

して()国()州()

)地区に移住す

ることを同意いたします

昭和 年 月 日

親権者(後見人)住所

親権者(後見人)氏名

右の通り相違ないことを証明します

昭和 年 月 日

(ふりがな)
市・町・村長

○ ○ 眞

○ ○ 眞

日時	場所	出席委員 氏名(役職)

考 備	推せん世得數	同に上格と得數	而換身體又は体力 審査出臨世得數	査 査 類 類 性 性 世 世 得 得 數 數	特 世 得 得 數 數	應 考
-----	--------	---------	---------------------	--	-------------------	-----

考	備	推せん世帯数	上の世帯に 通る数	而して又ハ体力 を盡し出づ世帯数	種類並ニ 資格世帯数	特世帯

推せん順位	世帯主氏名	順位決定の理由

[illegible]

(註) 順位決定の理由は順位を付した理由を簡明に各世特別に必ず記入のこと。

FICHA MEDICA

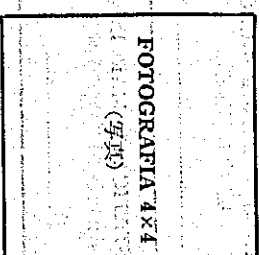
(健康診断書)

APELLIDO Y NOMBRE (姓名) _____

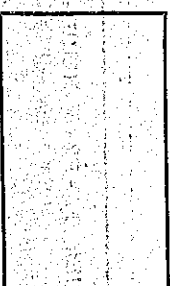
EDAD (年齢) _____ EST. CIVIL (既婚、未婚等) _____

NAC. (国籍) _____ SEXO (性別) _____ PROFESION (職業) _____

RELIGION (宗教) _____ DOMICILIO (住所) _____



CLINICA MEDICA e INTERROGATORIOS (病院名及び質問事項) _____



IMPRESION DIG.
PULGAR DER.
(右拇指指紋)

O.D. (右) _____
OFTALMOLOGIA: V.F. O.I. (眼科) (左) _____

OPINION DEL MEDICO EXAMINADOR, SEGUN REVISACION PRACTICADA (医師の所見) _____

FECHA Y LUGAR (地名及び日付) _____

FIRMA Y SELLO (署名及び印鑑) _____

LLAMANTE (呼寄人) _____

(様式 A R - 1)

PESO (体重) TALLA (身長) ASPECTO FISICO GENERAL (身体概況)

BIOTIPO Y MORFOLOGIA (生体及び形態関係)

ESTATICA Y MARCHA (静止時及び進行時の異常の有無)

AUDICION Y FONACION (聴力及び発声)

PIEL, FANERAS, HERIDAS Y CICATRICES (皮膚, 性病, 創傷及び傷痕)

SISTEMA OSTEO-ARTICULAR (骨格関節系)

MIEMBROS COLUMNA ARTICULACIONES (四肢 胴体 関節)

CELULAR Y MUSCULAR (細胞及び筋肉)

MUCOSAS BUCAL LENGUA (粘液 口腔 舌)

ENCIAS Y DIENTES (歯根及び歯)

CUELLO (咽喉部)

TORAX Y APARATO RESPIRATORIO (胸腔及び呼吸器官)

APARATO CIRCULATORIO CORAZON ARTERIAS VENAS (循環器 心臓 動脈 静脈)

ABDOMEN CICATRICES HERNIAS ORGANOS (腹部 傷痕 ヘルニア 器官)

SISTEMA NERVIOSO Y PSIQUISMO (神経系統及び精神科)

(様式
AR
—2—)

無トラホーム証明書

姓(フリガナ)
名

診察の結果、右の者は如何なる程度のトラホームにも懼り居らず、且つその
痕跡をも有しない事を証明する。

昭和 年 月 日

病院 名

(フリガナ)
医師 名

(様式AR-4)

証 明 書

(ふりがな)
氏 名

生 年 月 日 (西 歴)

性 別

本 籍

現 住 所

右の者は素行善良で且公の秩序国家の安全社会生活に有害な人物でないこと

を証明いたします。

昭和 年 月 日

(ふりがな)
市・町・村長

裏面の記載上の注意をよく読んで記入すること

コチノ産業組合単独青年雇用移住者申込書

(整代)

年令 満 才 世帯主 本人の教		現住所 宗教 本籍地		職業 最終學歷 年令 生年月日 本人との続柄 氏(ふりがな) 名		世帯の状況 現住所 本籍地 (西暦) 入の状況	
昭和 年 月 撮影 (写真添付) 写真は顔、真正面、背 白で、顔の周りに 三ヶ月以内に撮影したも の。		本人の履歴概要 本人の履歴概要		耕作面積 田 畑 果樹園、茶園 合計 山林		世帯の農業経営状況 経営内容 農業所得 農業外所得 合計 農業経営の内容 農業所得 農業外所得 合計	
経験年数 最近における年間労働日数 日		本人の農業履歴 現在従事している労働の種類 農業上の特技		耕作面積 田 畑 果樹園、茶園 合計 山林		世帯の農業経営状況 経営内容 農業所得 農業外所得 合計 農業経営の内容 農業所得 農業外所得 合計	

応募の動機			
入居者の家族状況にの	昭和 年 月 日 親権者 (ふりがな)		
親権者の同意	上記の者がブラジル・コチア農業組合単独青年團體移住者として渡伯することに同意したことを証明します。		
身許保証人	氏 (ふりがな)	名	本人との関係
	①		
	②		
	③		
推薦農業協同組合	昭和 年 月 日		
	(推薦農業協同組合)		
	住所	名称	
	組合長氏名		印

記載の上注意

- ① 渡航希望の時期欄には募集要領に記載された送付時期のうち、いつれを希望するかを書くこと、但し必しも希望通りにならない場合がある。
- ② 宗教の欄は仏教、キリスト教 (新、旧)、神道等と云うように記載すること。
- ③ 本人及び世帯の状況欄中氏名住所に必ずふりがなを附ける。生年月日は西暦とする。最終学歴は次の通り略記し末尾に卒業 (卒) 中退の区別を附記する。ただし本人の履歴欄には学校名等をはつきり記載すること。
 小学校一 (小)、高等小学校一 (高小)、中等学校一 (中)、女子 (女) (校)、新制中学一 (新中)、旧制高専校一 (高) (高専) 新制高校一 (新高) (新高専)、
 大学は当該大学名の頭文字と学部略号を記す。例 東京大学農学部一 (東大農) 短期の技術養成所、開拓並びに農業関係修練所を修業したもの、上記の最終学歴を記載した後に次の如く略記する。拓殖実修場一 (拓実修)、自動車教習所一 (自動車修)、洋裁学院一 (洋裁修)、簿記学校一 (簿修)。
- ④ 本人の履歴欄には学歴、職歴もなるべく詳細に記載すること。表彰、資格の免許等をうけた者はその旨記載すること。
- ⑤ 世帯の農業経営状況欄のうち、果樹園、茶園、桑園については該当するものに○印をつけること。農業雇用労働者で自作地又は小作地を有しないものは雇用主の耕作面積を附記事項欄に記載すること。農業雇用労働者の収入を記載し、世帯外所得欄には農業以外の事業による所得、俸給、奨励等を記載すること。
- ⑥ 本人の農業経営状況欄のうち、農業経営年数は純農業者よに限り16才より起算した年数とする。現在従事している労働者の前欄には例えば世帯外、果樹園芸、蔬菜園芸、畜産、養蚕、縫紉と云うように分け、更に農業上の特技欄には本人の得意とする技能を詳細に書くこと。なお大工、自動車運転、同修理等他の特技があれば併記すること。
- ⑦ 本人が満二十一才に達している場合は親権者の同意は必要としない。親権者の同意欄には、親権者である父と母、祖父母の同意欄には、親権者がいないときはは現に存する一方、親権者がいないときはそれぞれ署名、捺印すること。親権者等の住所、氏名には必ずふりがなをつけること。

健康診断書 (表面記載の注意事項熟読の上診断して下さい)

氏名	現住所		所見	
生年月日				
年齢(満)				
身長 cm			(一) 般	
体重 kg				
胸囲 cm				
消化器疾患				
循環器疾患				
呼吸器疾患				
X線所見				
精神神経疾患				
不具疾患				
鹽類				
アルコール中毒症				
糖尿病				
性病、梅毒、病象				
その他の疾患				
既往症				
(二) 眼科				
			視力	
			右	
			左	
			トランプ	
			全治見込日数	
			慢性	
			急性	
			全治見込日数	
			結膜炎	
色盲				
色弱				
その他の疾患				
両目談眼(左右)				

上記の通り診断する

昭和 年 月 日 (医師住所氏名)
昭和 年 月 日 (眼科医師住所氏名)

健康診断上の注意

1. 身体強健で、熱帯又は亜熱帯地の農業労働に堪え得る体力を持っていること。
2. 下記の病病のある者は移民として不適格である。なお結核、精神病、麻薬嗜好症、アルコール中毒等既往症でも再発の恐れあるものは不可である。

伝染病、結核性疾患、トラコーマ、色盲、色弱、急性結膜炎、象、皮膚病感染期にある性病、精神病、アルコール中毒症、麻薬嗜好症、瘤、盲癰腫、不具廃疾（小児麻痺によるもの、手足及び指の切断しあるもの、並びに先天性又は後天性畸形等）、その他労働に支障ありと認められる身体障害者
3. トラコーマはブラジル、アルゼンチンその他の国に入国の際、最も厳重に検査されますから眼科の診断は必ず専門医によることとし結膜炎、その他トラコーマと誤診され易い眼病のある場合は特に慎重に検診すること。義眼も入国を許可されません。なお下記標準の何れかに該当するもので移住斡旋所における検査迄に治癒の見込が確実であると認められた者は移民として差支えないからその旨を特に附記すること。但しその中①及び②に該当するものは2週間以内の治療に依り全治の見込みないときは移民として不適格である。
 - ① 穹窿部結膜に軽度の発赤、肥厚、潤潤ありて血管を透視し得ざるも顆粒の目立たないもの。
 - ② 穹窿部結膜の外眼瞼結膜の内外眦部又は半月状皺襞にトラコーマ性変病が限局し其の病変の程度軽くして顆粒の目立たないもの。
 - ③ 視診上罹患者たる眼相を呈するが如き後胎症を有しないもの。

「診断書記入上の注意」

- ① 検診の結果異常を認めないときは該当欄に／印を附し、若し異常があつたときには記号（算用数字）を附し所見欄へ詳細に記入して下さい。
- ② トラコーマを検出し且つ3.の①②③の何れかに該当するときはその該当する番号を記入のこと。（例えば②に該当又はは該当の如し）

なお何れにも該当しないが罹患しているときは前項の要領により所見欄に記入すること。

(様式三)

予備質問書

移民応募者は、左記の事項に対し、自己を偽ることなく明確に応募、記入すること。

○ 貴方はブラジルへ行つて農業に専念できますか。

△ 答

○ ブラジルの農業は日本よりもきつい労働かも知れないが、アチラの日本人やブラジル人に負けないだけの仕事ができる自信がありますか。

△ 答

○ ブラジル農村の食生活は、米、豆、トモロコシ、マンドオカ粉、パン等を主食とし肉はあるが鮮魚は少ないという生活ですがそれでよいと思えますか。

△ 答

○ ブラジルは土地が広いので隣が遠く、又町も遠いのでめつたに町に出ることもなければ隣同志の交際も日本のようにはできないし、映画や芝居を見るとか娯楽面も少いのですが、しんほうできますか。

△ 答

○ ブラジルの農家は未だ電灯のない家が多く、文化程度も低いかも知れないが、我慢しますか。

△ 答

○ 異国へ出ると誰れもが郷里が恋しくなつてホームシックにかかるものですが、貴方はそれを克服しますか。

△ 答

○ 異国へ移住した当座は言葉が通せず事情も不安内で色々不便をするのですが、それを克服できますか。

△ 答

○ 結婚するまで、性問題を我慢しておらなければならないと思うが、しんほうしますか。

△ 答

○ 契約期間中は余分に金儲け等はできず、給料や報酬を節約して、借りの渡航費を払わなければならないが、その覚悟がありますか。

△ 答

○ 上陸後四年間はどんなことがあつても農村で働かねばならないが、しんほうして働きますか。

△ 答

○ ブラジルは永住する覚悟で焦らず働かねば成功ができない処ですが、その決心がありますか。

△ 答

○ 父、母又は保護者は貴方の移住に賛成ですか。

△ 答

○ 貴方の家はどうな作物を作っておりますか。

△ 答

○ 貴方はどんな仕事「作業」が得意ですか。

△ 答

○ 貴方は自動車やトラクトールを使つたことがありますか。

△ 答

○ 貴方はどんな趣味をもっておりますか。

△ 答

右の記載事項に相違ないことを誓約致します

一九五 年 月 日

住所

応募者氏名

生年月日 年 月 日

(この応募は三通を作り一通は推薦農業協同組合、二通はコチア産業組合に保管されるものとす)

コチア産業組合単独青年雇用移住者推薦書

秘

コチア産業組合単独青年移住者の募集にあたって、適格者を市町村農業協同組合で推薦することになりましたのは、市町村農業協同組合ならば地区内の移住希望者の人物等がよく分り、優秀な青年が得られるであろうと云う、コチア産業組合からの希望に基づくものであります。従つて、コチア産業組合からの信頼にこたえるためにも、其に優秀な人物を、責任をもつて推薦されるようお願いします。

申請者	氏名
住所	

上記の者の人物、健康状態、農業経験等は下記の通りで、コチア産業組合単独青年雇用移住者として適格者と認められますので推薦します。

記

○本人は現在どの程度農業に従事していますか。(農業に熱心ですか農業以外の仕事にも従事している場合には附記して下さい)

○本人は現在迄に農業以外の職業についてことがありますか。(農業以外の職業についてたことのある場合はその職業をも書いて下さい)

○本人は農業に充分の経験をもつていますか。

○ナジルの農業労働はかなりの重労働のようですが、本人は相当の労働にたえられるだけの健康の持主ですか。平素病氣をするようなことはありませんか。

○本人は故國を遠く離れたところでの生活にたえて行かれるような強い意志をもつた人物ですか。

○本人の人物、態度。

特に長所とみられる点。

特に短所とみられる点。

特に次の諸点についてはどうですか。

- ① 意志は強固ですか、実行力がなかつたり、物事に飽き易く、一つのこととに永く熱中出来ないようなことはありませんか。
- ② 他人とよく調和して行けそうですか。自分本位に振舞つたり、他人と争つたり、人にいやがられるようなことはありませんか。
- ③ 物事に眞責任な点はありませんか。
- ④ 常識にかけていたり、判断力にかけているようなことはありませんか。

⑤ 言語動作はどうですか、行動不敏活な点などありませんか。

⑥ 酒色におはれるようなことはありますか、酒色のことで悪い評判などありませんか。

⑦ 盗癖とか暴行癖、麻薬嗜好などの悪癖はありませんか。

⑧ 概して他人に与える感じはどうですか。

○交 友 関 係

○周囲の人々の評判

○本人に何か善行があれば書いて下さい。

○本人が渡航しても家が困るようなことはありませんか、本人は扶養の義務は負っていませんか。

○本人は渡航について充分の決意をもっていますか。ブラジルに永住して真面目に働く決意でいるようですか。

○本人の渡航に対し家の人々の反対はありませんか。

○本人の家庭の状況

○本人の家庭の人々の健康状況、特に遺伝性疾患などないようですか。

○身許保証人は万一償額の弁済を必要とするようなことが起つた場合充分弁済の能力と責任を有する方々ですか。

昭和 年 月 日

推薦農業協同組合

住 所

名 称

組合長氏名

印

注 意 ① 上記の質問事項欄は本人の状況がよく分るようなるべく詳細に記入して下さい。

② この推薦書はブラジル、コチア産業組合に送附されるものです。

(様式 五)

身 許 保 證 書

今回 コチア産業組合導入計画に依り

がブラジル国へ移住

するに当りその身許が確実であることを保証するとともに、本人が上陸後、四ヶ年間理由なくして契約を履行せず、農業労働を拒否し、或は犯罪並に伯国々家に好ましくからざる者として処分せられるが如き行為のため、雇主並にコチア産業組合に対し迷惑を及ぼした時は本人に代りその損害を賠償するものであります。

尚、右損害賠償は現地日本領事館の認証があつた場合、当時の為替換算により相当額の日本貨をもつて、財団法人日本海外協会連合会を通じ遅滞なく支払うものであります

一九五 年 月 日

保証人

(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

保証人

(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

保証人

(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

コチア産業組合 御中

(様式 六)

證 明 書

現 住 所
氏 名

右の者は義務教育を卒え、現在もつばら農業に従事し、且つ農業労働の経験を有すること
を証明致します。

昭和 年 月 日

市町村長名



コチア産業組合 御中

コチア産業組合単独青年雇用移住者選考概況書

県

1. 選考委員会開催状況

日 時	
場 所	
出席委員職氏名	

2. 選考状況

応募人数	書類審査合格人数	面接及び検閲人数	同左による移住適格人数	移住適格人数	備考
人	人	人	人	人	人

3. 推せん状況

推せん順位	氏 名	順位決定の理由

註 順位決定の理由は順位を付した理由を簡明に各人別に必ず記入のこと。
なお、選考委員の総合採点により実施の場合は点数を記入すること。

コチア産業組合単独青年雇用移住者選考調書

氏 名		
移住意欲の程度		
農 業 経 験		
健 康 状 態		
移 動 力		
人 物 性 格	概 評	
	協 調 性	
	順 応 性	
	積 極 性	
	勤 勉 性	
	正義感	
	持久性	
	常識	
	言語動作	
	明朗性	
その他の		
特 技		
嗜 好		
趣 味		
そ の 他		
概 評 (選考委員会)		

第六節 渡航手続

移住者が海協連へ移住申込書類を提出し、これが審査、選考されて、合格通知書が発給された後は渡航手続をとらねばならないが、渡航の手続は旅券申請をする一方、入国手続の書類を取り揃えることから始る。

第一項 旅券申請

およそ海外へ渡航するという場合、まず必要なものは旅券であり、これがなければ出国することが出来ないし、また目的国へ入国することも出来ない。旅券は国外に渡航する者が日本国民であることを証明すると同時に、渡航先国の官憲に対して渡航者に便宜が与えられるよう要請する公文書である。従つて旅券を持つていなければ、まず入国査証（渡航しようとする国の在日使節よりその国への入国、滞在、または通過することをその国の本国政府に推薦する裏書

き)が得られず、渡航中においてもその地の官憲の保護を受けられないのが国際習慣となつて
いる。だから渡航者は旅券をいわば自分の身体の一部ぐらいに考えてよい。

一、旅券発給申請の手続方法

旅券は外務省から発給されるが、それには渡航するものの写真が貼られ、職業から生年月
日、年令、身長、身体上の特長に至るまで渡航者に関する一切の必要事項が記載される。旅券
発給申請は、概ね都道府県(旅券担当課)を経由し外務大臣宛申請するが、その際の必要書類
は次の通りである。

- 1 一般旅券発給申請書、正副二通
- 2 身元申告書二通
- 3 戸籍謄本または戸籍抄本(提出日の前六ヶ月以内に作成されたもの)一通
- 4 申請者の写真(提出日の前六ヶ月以内に撮影された五センチ平方形、または名刺形「五
厘×七厘のものを切る」の無帽、正面向き、上半身、裏面に氏名を記入したもの)二葉
- 5 健康診断書
- 6 海協連より発給された合格通知書の正本一通(これは移住者の場合で他の渡航者はそれ
ぞれ別の証明書類)

7 旅券下附料「預り証」一通

以上が一般旅券申請に必要な書類であるが、このうち1と2の用紙は都道府県に備えてある分を使用する。1と2について記入の際の注意事項は用紙に記されているが、これ等の書類を取揃え申請を行う際には次の諸点に注意せねばならない。

(イ) 同伴される子供の併記

旅券の発給を受けようとする移住者が同一戸籍内にある十五才未満の子女を同伴するときには、一般旅券発給申請書にその旨を記載し、旅券面に併記することを申請出来る。ただし併記され得る人数は旅券一通につき三人までである。この併記をする際は再婚者の場合、戸籍面上妻の子または父の子はそれぞれ、その実父母以外（継父母は新戸籍法上認められない）併記出来ないから特に注意を要する。

(ロ) 写真

前述の通り無帽、正面向き、上半身のものであるが、農業移住者は移住者らしく自然な服装で写すのがよく、自衛隊の制服を着用したもの等は不可である。また、査証をする場合に旅券に貼布してある写真と同一でなければ受付けないこともあるので、純白の背景、無修正でサイズは横五センチ、縦七センチのもの六枚以上を撮って置くのがよい。

併記する子供のある場合の写真は、申請書に記載したと同一の子と親が一枚に収められる

ようにしなければならない。この際子供が横を向いていたり、無用のもの（人形やその他玩具等）を持つて撮つたりしてはならない。

以上のことに関連し、特に留意しなければならないのは、ローマ字書きの姓名は明白に記し、渡航者調書、移住申請書等の姓名のふりがなを必ず統一し一定しなければならない。これは最も重要なことである。

例えば「川端」と言う姓を或る場合は KAWABATA と書き、別の場合は KAWAHA TA と書くとき全然別人として取扱われ、全部の書類をやり直すか、または上陸の際リストの名称と旅券の姓名の相異することを理由に上陸を禁止されることも起り得る。日本文字は象形文字であるから一字二音以上あるがローマ字は必ず一字一音の音表文字であるから一字違つても全然別人となる。

この点は従来看過されたため査証のときになり発見され、たびたび長距離電話で照会したりして無用の手数を掛ける実例があるからくれぐれも注意して指導すること。姓に限らず名前の呼び方も同様である。

二、旅券申請の時期について

発給申請書の用紙に注意がある通り、旅券は申請してからその交付までに相当の日数がかか

るものであるから出来る限り早く申請せねばならない。但し、移住者の種類により多少の違いがある。公募による移住者の場合と指名呼寄せ移住者の場合は同じではない。公募の場合は合格通知書の正本がおくれて発給されることがあるが、正本の発給を受けると同時に旅券申請せねばならない。ブラジル行呼寄せ移住者の場合は、合格通知書正副同時に発給されるので速かに旅券申請せねばならない。

申請を行つたら直ちにその日付を海協連宛連絡しておけば、その後の混乱を防ぐことが出来る。

「注」アルゼンチの計画移住者の場合、満十才以上の男女は、全て単独旅券を申請せねばならない。

第二項 入国手続

一、入国査証手続書類に関する一般注意事項

査証に必要な書類及び手続は次のとおりである。査証手続用書類は、原則として、神戸と横浜の両移住あつせん所の何れに入所するかを問わず、海協連へ送付することになつてゐる。但

し、期日が切迫した場合等例外として当該移住あつせん所へ直送、或は携行してよいこともあるが、この場合は当会査証係より特にその旨の連絡がある。

尚、査証手続書類は当該移住あつせん所へ入所する三週間前迄に当会業務部輸送課へ必着するよう作成し送付しなければならない。

「注」伯国指名呼寄せ移住者の査証手続書類をその取扱旅行業者に送付してはならない。右書類を旅行業者に直送した者については乗船決定しないことになっている。

1. ヘボン式ローマ字サインについて

満十五才以上の男女につき各一通。

(イ) 俗称ではないけない。例えば五十嵐なる姓はイガラシと読むのが普通であるが、これを習慣的にイカラン等と書いては不可。常に正確な読方を一定しないと署名を別人と間違えられる。

(ロ) 代筆ではないけない。ローマ字の書けないものは練習して必ず自署すること。署名が出ないと種々不都合が起る。

(ハ) ローマ字は必ず筆記体のこと。

2 農業従事証明書、または技術証明書

家族満二〇才以上の男子について各二通。女子においても同伴者（妻または子供等と同一

戸籍にあるもの以外）については満二〇才以上について各二通（様式A—6参照）

(イ) 市町村長の証明でなければならない。（農協組合長の証明では不可）

(ロ) 渡航手続用書類としての農業従事証明書は農業経験年数等が問題ではなく、現在農業に従事していることを証明してあることが必要なのである。従つて「昭和二十年より二十七年まで農業に従事したことを証明する」といつた様式は昭和二十七年以降は農業に従事していないとも解されるおそれがあり、従つて単に農業者であることが証明されればよい。

(ハ) 併記は不可。各人毎に通つつ作成のこと。

(ニ) 住所、氏名にフリガナをつけること。（証明書はポルトガル語に翻訳するのでその時氏名をローマ字にて記す関係上フリガナが必要になる。この綴字は旅券、渡航者調査のフリガナと統一せねばならない）

(ホ) 市町村名及び市町村長名にフリガナをつけること。（前項同様の理由）

(ヘ) 技術証明書も右に準ずるが、市町村長の証明による裏付けがなければ無効である。

3 戸籍謄本

家族中二十才以上の男子について各一通。单身者の場合は十八才以上について各一通。

なお、家長と同一戸籍に非ざる満二〇才以上の女子と未成年の同伴者も各一通。

(イ) 戸籍謄本の有効期間は一応六ヶ月であるが、手続に要する期間をも考慮し三ヶ月以内のものが望ましい。

(ロ) 未成年者でも同一戸籍にないものが家族中に含まれている場合は、ぜひその家族との続柄を明らかにする謄本が必要である。

4 国際様式種痘注射証明書

全員につき一通

(イ) 三ヶ月以内のものであること。

(ロ) 医師の証明したものであること。(学校長、市町村長の証明は無効である)但し、必ずしも伯国大使館登録指定医の証明を必要としない。

5 種痘証明書

全員につき一通

(イ) 伯国以外の移住者(ドミニカ、ボリビア、パラグアイ、アルゼンチン)については、和文種痘証明書を提出すれば、当会の譚訳指定医にてこれをそれぞれの国語に譚訳する。従つて、国際様式種痘証明書を提出出来る者については、この和文種痘証明書を提出する必要はない。

(ロ) 三ヶ月以内のものであること。

(イ) 医師の証明したものであること。(学校長、市町村長の証明は無効である)

6 伯国大使館指定様式種痘証明書

全員につき各二通

(イ) 伯国移住者は、全てこの様式の証明書によらねばならぬ。

(ロ) 三ヶ月以内のものであること。

(ハ) 必ず各県の伯国大使館登録指定医の証明でなければならぬ。

(ニ) 証明は、指定医の肉筆署名でなければ無効である。

7 健康証明書

全員につき一通

(イ) 伯国以外の移住者(ドミニカ、ボリビア、パラグアイ、アルゼンチン)については、海協連指定様式の和文健康証明書を提出すれば、当会の通訳指定医にてこれをそれぞれ
の国語に通訳する。

(ロ) 三ヶ月以内のものであること。

(ハ) 内容は必ず真実性のあるものでなくてはならない。

(ニ) 家族全員併記せるもので可。

8 伯国大使館指定様式健康証明書

全員につき各二通

- (イ) 伯国移住者は、全てこの様式の証明書によらねばならぬ。
- (ロ) 三ヶ月以内のものであること（写真添付割印）。
- (ハ) 必ず各県の伯国大使館登録指定医の証明でなければならぬ。
- (ニ) 証明は、指定医の肉筆署名でなければ無効である。

9 警察の犯罪経歴証明者

各府県警察本部刑事部鑑識課の発行する犯罪経歴証明書の発給を申請する際には、海協連が発給する合格通知書（副本）に、府県海外協会が発給する身分証明書（写真を添付したもの）を添え各府県警察本部に提出すること。

10 善行証明書

満十八才以上の男女について各二通

- (イ) 各人毎に作成すること。併記不可
- (ロ) 本人の現住所、本籍地、氏名には必ずフリガナをつけること。（農業従事証明書、技術証明書の場合と同様の理由）
- (ハ) 市町村名、市町村長名には必ずフリガナをつけること。（前同）

11 写真

旅券申請の様式に従い撮影のこと、全員につき各四葉。

(イ) 5 匁×7 匁のもの。

(ロ) 背景は純白でなければならない。

(ハ) 農業者として手続するものは農業者らしい自然な服装で撮るのが望ましい。そうでないと非農業者と見られるおそれがある。

(ニ) 上半身、ヒジから上位であること。

(ホ) 正面を向いていること。両耳がはつきり見えないようなものは不可。

(ヘ) 背景の白布などにシワや陰影のあるものでも不可。田舎の写真屋等たびたび不完全で振り直しているが、この点、人物影像以外の場所は原板フィルムを修正ニスで黒塗りして焼付けると白色となるから指導の要がある。

(ト) 手に不必要なもの（例えば人形、果物など）を持つてはいけない。

(チ) あまりに少さく写つていて余白の多いものもいけない。

(リ) 顔が重っているものは不可。

(ヌ) 十五才未満のものは単独で撮影せず、両親のいつれかと共に写すこと。その写し方については「旅券申請の写真に関する注意」を参照のこと。

従来は合格通知書発給後、査証書類と共に提出していたが、推せん書類と共に提出されることに改正したので、移住申込書と共に既出のものは再度提出する必要はない。

13 渡航同意書

家族の中に、家長と同一戸籍に非ざる未成年者がある場合、未成年者の親権者或は後見人が同人の海外渡航に同意する旨を記載した同意書を各二通作成（市町村長の認証を取付け、送付のこと。用紙は各県海外協会発給）。

14 渡航費貸付契約同意書

家族の中に、家長と同一戸籍に非ざる未成年者がある場合、未成年者の親権者或は後見人より、同人が渡航費貸付契約を締結することに同意する旨の同意書各二通を作成（市町村長の認証を取付け、送付のこと。用紙は、各県海外協会発給）。尚、この場合、親権者あるいは、後見人の印鑑証明書と戸籍謄本をそれぞれ一通宛別に必要とする。

15 後見開始事実証明書

家族の中に、家長と同一戸籍に非ざる未成年者で、親権者のない者即ち後見人によつて同意書を作成する場合、後見人の後見開始の事実証明書を各二通作成（市町村長の認証を取付け、送付のこと。用紙は、各県海外協会発給）。

16 職業証明書及身上申告書

満二十才以上の男子は各一通、家長と同一戸籍に非ざる満二十才以上の女子についても各一通（必ずしも家長と同一職業でなく、実際に就いた職業について証明すること、本人並に地方海協サイン入）。

17 神戸総領事念書及び渡航手続費用承諾書（ブラジル移住者の為に）

神戸移住あつせん所入所の者は、一家族に付各一枚家長が署名捺印する。

18 養蚕技術証明書

養蚕移住者は、満二十才以上の男子につき各一通

19 コチア労務契約書

コチア単独移住者は、各人につき三通（農協発行のもの）

20 生活保証金携行証明書

INIC 扱移住者については、家族につき一通。（各県海外協会発給のもの）
給のもの）

21 技術証明書

ブエノスアイレス市近郊百軒以内に移住するものについて各一通（必ず市町村長の証明印がなければいけない）。

22 居住証明書

アルゼンチン国計画移住者は、各家族毎に二通。家族全員に付併記するが、添付の写真は満十才未満のものは、実父母と共に撮影してもいいが、満十才以上の者は必ず単独の写真を撮ること。大きさは旅券査証のものと同型のものであること（この点、満十五才以下併記を認める日本旅券の場合と相違するから注意のこと）。（用紙府県海外協会発給）

23 戸籍抄本

アルゼンチン国計画移住者は、各人別に各二通。入国後の手続に於ける各人別の認識手帖申請の際、各人別に証明が必要であるので、前記満十才以下又は日本旅券の併記者も全員各人別の抄本二通宛必要とする。

24 無トラコーマ証明書

アルゼンチン国計画移住者は、各人別各一通。各地日赤病院眼科医証明のもの。

25 領事申告票

アルゼンチン国計画移住者で、満十才以上の男女は、所定の個所に署名すること。（用紙は海協連発給）

二、入国査証手続書類に関する入植国別注意事項

入国手続は大体次の場合により提出すべき書類に多少の相違がある。

(1) 移住先国と日本国政府間の移住協定か在外引受機関の包括的許可に基づくいわゆる計画移住

(2) 被呼寄人の家族または個々の個人につき、入国許可を取得する呼寄移住

(4) ブラジル国計画移住者の場合 (INIC 扱)

○無犯罪証明 満十八才以上の男女につき英文各二通 (警察にて発行)

○写真 真 旅券一通につき各四葉

○農業従事証明 満二十才以上の男子につき各一通 (市町村長発行)。

○健康証明及び種痘証明 伯国大使館指定様式のものが各人に付各二通。

○国際様式種痘証明書 各人につき一通。

○善行証明書 満十八才以上の男女につき各一通 (市町村長発行)。

○渡航同意書 家族の中に、家長と同一戸籍に非ざる未成年者がある場合、未成年者の親権者或は後見人が同人の海外渡航に同意する旨を記載した同意書を各二通作成 (市町村長の認証を取付け、送付のこと。

用紙は各県海外協会発給)。

○渡航費貸付契約同意書 家族の中に、家長と同一戸籍に非ざる未成年者がある場合、未成年者の親権者或は後見人より、同人が渡航費貸付契約を

締結することに同意する旨の同意書各二通を作成（市町村長の認
証を取付け、送付のこと。用紙は各県海外協会発給）。尚、この
場合、親権者あるいは後見人の印鑑証明書と戸籍謄本をそれぞれ
一通宛別に必要とする。

○後見開始事実証明書

家族の中に、家長と同一戸籍に非ざる未成年者で、親権者の
ない者即ち後見人によつて同意書を作成する場合、後見人の後見
開始の事実証明書を各二通作成（市町村長の認証を取付け、送付
のこと。用紙は、各県海外協会発給）。

尚、左の移住者については次の書類を必要とする。

養蚕移住者

養蚕技術証明、満二十才以上の男子につき各一通（市町村長発給）。

コチア単独移住者

労務契約書、各人三通（農協発給）

七・一取極めによる辻、松原特許移住者（INIC扱）については、生活保証金携行証

明（家族につき一通）―（各県海外協会発給）。

(d) アルセンチン国移住者の場合

指名呼寄せ移住者が入国許可書類の入手ずみの者は、入国許可書に指定された区分に従
い、査証に必要な書類及び手続は、次のとおりであるが、東京査証の場合、健康証明

等は、東京聖路架病院にて再度検診を受けねばならぬので、査証手續書類は、勤くとも移住あつせん所入所の二週間前迄に海協連へ必着するよう送付せねばならない。

A アルセンチン国指名呼寄せ移住者の場合

○無犯罪証明 満十五才以上のものにつき英文各一通（警察にて発行）

○種痘証明 各人に付一通（家族連記にて可）

○国際様式種痘証明書 各人につき一通。

○健康証明 各人に付一通（家族連記にて可）

○写真 眞 旅券一通に付各四枚

○胸部レントゲン写真 四ツ切各人に付各一枚（幼児についても同様）英文医師の所

見を添付す。

○戸籍謄本 一家族に付一通、但し家族と同一戸籍に非ざる同伴者も各一通。

○農業従事証明書 満十八才以上の男女につき各二通

○技術証明書 フェノスアイレス市近郊百軒以内に移住するものについて各一通

（必ず市町村長の証明印がなければいけない）。

○渡航者調書 満十五才以上の男女に付各一通。（推せん調書と共に提出すもの

ものは重複不用）

○渡航同意書

同伴未成年者は、親権者あるいは後見人の渡航に同意する旨の同意書を各二通

○渡航費貸付契約同意書

同伴未成年者は、親権者あるいは後見人の渡航費貸付の契約締結に同意する旨の同意書を各二通

○後見開始事実証明書

同伴未成年者で、後見人による場合、後見開始の事実証明書を各二通

B アルゼンチン国計画移住者の場合

○居住証明書

各家族毎に二通。家族全員に付供記するが、添付の写真は満十才未満のものは、実父母と共に撮影してもいいが、満十才以上の者は必ず単独の写真を撮ること。大きさは旅券査証のものと同型のものであること（この点、満十五才以下併記を認める日本旅券の場合と相違するから注意のこと）。（用紙府県海外協会発給）

○戸籍抄本

各人別に各二通。入国後の手続に於る各人別の認識手帖申請の際、各人別に証明が必要であるので、前記満十才以下又は日本旅券の併記者も全員各人別の抄本二通宛必要とする。

○無犯罪証明書

満十五才以上の男女に付英文各二通。

○善行証明書

満十五才以上の男女に付各二通（市町村長発給）。

○農業従事証明書

満十才の男女は連記して各一通（市町村長発給）。

〃

〃

〃

（各県海外協会長発給）。

右農従証明は市町村長発給のものと、各県海外協会長発給のものと一部様式の異なるものが二様式共必要であるから注意のこと。

○国際様式種痘証明書

各人につき一通。

○健康証明書

各人別各一通。各地日赤病院の証明によること。

○無トラコーマ証明書

各人別各一通。各地日赤病院眼科医証明のもの。

○写

真

旅券一通に付各六枚。

○渡航同意書

同伴未成年者あるいは親権者は後見人の渡航に同意する旨の同意

書を各二通

○渡航費貸付契約同意書

同伴未成年者は、親権者あるいは後見人の渡航費貸付の契

約締結に同意する旨の貸付契約同意書を各二通

○後見開始事実証明書

同伴未成年者で後見人による場合、後見開始事実証明書を各

二通

○領事申告票

満十才以上の男女は、所定の個所に署名すること。（用紙は海協

連発給)

(ハ) バラグアイ国移住者の場合 (移住あつせん所入所の三週間前迄に海協連必着のように送付せねばならない。)

A アルゼンチン国通過入国一般開拓移住者の場合 (C A F Eを除く)

○種痘証明 各人に付一通 (家族連記にて可)

○国際様式種痘証明書 各人につき一通。

○健康証明 各人に付一通 (家族連記にて可)

○無犯罪証明 満十八才以上の男女に付和文各一通 (警察にて発行)。

○写 真 旅券一通に付各六枚 (内、三枚は神戸移住あつせん所にて手交する。これは現地到着後、住民登録用であり、本人が携行する)。

○渡航者調書 満十五才以上の男女に付各一通 (推せん調書と共に提出すみのものは、重複不要)。

○渡航同意者 同伴未成年者は、親権者あるいは後見人の渡航に同意する旨の同意書を各二通

○渡航費貸付契約同意書 同伴未成年者は、親権者或は後見人の渡航費貸付の契約締結に同意する旨の貸付契約同意書を各二通

○後見開始の事実証明書 同伴未成年者で、後見人による場合、後見開始の事実証明書

書を各一通

B ブラジル国通過入国CAFÉ耕地移住者の場合

○植痘証明 各人に付一通（家族連記にて可）

○国際様式種痘証明書 各人につき一通。

○健康証明 各人に付一通（家族連記にて可）

○無犯罪証明 満十八才以上の男女に付和文各一通（警察にて発行、十頁参照のこと）。

○写真 真 旅券一通に付各十枚（内、四枚は伯国通過査証手続用、内三枚は

当該移住あつせん所にて手交する。これは、現地に到着後、住民登録用であり、本人が携行する）。

○伯国大使館指定様式種痘証明書、健康証明書、各人に付各一通。

○渡航者調書 満十五才以上の男女に付各一通（推せん調書と共に提出すみのものは、重複不要）。

○渡航同意書 同伴未成年者は親権者或は後見人の渡航に同意する旨の同意書を

各一通

○渡航費貸付契約同意書 同伴未成年者は親権者或は後見人の渡航費貸付の契約締結

に同意する旨の貸付契約同意書各二通

○後見開始事実証明書 同伴未成年者で、後見人による場合、後見開始の事実証明書を各二通

(二) ポリウィア国移住者の場合

○入国査証用種痘証明 各人に付各一通（家族連記にて可）。

○伯国通過査証用種痘証明 各人に付各一通（伯国大使館指定様式のもの）。

○入国査証用健康証明 各人に付各一通（家族連記にて可）。

○伯国通過査証用健康証明 各人に付各一通（伯国大使館指定様式のもの）。

○無犯罪証明 満十八才以上の男女に付和文各一通。

○写 真 旅券一通に付各八枚（伯国通過査証用四枚を含む）。

○渡航者調書 満十五才以上の男女に付各一通（推せん調書と共に提出すみのものは、重複不要）。

○渡航同意書 同伴未成年者は親権者或は後見人の渡航に同意する旨の同意書を各二通

○渡航費貸付契約同意書 同伴未成年者は、親権者或は後見人の渡航費貸付の契約締

結に同意する旨の貸付契約同意書を各二通

○後見開始事実証明書 同伴未成年者で、後見人による場合、後見開始の事実証明書

を各二通

(注) ドミニカ国移住者の場合（東京査証につき旅券申請と共に速かに海協連に送付する）

○種痘証明書 各人に付一通（家族連記にて可）。

○国際様式種痘証明書 各人に付一通。

○健康証明 各人に付一通（家族連記にて可）。

○写真 真 旅券一通につき各五葉。

○善行証明書 満十八才以上の男女につき各人一通（市町村発行のもの）

○ドミニカ国移住者査証関係調書 満十五才以上の男女に付各一通（推せん調書と共に提出すものは重複不要）。

(ハ) ブラジル国指名呼寄及び公募による呼寄移住者（INIC以外の場合には左の書類を海協連に送付すること。入国許可取付は神戸関係は乗船の一ヶ月以上前に、東京は四週間前に提出の要あり）

○ヘボン式ローマ字サイン 満十五才以上の男女につき各一通。

○農業従事証明 満二十才以上の男子につき各二通（併記不可）女子も満二十才以

○戸籍謄本

上で家長と異なる戸籍にある者は各二通（地方海協サイン入）。
満二十才以上の男子につき各一通、三ヶ月以内のものであること。
女子も同前。（但し未成年者でも同一の戸籍にないものはその家族との続柄が判明する謄本（地方海協サイン入）一通を必要とする。）

○健康証明書

全員につき各二通（三ヶ月以内に診断したもので伯国大使館指定様式、指定医証明のもの）。

○種痘証明

全員に付各二通（三ヶ月以内に診断したもので、伯国大使館指定様式、指定医証明のもの）。

○国際様式種痘注射証明書

各人につき各一通（三ヶ月以内に接種したものの同前、インターナショナル種痘証明書、黄色のもの）。

○警察の無犯罪証明書

満十八才以上の男女につき英文各二通。

○善行証明書

満十八才以上の男女につき各二通（併記不可）。

○渡航者調書

満十五才以上の男女につき各一通（推せん書類と共に提出すみのものは重複不要）。

○写

真

旅券一通に付各四葉

○職業証明書及身上申告書 満二十才以上の男子は各一通、家長と同一戸籍に非ざる

満二十才以上の女子についても各一通（必ずしも家長と同一職業でなく、実際に就いた職業について証明すること、本人並に地方海協サイン入）。

○神戸総領事念書及び渡航手続費用承諾書（ブラジル移住者の為に）、神戸移住あつせん所入所の者は、一家族に付各一枚家長が署名捺印する。

○渡航同意書 同伴未成年者或は後見人の渡航に同意する旨の同意書を各二通

○渡航費貸付契約同意書 同伴未成年者は、親権者或は後見人の渡航費貸付の契約締結に同意する旨の貸付契約同意書を各二通

○後見開始事実証明書 同伴未成年者で、後見人による場合、後見開始の事実証明書を各二通

第七節 財産整理の援助

財産整理は移住者にとつて支度金、営農資金の調達上きわめて重大なことであるにも拘らず今の所、遺憾ながらこれに対し充分の援助施策を行う体制にないが、なしうる限り移住者の有利になるように配慮し、あつ旋してやらなければならない。

次に財産整理について注意すべきことを述べると、

一 合格前の財産整理はしないこと。

移住希望者の中には移住申込みをし、また予備登録しただけで必ず移住できるものと早のみにきして直ちに財産整理をする者がいる。現在のよう合格が決定して渡航するまでの期間が短かく、財産整理のために充分の時日がない場合、移住希望者としては予めゆつくり財産処分をしたい希望をもつことは了解できるが、万一、不合格になつた場合、收拾つかないことになるから、財産整理の下準備をすることは別として、処分決定はあくまでも合格決定後とするよう指導しなければならない。「すでに財産処分をしたから」ということは不合格を取消す理由とはならない。

二 移住者氏名の発表は慎重に

移住決定と定まると、その財産が買いたたかれることはしばしば見受けられるところであるから、地方海協が新聞等に移住者氏名を早期に発表したり、あるいは移住者の意志に反して公然と度々通信して狭い部落の評判になつたりすることのないよう移住者の立場になつて細心の注意を払う必要がある。

三 処分のあつ旋と指導

処分に当つては移住者がその財産を不当に安く処分せねばならなくなるようなことのないように、地方海協が末端の各種機関や指導者の協力を得てあつ旋することが望ましい。また自己の財産を不当に高く評価して徒らに処分を延引して遂に渡航の機会を逸する者もいるから、この点についての指導も望ましい。

四 自作農維持創設資金融通法の利用

かねてから関係者の間で検討中であつたが、三十二年度より自作農維持創設資金融通法に基づいて移住者の財産処分を援助することができるようになつたので、これを利用すれば相当の

効果が期待できると思われる。そこで以下同法について説明しよう。

1、貸付条件

利子、償還期限、経営安定計画の作成等貸付条件は、一般貸付と同じだが農地の売却によつて得た資金は、すべて移住者の携行資金等の渡航資金に使用せしめるものとする。

2、貸付金額

取得する農地の価格までとするが、その金額が二十万円を超える場合は買受人一人につき二十万円を以て限度とする。従つて例えば移住者の売却農地を三名で分割買入れる場合は買受人各二十万円で計六十万円の貸付が出来るわけである。

3、貸付方法

① 貸付適格の認定申請

a 本資金の借入希望者は貸付適格認定申請書の他に、取得しようとする農地の所有者たる移住者の移住合格通知書(写)を添えて申請するものとする。なお、適格認定申請書の作成については、農業改良普及員の指導を受けることが必要である。

b 移住者の合格決定が認定申請書の提出時に間に合わないときは、地方海協会長の移住適格推せん書(写)を添えて申請するものとする。

② 貸付適格の審査および認定

a 移住者の携行資金の調達は時間的に緊急に行う必要があるため、貸付適格認定申請書の審査および適格認定は優先的に取り扱うものとする。

b ①のbの申請者については適格認定までに移住者の合格通知書(写)が地方海協会長を通じて、適格審査会に提出される必要がある。

4、貸付に伴う行政的指導

① 本資金の利用目的が農業移住者の携行資金の調達を便にする点にあるので、営農資金等に多額の金額を必要とする開拓自営移住者の所有農地の買受者に重点的に貸付を行うものとする。

② 農地売買の円滑化を図るため、移住者と買受者との間の仲介あつ旋については、町村および農業協同組合等においてこれに当るものとする。

③ 農地の売却によつてえた資金がすべて移住者の携行資金等として使用されることを確保するために、本貸付金の受領については、農業協同組合は借入者の同意をえて直接移住者に交付しうるよう措置するものとする。

④ 本貸付金の貸付実行が移住者の出国に間に合わないとき、特別に農業協同組合資金をもつて立替払を行うよう指導するものとする。

第三章 移住者に対する指導

第一節 移住者の心構えについて

戦後の日本の移住政策の根本は優秀な者を多数送出することである。すなわち質と量との両面をあわせ、これを如何に実現して行くかである。質の問題はすなわち移住者の選考の問題である。移住者の適格性を審査し、移住者を決定することはなかなか容易ではない。移住先の条件上、家族構成や所要資金あるいは健康上の点で適格、不適格が決定されることは当然であるが、基本的な条件は何といつても移住者の心構えである。移住を希望する人達の相談に応じ、且つこれを選考する移住実務担当者は移住者の心構えが如何にあるかを明確に把握し、且つ指導することが、その業務の根幹をなすものである。また、移住者の側に立つて考えても、心構えの立派な移住者は必ず成功するといつても過言ではない。しからば移住者に必要な心構えとは何か、これを明細に且つ適確に記述することは容易ではないが、現在実務専門家の間で一般的に認められ且つ妥当とされている事項を要約して参考に供したい。

一 強固な意志と健全な身体

説明する必要のないことではあるが、過去において送出した移住者の中で、現地で問題を起した人達の大部分はこの条件に欠けている場合が多いことを認めざるを得ない。移住者として必要欠くべからざることである。

二 自力で苦斗する覚悟

現在、海外で成功している人達は楽をして今日の成功を得たのではない。何十年の苦斗の賜物である。政府および移住関係機関はその立場上、移住の苦斗を少しでも楽にし成功を容易にするよう努力することは当然の任務であるが、移住者はそのみに頼つていてはならない。自力で苦難を克服する覚悟と実行力が必要である。

一攫千金を夢みたり、ぬれ手に粟といった甘い考え方は絶対に捨てなければならない。現在日本人移住者を受入れている国々における労働は日本のこれと較べて辛くはあつても楽なことはまずない。唯その労苦が将来報いられる可能性が日本よりは大きいのだということをよく認識しておく必要がある。

三 主婦の移住精神

移住が決定し、渡航、定着に至るまでの仕事は容易ではない。特に一家の中心である主婦の労苦は大変である。一家の精神的、肉体的支柱は主婦である。主婦が如何なる人物であり、如何なる心構えを持つているかが成否を決定する。

四 成功を急がず長期建設

日本人の特性として、性急で成功をあせる。これは日本人の大きな欠点の一つである。現在、海外で不成功の末、今もつて苦勞している人達の多くは、初期に於て成功を急いで、投機的に仕事をした人の多いことを学ぶべきである。

五 移住地社会に融和

移住者は移住した国の一員として、その国の言語、風俗、習慣によく順応し、その国の人から歓迎される移住者になつて初めて成功する。また、このことは後続の移住者が迎えられる第一の条件である。

日本人は従来同化し難い民族だという非難をうけて来た。もとより日本人としての矜持は忘

れてはならないが、そうかといつて徒らに島國根性をふり廻して現地の社会に同化しない様では移住者としての資格はない。移住者はその國の土となり、その子孫はその國の人間となるのであることを忘れてはならない。

六 移住者と母國

移住後、その國の社会の構成分子となつてはいえ、やはり外國人であり、その人の背後に何時でも母國すなわち日本があることを忘れてはならない。一人の移住者の立派な行為が親日的氣運をおこし、また、一人の悪い行為が排日の原因になつた例が過去において数多くあることを知らねばならない。

七 子弟の教育

戦後の日本人の移住の根本精神は、世界のいかなる國にも日本人の生活圏を拡げて移り住むことである。事業の成功のみでなく、子孫が永久にその國で幸福に榮えて行くことが念願である。これが為には、子弟の教育が絶対に必要である。農作物を作るように子供を立派に育てることが移住の根本義である。

八 移住の準備

一家を挙げて移住することは、いろいろな手続から財産整理、資金の調達等容易なことではない。一家の長はこれらのことを順序よく、誤りなく遂行して行かぬと思わぬ破たんが生じ、移住を断念せねばならぬことが起きる。移住を希望し申請する時期から、船に乗って出発するまで、よく県や地方海協の職員に相談し、且つその指示をよく守り、勝手な判断をしたり、独自の行動をしないよう心掛けねばならない。

移住実務を担当する者は以上の「移住者精神」ともいうべきその心構えを移住者に植付け、様に指導しなければならない。

第二節 移住支度品について

移住支度品については、その移住先の国情や開拓・雇用の別により多少異なるが、特殊な事項については、その都度募集要領等を参照されることとし、ここでは移住者一般について、共通的に言えることを各項目別に記述することとする。なお、支度に当つては華美を排することはもちろんのこと、新品の購入を避け、出来るだけ現在手持のものをそのまま携行することが望

ましい。新品はとかく上陸地でも問題になり易く、移住者の携行品として認められる種類の品物であつても、それが新品であつて数量が多ければ移住に便乗して密輸するものと看做される。こうした印象を相手国に与えることは将来の移住政策にとつて好ましくない。

一 生活用品

要するに移住者の携行荷物として認められるものは（日本出国の通関と相手国上陸の通関とそれぞれ立場は異なるが）移住者の生活に直接必要な必需品およびその移住者の職業用具の最少限度必要な量だけと言うことである。それ以外の持物は別に正式輸出入の手続をとり移住者の携行荷物としないことである。

なお、携行荷物についてはこれを一覧出来るように表にしておくことが必要である。これは自己の記憶のためにもまた検査の際にも便宜であり、是非リスト・アップしておくよう指導することが必要である。

鍋、釜、釜丁、茶碗、皿、薬罐等の台所用品および食器類は携行すると便利であるが、洋食生活に入るのであるから、ナイフ、フォーク、スプーン等は必ず必要であり、且つ一般に日本の方が安価である。これらのものを新調する場合は、瀬戸ものは止め、ホーロー製またはアルマイト類がよい。また野良用として大型薬罐は重宝である。開拓移住者の場合、水桶代用また

は風呂用としてドラム缶を持って行くと共に、荷造の際はこれの中に他の荷物を詰めて行くとよい。寝具類は、中南伯、バラグアイ、ポリビアへ移住する人はもちろんのこと、北伯へ行く人も現地は暑いのだからと言って綿を抜いて行つてはいけない。蚊帳も必要である。その他家庭薬品、裁縫用具等細々した品物は神戸あるいは横浜で購入するとよい。

二 衣 料 品

移住後はまず原始林かコーヒー園に入つて労働に専念するのであるから洋服、婦人の和服等は一着もあれば充分である。作業衣は多い程よく、また追加調達する場合は白色のものは絶対に避け茶褐色、紺、またはカーキ色にすることが必要である。大体一人当りシャツ三枚、ズボン五着程度、それに地下足袋はできるだけ多く持つて行くことが望ましい。移住あつせん所入所中あるいは船中にて使用するズック製運動靴も便利である。最後に船中や現地においては暑い時ばかりとは限らない。特に船中において日本の四季をそのまま味わねばならないのだからある程度の耐寒衣類は是非必要である。それはまたそのまま現地においても役立つのである。

三 図書および娯楽品

家族中に学童のある人は現在使用している教科書類はもちろん、出来るだけ多くの参考書も携行するのが望ましい。移住先国の語学関係書、農業や農産加工の参考書、家庭衛生書、修養書等も益するところが多い。娯楽用品は、碁、将棋、麻雀、楽器等は娯楽施設の乏しい船中や移住地での生活にはなくてはならぬものである。

四 大 工 道 具

金槌、釘抜き、鉋、ノミ、鋸、鋸目立、ヤスリ、曲尺、ドライバー、ベンチ、錐等一式は必ず携行すること。また入口の扉および窓の金具等（例えば蝶つがいなど）も住宅の新築、鶏豚舎の建築の場合役立つものである。

五 農機具および種苗類

農耕の方法が違うのであるから必ずしも日本農具が便利であるとは限らないが、手持の農具中特に大型のもの以外はすべて持参したらよい。草刈鎌および稲刈鎌は日本式のものがよい。米作を主とする移住者は出来るだけ多く持つて行くべきである。現在、手持の発動機、脱穀機、噴霧器、撒粉器等も移住国の関税制度とにらみ合せて有利なら持参するとよい。現在使用している穀物を入れる麻袋およびシートは天幕にも、荷物の梱包用にもなり、且つ穀物の収穫

用、乾燥用にも使用でき重宝するから必ず携行すべきである。

種苗類は陸稻、小麦、豆類、野菜各種なんでも携行すること。これ等の種は茶缶に密封して持参することが発芽効果上必要である。苗を持つて行きたい人は出入港で植物検査のあることを考え、予め病害の無いものを選ぶことが必要であると共に、長い航海中に枯死させないだけの用意を必要とする。

尙左記の苗木及び種子はブラジル国では輸入を禁止しておるから携行出来ない。

1 バナナの生植物及びその部分

2 砂糖キビ及び「ヘンルーダ科」植物の生植物その部分及び種子

3 「コーヒー」の木が生植物及びその部分 種子及び生果実並びにその他の「アカネ科」植物の生植物

4 「カカオ」の生植物とその部分、種子及び生果実

5 綿の生植物及び種子（綿実を含む）

6 土及び土の附着する生植物

7 有機質肥料

右以外の種子、苗木類を携行するものはあつ旋所に申し出れば、植物検査の世話をしてくれる。

六 食 料 品

味噌、醬油の類は長い航海中臭気を発散したり、破れて他の荷物に迷惑を及ぼす惧れが多いから包装は特に嚴重にすること。椎茸、カンピョウ、昆布、ワカメ、カズノ子等の乾燥食料品は現地にはないので、携行すれば非常に役立つが、あまり多量に過ぎると課税されるおそれがある。梅干も汁が出ないような容器に入れて手廻品として持参してよいが、これも少量に限られる。船中における食事は大体充分であるが、子供は特にオヤツを欲しがるから、自家製のアラレまたはセンベイの類を準備して行くのもよい。なお、食料品携行について注意しなければならぬことは、食事はあくまでも現地の食事になれることが先決であつて、この意味から言へば、徒らに日本食にあこがれ、これに執着して、あれもこれもと持つて行くことは却て感心しない面もあることを考慮にしておく必要がある。

七 美術品および禁製品

美術品および骨董品は入国の際税関で課税されるおそれがあるから持参せぬ方がよい。しかし絵の掛軸二、三本なら差支えない。書の方は美術品と見做されぬから何本でも差支えない。刀剣、銃砲、火薬および麻薬の類は全然持参することは出来ない。また同一品を自家に使用する

る限度以上携行した場合は商品と見做され課税される。

八 托 送 品

渡航に際して移住先国にいる親戚または知人からいろいろの品物を持つて来て欲しいとの依頼を受けたときは、なるべくそれを断ることが安全である。従来そのようなことで品物を持つて行つたために税関検査で摘発され、本来無税で通関出来る筈の自分の荷物にまで高額の税金をかけられた例もあるから、特に注意することが肝要である。

以上は、あくまでも一般的に言えることであつて、携行品の問題はその移住の形態乃至移住先の異なるに従つてまた異なるものである。入国の際など一方では問題にならなかつたことが他方では問題となる場合もある。この点については前述のようにその都度募集要領等を参照して移住の指導にあたらねばならない。

第三節 荷物輸送について

海外へ移住するとなると、出来るだけ多くの荷物を持つて行きたいのが人情であるが、荷物の船積の量にも制限があるから、これを合理的に案配準備することが必要である。自分勝手に

何でもたくさん持つて行こうとすると、結局その移住者自身が困る結果にもなるからよくその限度を認識させることが必要である。

すなわち、無賃で持つて行ける荷物の量は、

十二才以上の者 一人に付 四〇才迄

三才以上十二才未満の者 " 二〇才迄

一才以上三才未満の者 " 一〇才迄

であつて、この量を超過した場合は、一才につき六〇三円（大阪商船の場合）の超過運賃を各自船会社を支払わねばならないから、右制限量を家族人員とにらみ合せて全荷物量を制限量内に納めるようにすることが必要である。

右にいう一才とは、一尺立方体の容積であつて、重量には無関係である。例えば石油箱は約二才、中型柳行李は約四才、大型柳行李は約六才である。

尚、荷物の重量に対する制限はないが、なるべく一個の重量が六〇キロ以内であることが望ましい。又、船室内持込の日常用品在中の手廻荷物に付ては前記制限量より除外されているが、船内が狭いのであるから他人の迷惑にならぬ程度にしなければならない。

一 梱 包

汽車、汽船による長い旅行であり、途中において何回も積替えを要するから、箆筥、長持の類等破損し易い品物は携行しないことである。農具および大工道具等重量品を入れる木箱は、運送途中に壊れて内容品が紛失せぬよう、少くとも六分板を用いること。また食事中瀬戸物類を入れるものについても同様破損を防ぐ対策を充分に払う必要がある。破損と共に特に注意しなければならないことは盗難である。これが対策としては、荷造りの際、船中並びに現地到着までに必要な身の廻り品以外はなるべく船艙荷物乃至バゲージ倉庫荷物として処理すること、梱包を厳重にすること、貴重品の類は船側に預けることなどが考えられる。なおこれら荷物は出入港において夫々検査を受けねばならないことになっており、その際、一々開けねばならぬから蓋の部分の釘付はあまり厳重にせず、開閉に手間とらぬ様配慮すること、これらの木箱もその外部には充分に麻縄をかけておくことが必要である。衣類、布団類は行李、布団包、木箱等何れに入れても差支えない。行李、布団包に入れた場合はその外側をシートあるいはゴザで包みさらに麻縄をかける。このシートは移住後、穀物の収穫、乾燥用の下敷きになり、ゴザは畳の代用になりいろいろと活用されるから多く持つて行つた方がよい。ミシンを携行する場合は脚だけを梱包して、機械の方は後に述べるバゲージルームか船室荷物として携行するがよい。特に自転車、ミシンの類は新品を持参すると課税される惧れがあるから、できれば現在使用中のもので間に合せること。

荷造りに藁縄、縶ムシロ等の使用は病虫害の仲介となるので禁止されており、荷物ごと焼かれてしまう場合もあるから絶対に使用しないことである。日用品、衣類等の新品を必要以上に持参すると商品と見做され課税されるから、同一物は各荷物に分散して梱包するとか、古新聞紙に包むとかの方法で携行した方がよい。

二 荷物の発送

貨車便大荷物は、神戸市湊川駅留神戸移住あつ旋所気付何某、あるいは横浜市東横浜駅留横浜移住あつ旋所気付何某として発送することとし、客車便少荷物は神戸の場合三宮駅留神戸移住あつ旋所気付何某、横浜の場合横浜駅留横浜移住あつ旋所気付何某として発送することが便利であつて、前記両駅からあつ旋所までの運送搬入は同あつ旋所入所後、同所における荷物取扱入に依頼すれば荷物一個に付三〇円にて引受ける。

三 本船積込の際の荷物の分類

① 船室荷物

航海中の日常必要な身廻り品を入れた荷物であつて、例えばボストンバッグ、手提げ鞆、風呂敷の類で船室へ持ち込む身廻り荷物。ブラジル奥地農園雇用移住者またはパラグアイ、ボリ

ビア等は大荷物が、二、三日遅れて到着する場合が多いので食事に必要な最少限度の鍋、湯呑、庖丁等を手廻品として持込むことを考慮すべきである。

② バゲッジ倉庫荷物

航海中、毎日出し入れを必要としないが、時折り必要とする着替等の入った大型靴、柳行李の類。但し船によつてはこのバゲッジ倉庫のない船があるからあつせん所入所中にこの点確かめて分類するとよい。尚、この倉庫に入れた荷物は航海中船側より指示される特定の日以外は出し入れ出来ないことに注意すべきである。

③ 船艙荷物

到着港まで出し入れを必要としない荷物で、例えば家具、農機具、寝具等の入った大型荷物。

なお、この荷物は上陸港で通関の際、内陸の汽車輸送が数日以上かかる奥地行の場合、毛布等夜間必要な寝具類、食器等は荷造し直して客車に持込み途中の宿泊並びに到着後貨車積の大貨物が運着した場合に備えることが望ましい。

四 移住あつ旋所より本船の船艙までの大荷物の運搬積込賃は

左の標準による

二才まで	五〇円
四才まで	八〇円
六才まで	一〇〇円
八才まで	一二〇円
一〇才まで	一四〇円
一〇才を超えるものは 一才につき	一〇円

注1 以上は手荷物一個当りの料金

2 一才とは、一尺立方体の容積で、例えば石油箱は約二才、中型柳行李は約四才にあたる。

なお、船室内に持ち込む手廻品を依頼する場合は、

小 (二才まで)	二五円
中 (六才まで)	五〇円
大 (六才以上)	七〇円

五 機械・器具類

一般工業用機械・器具類を持参する場合は、一部移住者の携行用具として認められる品目、

数量を除いては通産省の無為替輸出許可申請を行い、別途に携行手続をせねばならないから、そのような場合は予め準備し、移住あつ旋所へ入所後、直ちに係員に相談して、事前に適切な処置を講じておく必要がある。

移住実務担当者はこの点よく考慮し、無為替輸出許可申請を必要とするものと必要としないものとをよく研究しておいて区別し指導することが必要である。尙、無為替輸出許可申請については先方の国の関税とは関係はない。

第四節 移住あつ旋所における注意事項

一 入 所

移住あつ旋所の入所については海協連より入所通知が電報、電話または文書によつてなされるから、所定の期日には横浜または神戸のそれぞれ指定されたあつ旋所に入所しなければならぬ。この場合、荷物はなるべく出発前に発送しておくことが望ましい。入所に際しては次の書類を受付けに提出する。

① 合格通知書

② 一 家族につき戸籍謄本 北伯三通、南伯二通、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、

ドミニカは各一通

健康に関して 移住者が移住申込をするに当つて提出する健康診断書および査証に必要な健康診断書を海協連は審査し、これに記入されている限りの疾病については医師の判定を待つて合格通知を出しているので、本来ならすべての入所者は健康上問題ないわけであるけれども、往々故意または見落しのため健康上問題となる移住者が入所する場合がある。そのため入所後は直ちに嚴重な健康診断を行い、家族中に受入国側が入国を許可しないと認められる者があつた場合は、直ちに家族全員退所せしめられる。従つて入所前の健康診断はくれぐれも慎重に行われることが必要である。

例えばブラジルでは、眼疾、身体障害者（小兒麻痺によるもの、手足および指の切断されているもの、並びに先天性または後天性畸形等）は入国を認められない。また義眼も原則として入国を拒否される。

二 入所中の衛生

あつ旋所の規定を守することは当然のことであり、入所中不摂生により疾病に罹ることがあれば渡航も不可能となるから充分保健衛生に注意することが肝要である。

三 教 養

入所中は毎日時間割によつて専門の講師による現地事情、語学、船中心得等の講義が行われるから必ずこれに出席すること。

四 予 防 注 射

旅券査証を受ける必要上、コレラ、腸チブス、バラチブス等混合ワクチンの予防注射および種痘が行われる。

五 旅 券 査 証

旅券査証に際しては、計画移住の場合の外は神戸、横浜、東京の駐在総領事に面接の上査証を受けることがある。その際十八才以上の者は総領事の面前でローマ字（ヘボン式）で自分の姓名を署名しなければならないから予め充分な練習を積んで置くことが必要である。

六 諸契約の締結と移住者輸送援護共済積立金制度

日本海外協会連合会と移住者との間で、移住者契約、渡航費貸付契約の締結を行うがこれに

つては末尾の注①②を参照のこと（この契約の前提として輸送援護共済積立金をする）。

七 営農資金の預託

現地到着後の営農資金、生活保証金として一家族三千弗、单身千弗までの送金が許されている。この送金はあつ旋所入所前に地方海協を通して海協連に預託することが原則となつてゐるが、これに間にあわなかつた場合は、入所後、移住者自身が海協連に預託する。いずれの場合においても海協連は預託された金を為替銀行からその移住先国の関係取引銀行を通して現地機関（在外公館、海協連支部、引受責任団体等）に送金し、移住者は現地においてその時の為替換算相場にて前記の現地機関より受領するのである。

八 携行弗の交換

前項の営農資金の預託と同時に船中における雑費および着後雑費として左記の通り米貨現金に交換し携行することが出来る。

オランダ船の場合

十八才以上のもの一人に付

米貨七〇弗

十八才未満のもの一人に付

米貨三五弗

日本船の場合

十八才以上のもの一人に付 米貨五〇弗

十八才未満のもの一人に付 米貨二五弗

九 税 関 検 査

携行荷物の検査は税関吏があつ旋所に出張し、出帆の三、四日前に行われるから荷物の不揃いものはそれまでに全部買揃えなければならない。なお、検査に先だつて各家族の責任者は、あつ旋所から配布される所定の用紙に荷物の明細を記入し提出しなければならない。

一〇 退所および乗船

以上の行事を終了した後、出入国管理庁係官の出国検査を受けた上乗船し出帆するのである。

(注一) 渡航費貸付契約

渡航費貸付は海協連が政府から業務の委託を受けて直接移住者に対して行っているが、以下その内容を逐次説明しよう。

(一) 渡航費貸付契約締結の当事者

渡航費貸付契約は「渡航費貸付契約書」という様式によつて日本海外協会連合会々長と移住者個人（家族の場合は家長）との間に締結し、所定の収入印紙（移住者負担、金額は別記）を貼布し、当事者署名調印の上、各自一通を所持する。

（二） 渡航費の授受

渡航費貸付契約書上は会長が移住者個人に直接渡航費を手渡すことになっているが、実際は海協連が一括して船会社に支払うことになっている。

（三） 渡航費償還期間

以前は、雇用移住者と開拓移住者と異つていたが（前者は六年、後者は十二年）昭和三十一年五月船チャレンカ号の移住者から雇用、開拓の如何を問わず一律に十二年となつてゐる。（ただ、難民救済法に基づいて米國に移住する者だけは、償還の容易さを考慮して、単身の場合は十三カ月、家族の場合は二十五カ月となつてゐる）右の十二年のうち、四年間は据置期間であるが、この期間中は利子のみは支払うことになつており（このこと特に注意）会計年度を基準にするため、初年度は殆んど一年に充たない。

（四） 利息

利息は年利五分五厘であるが、初年度のみは貸付の月の初日から計算する。

（五） 支払の相手方

渡航費償還は年賦償還表に基づいて行うのであるが、償還に基づく事務処理を考慮して、毎年十二月末日までに引受責任者に移住国の貨幣で支払い、引受責任者はその金額を非貨で海協連に送金する。

（六） 延滞利息

移住者が元金および利息の支払を延滞したときは、違約金として一〇〇円につき一日四銭の割合で支払うことになつてゐる。

（七） 繰上償還

繰上償還は利子が非常に減額になり、あらゆる点で移住者に有利になるようになっている。

四 移住者の入植後の義務

移住者は現地入植後貸付金を完済するまで身上に関する異動およびその他の重要な事項を毎会計年度の末日、海協連に報告する。

以上が渡航費貸付契約書の内容をなすのであるが、この契約は移住あつせん所入所中に行い、契約締結の場合の保証は移住者相互で実施している。

(付) 収入印紙金額

渡 航 費	一〇万円以下	六〇円
"	五〇万円 "	一〇〇円
"	百 万 円 "	三〇〇円
"	五百万円 "	一〇〇〇円

(注2) 移住者契約

移住者契約は移住あつせん所入所中に行うものであり、通常、渡航費貸付契約と同時に締結する。以下その内容を説明しよう。

(一) 契約の当事者

移住者契約は「移住者契約書」という様式によつて海協連と移住者個人(家族の場合はその家長)との間で締結し、所定の収入印紙(移住者所持分については移住者負担、海協連所持分については海協連負担金額はいづれも拾円)を貼布し、当事者署名調印の上、各自一通を所持する。但し、一地区に二家族以上(単身の場合も同じ)移住する場合には、海協連保有の分は連記するから一地区につき一通のみとなる。

(二) 海協連の責任

イ、海協連は移住者が乗船港から下船港において現地引受責任者に引渡されるまでの間、その保護につき一切の責任を負うが、これは移住者輸送監督および同助監督がその任に当る。

ロ、海協連は乗船港から下船港までの船賃を移住者に対して貸付ける。

ハ、海協連は移住者が乗船してから現地引受責任者に引渡されるまでの間に、移住者の費に帰しえない理由で入植不可能となつた場合はその送還について一切の責任を負う。

目 移住者の責任および義務

イ、移住者は乗船港から入植地までの間、海協連および現地引受責任者の指示に従う。

ロ、移住者はその居住地から下船港までの間の旅費を負担するが、そのうち乗船港から下船港までの間の船賃は海協連が渡航費貸付契約に基づいて移住者に貸付けるから、實際は居住地か乗船港までの旅費だけを負担すれば足りる。

ハ、移住者は、入植後は現地に永住し、移住国の法令に従つて現地社会に同化し、且つ自己の職務に精励して、移住国開発に寄与するよう努力しなければならない。

(注3) 移住者船賃表

船賃は神戸、横浜とも同一であり、距離の近い港から列挙すれば次の如くである。

下 船 港	満十二才以上	満三才—十一才迄	満一才—二才	一才未満
ロスアンゼルス	一〇〇、八〇〇円	五〇、四〇〇円	二五、二〇〇円	無 賃
トルヒーリヨ	九七、〇〇〇円	四八、五〇〇円	二四、二五〇円	"
ベ レ	一〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	"
レ シー フ	一〇二、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	二五、五〇〇円	"

サルバドル	一〇二,〇〇〇円	五一,〇〇〇円	二五,五〇〇円	"
リオ・デ・ジャネイロ	一〇二,〇〇〇円	五一,〇〇〇円	二五,五〇〇円	"
サン・トマス	一〇二,〇〇〇円	五一,〇〇〇円	二五,五〇〇円	"
リオグランデ	一〇四,〇〇〇円	五二,〇〇〇円	二六,〇〇〇円	"
ブエノスアイレス	一〇五,〇〇〇円	五二,五〇〇円	二六,二五〇円	"

この外、パラグアイのフラム植民地やチャベスに移住する者は、更にブエノスアイレスで第二船（河船）に乗るわけであるが、この運賃は為替相場の変動に基きく不安定を避けるために船会社との協定により次の如く定められている。（昭和三十一年四月一日現在）

ブエノスアイレス—ボサードス間河船運賃

満十二才以上

二、三七〇円

十二才未満（〇才を含む）

一、一八五円

以上の船賃を海協連が政府の委託を受けて渡航費として貸付けているが、船賃は第一船（日本出発船）の場合には神戸または横浜の出帆日（乗船でないことに注意）の年令を以て算定することになっている。（従つて横浜—神戸間で年令が一つ増すことがあつても影響はない）第二船の場合には現在では便宜上、第一船の場合の年令算定基準に準じて処理している。ただ第二船の場合には一才未満の者に対しても貸付けていることに注意しなければならない。

以上の船賃は移住者の場合であるが、因みに一般船客（移住者ではあつても政府貸付でない場合を含む）の場合の船賃は左の如くになつており、移住者の船賃は非常に安くなつてゐる。

日本—ベレン間

二二九、六〇〇円

日本—レシーフ間

一三五、〇〇〇円

日本	サルバドル間	一三六、八〇〇円
日本	リオデジャネイロ間	一四〇、四〇〇円
日本	サントス間	一四〇、四〇〇円
日本	リオグランデ間	一四五、八〇〇円
日本	ブエノスアイレス間	一四九、四〇〇円

ポリビア移住者に対してはサントスから更にサンタクルースまで貸付けるが、この汽車賃は満十二才以上約八弗、満十二才未満約四弗である。

第五節 必要経費について

移住をころざしてから実際に移住するまでには、いろいろな費用がかかる。一体どれ位の費用が移住するために必要であるかを明らかにしておくことは、これから移住しようと考えている人にとつても、またすでに渡航の準備にとりかかっている人にとつても大切なことである。順を追つてこれらの費用を記してみよう。

一 渡航手続関係の必要経費

① 提出書類作成のための必要経費

各地方の海外協会を通して移住者が海協連に提出すべき書類は第二章第五節ですでに述べたように推薦書類と入国許可申請のための書類とがあるが、これらの書類はあらかじめ移住者が地元において作成する必要がある。

イ、市町村役場で作成する書類

戸籍謄本・農業従事証明書・善行証明書等

ロ、病院で作成する書類

健康診断書・種痘注射証明書等

ハ、その他

写真・警察の犯罪経歴証明書等

(各必要書類およびその部数は第二章第五節を参照のこと)

② 渡航手続費用

渡航手続費用は移住の形態乃至移住先によつて異なるがおおむね次の通りである。

イ、ブラジル国計画移住者の場合

○旅券下附料(旅券一通につき) 五〇〇円

○健康および種痘証明書替料(移住者一名につき) 一〇〇円(横浜入所者三〇〇円)

○旅券査証料 無料

ロ、ブラジル国呼寄移住者の場合

A 移住者が直接支払う費用

○旅券下附料、印紙代、旅券一通に付 五〇〇円

○健康証明種痘証明書指定医による書替証明（旅券併記者も含む）

各一名に付 三〇〇円

B 取扱業者が移住者に代り支払う費用

○伯国領事館査証料旅券一通に付 一、八二五円 但し出帆期日直前に手続し領事館の通常勤務時間内の処理不能場合は旅券一通に付 三七〇円前後の時間外査証料を請求されることがある。この場合はあつ旋所の入所中、追加請求されることがある。

C 取扱業者の直接徴収する料金

（戸籍謄本・職業証明翻譯代・交通・通信費を含む取扱手数料） 三、五〇〇円

(1) 単身者の場合

料金合計 = A + B + C = ¥6,125

(2) 家族二名以上に亘る場合は次の計算による。

(A) 旅券下附料¥500×(旅券通数) + 健康証明¥300×(家族数) +

査証料 ¥1,825 × (旅券通数) = X

(B) 取扱手数料

旅券二通の場合 五、〇〇〇円

旅券三通の場合 六、五〇〇円

旅券四通の場合 七、〇〇〇円

旅券五通目より旅券一通に付五〇〇円増し。

料金合計 $A + B + C = X + Y$ (前記(B)の通数による料金)

(イ) フルセンチン国呼寄移住者

○旅券下附料 一通に付 五〇〇円

○健康および種痘証明書替料 神戸査証の場合一人に付 一〇〇円

東京査証の場合一人に付 三、七〇〇円

○査証料 (ペソの円貨換算は変動あり、昭和三十三年二月二十日現在の相場)

一、旅券査証料 一人に付二五〇ペソ (一、四〇二円)

同一旅券に併記された者も全員につき同様の料金を必要とす。

二、三種証明書査証料 (健康証明書、種痘証明書、警察証明書) 一人に付一五〇ペソ

(一、二六〇円) 旅券の場合同様全員必要 (十八才未満も含む)

三、職業(技術)証明書査証料 一通につき三七〇ペソ (三、一〇八円)

四、戸籍謄本(統柄証明書) 一件につき二二〇ペソ (一、〇〇八円)

五、渡航同意書 単身又は同一戸籍にない同伴者にして満二十才未満の者一件につき三〇ペソ (二八九円)。

尙単独及び同伴未成年者で、親権者のない者、即ち後見人によつて渡航同意書を作成する場合、市町村長の証明せる後見開始事実証明書の認証料は一件に付三七〇ペソ (三、五五五円)である。

(四) アルゼンチン国計画移住者

○旅券下附料 一通につき 五〇〇円

○諸証明書(居住者証明書、戸籍抄本、健康証明書、無トラコーマ証明書、農業従事証明書、警察の犯罪経歴証明書、善行証明書)各一通につき三〇ペソ (二五二円)

○旅券査証料 満十才以上一人につき四〇〇ペソ (三、三六〇円)

(イ) パラグアイ国移住者(アルゼンチン国通過) フラム地区入植者の場合

○旅券下附料 旅券一通に付 五〇〇円

○健康及び種痘証明書替料 神戸の場合各人に付 一〇〇円

○アルゼンチン国通過査証料 一人に付 五〇ペソ (四八一円) 併記者を含めた全員各

同額

(二) パラグアイ国移住者（ブラジル国通過）CAFÉの場合

○旅券下附料 一通に付 五〇〇円

○健康及び種痘証明書替料 神戸の場合各人に付 一〇〇円

○ブラジル国通過査証料 一人に付 二ドル（七三〇円）

(三) ボリビア国移住者（ブラジル国通過）

○旅券下附料 一通に付 五〇〇円

○健康及び種痘証明書替料 一名に付神戸の場合 一〇〇円

横浜 " 六〇〇円

○ブラジル国通過査証料 一名に付 二ドル（七三〇円）

(四) ドミニカ国移住者

○健康及び種痘証明書替料 一名に付 六〇〇円

○旅券査証料は計画移住者の場合無料。（但し旅券申請用紙代三枚一組三〇円）

(注) 七・一取極

昭和二十九年一月、ブラジル農務省管轄下に移植民院が設置された。これは従来の移植民審議会に代るもので、その権限と機構とを拡大強化したものである。同年七月一日、この移植民院と松原安太郎、辻小太郎両氏の間に、両氏関係の移住者受入れに関し、それぞれ次の取極調印が行われた。これは両者第一条

が違うだけで他は全文同一である。

移植民院が両氏との間に改めてこのような取極の必要を認めるに至つたのは、要するに關係移住者受入開始以後の諸経險にかんがみてのことである。けだしこれによつて移住者受入れに於ける両氏の責任と、またこれに対する移植民院の權利義務を明確にし、更に移住者の素質とその資金的条件を強調したわけであるが、これらはすべて受入を始めてからの経險上、思いあたることばかりであつた。

七・一 取極

この契約において、その總裁により代表された移植民院と松原安太郎氏、辻小太郎氏との間に、ブラジル移植民院の植民地に日本移住者を定着させるため、左の如き双務条件を設定する。

第一条 旧移植民審議會により特許取得人に対し許可されたマツトグロツソ、ゴヤス、ミナス・セラエス、バイヤ、ベナルナンブーコ、リオ・グランデ・ド・ノルテ、エスピリト・サント、リオ・デ・ジャネイロの諸州、その他可能性のある地に事前許可を得て配置すべき四、〇〇〇家族の割当以外の移民の入國を許さない。(松原安太郎)

第一条 旧移植民審議會により特許取得人に対し許可されたアマゾンナス、パラ、及びマラニョン諸州並にアマバ、アクレ、グアボレー及びリオ・ブランコの諸連邦直轄領に事前許可を得て配置すべき五、〇〇〇家族の割当以外の移民の入國を許さない。(辻小太郎)

第二条 各移民群のブラジル入國は、出国家族数を明記した事前通知書をすくなくとも六十日以前に特許取得人が提出することを要する。又上陸のすくなくとも十日前に特許取得人は再び移民家族員名、年令及び職業を記載したリストを提出するものとする。

第三条 選考のよりよき標準 (Criteria) を確保するため、成年男子移民は總て、上陸港において農業者であること及び入國第一年度の生活を保証するため家族当り最低金一八、〇〇〇クルセイロス也を所持していることを明記した日本海外協会連合会の証明書を呈示しなければならない。

この証明書は日葡両語で印刷し、移民選考の責任官憲でもある出国港におけるブラジル領事官憲の査証を要する。

第四条 前条の規定の書類を呈示しない移民家族は上陸を許さない。

第五条 特許取得人は、ブラジル政府関係当局と連絡を保ち、移植民院の植民地に入植後一カ年以内に、移民が職業的能力、衛生状態及び社会的操行の点で期待に副わない場合は、その移民の日本帰還を促進する義務を有する。

第六条 上記の何れかの理由に基き、移民が退植を通告された場合は、特許取得人は関係当局の定めた期限内に、その移民を植民地から引き取り、当該移民の日本帰還措置及び移植民に対する物的損害があった場合はその賠償に対する最良手段を講ずる義務を有する。

第七条 特許取得人は、ブラジルの目的地海港迄の移民の旅費を支給する義務を有する。

第八条 特許取得人は、移民の協同組合が設立されるか、或いは移民自身の自給農業を確立することにより、その必要を認めなくなる時まで、移民の活動に対する金融を得るよう銀行との了解取り付けをあつせんする。

第九条 特許取得人は、第三条に規定の金額を当該所有者家族の入植第一年間における月々の補給のためブラジル銀行の特別口座に預金する義務を有する。

特許取得人は、入植者に対し預金の受取証を発給し、三カ月毎に彼等に当座勘定の報告をなすため迅速且つ正確な簿記帳を常備するものとする。

第十条 移植民院は次の義務を負う。

A 同院の負担をもつて、上陸地及び目的地に達する行程の中間宿泊地において、移民を出迎え、且つ、宿泊させること。

B 同じく同院の負担において、定着地迄必要とする輸送を提供すること。

C 各家族の職業的能力に応じ、訓練農場 (Centros de Treinament) 又は各自の地区 (Lotes Individuais) に配耕すること。

D 各々一〇乃至五〇ヘクタールからなる各地区に川又は移植民院の補助をもつて移民が掘つた井戸の水を補給すること。

E 各地区内の住家建設に対し、諸材料を補助供給すること。

F 森林の伐採及び土地の機械整備からその生産物の販売にいたるまでの移民の活動に対し、直接又は現地協同組合を通じて融資すること。

G 低利貸付制度により、農具、種子、苗幼芽、肥料、殺虫剤、殺菌剤を供与すること。

H 移植民院の植民地の現行規定に基き医療及び医薬を供与すること。

I 児童及び成年者のために、初等教育及び葡語教授の学校を常設すること。

J 移民入植後一カ年間は通訳の生活維持費を支給すること。

K 各自の地区における作業に対し無料技術指導をすること。

L 同院の負担により、隣接市場及び各地区に至る必要な道路を建設すること。

M かんがい及び排水の大工事を実施すること。

第十一条 地区及び総ての前貸しの金額は移植民院の定める期限内に小額賦払いの方法で、移民が支払うため、移民各自の当座勘定に記載されるものとする。

第十二条 特許取得人は、移民がこれら諸条件をあらかじめ知るために、この書類を翻譯し、直接又は外交官憲を通じて、移民事業を所管する日本政府関係当局及び日本海外協会連合会に送付する義務を有する。

第十三条 この取極は、日本大使館の確認を得た後はじめて発効するものとし、日本大使館の臨機の仲介は、契約当事者によつて要請されるものとする。

第十四条 第一条に記載の旧移植民審議会許可の枠内で、特許取得人が新たな移民群を誘入する際、それが有効であるためには、その度毎に当該配置計画を移植民院に提出し、同院の承認を得なければならない。

同じく、特許取得人は、農村及びその関係事業活動に通じた専門家の独身者移民を選ぶ事が出来る。

第十五条 この契約履行のため、契約当事者は、リオ・デ・ジャネイロ市を、司法区として選定する。

第十六条 この契約における脱漏及び不測の事態の場合は、現行の法律、省令、規程及び指令によつて解決する。

双方がここに定める義務を承認し且つ受諾することによりこの取極を正副六通作成し署名の上、その内の一通はリオ・デ・ジャネイロ市証券・書類登記所に保管し、残余は、移植民院、特許取得人、在日本ブラジル大使館及び神戸ブラジル領事館に渡される。

一九五四年七月一日

リオ・デ・ジャネイロ

ブラジル移植民院総裁

フランシスコ・アントニオ・トレード・ピーザ 署名

特許取得人

松原安太郎 代理 大谷 晃 署名

(辻小太郎)

日本大使館在証

吉田参事官

証人

署名

一、

署名

また右第九条の移住者携行金の取扱については、現地公館及び阿特許人の意見を徴し、外務省に於てこれを左のとおり成文化し、厳密勵行方を通達した。

移住者携行金取扱規定

一、松原、辻特許人関係の移民携行金は、日本海外協会連合会において取りまとめ、松原関係の分は在リオ大使館（以下単に大使館という）、辻関係の分は在ベレイン領事館（以下単に領事館という）の各ニューヨーク口座に直接送金する。

日本海外協会連合会は、右送金に關し、予託移民別明細表を作成、外務省を通じ、大使館、領事館に送付する。

二、前項送金を受領した大使館はリオにおいて松原特許人（代理大谷晃）に、領事館はベレインにおいて辻特許人にそれぞれ米貨をもつて引渡す。

特許人は右米貨を受領後一週間以内に伯貨に交換し、移民到着時、予託移民家長に対し、伯貨交換率を立証し、伯貨預り領明示の文書正副二通を作成、承認を求めた上、副一通を渡す。

三、大使館及び領事館は、予めブラジル銀行本店又は支店に、「大使館（領事館）移民勘定口座」を開設する。

特許人は移民予託の伯貨を凡て右口座に払込み、かつ自己のサインを届け、預金出し入れの事務を行うものとする。

大使及び領事は、特定館員を専任し、前項サイン人事故あるとき、又は特に必要と認める場合に限り預金出し入れの事務を行うよう処置する。

四、特許人は移民の預託金に關し、当座勘定帳簿を備え、預託家長名義の口座を設ける。

この当座勘定には利息をつけない。特許人がブラジル銀行より受ける利息（年二％）は預金の現地送金その他、この勘定運用雑貨に充てる。

五、特許人は各当座勘定より入植後一カ年間の生活費資金として、定時定額又は随時要求額を名義人に払戻す。

名義人が特許人に対し不測の損害を与えた場合は、特許人は大使館又は領事館の承認を得た上でその損害をこの口座に借記することができる。

六、特許人は最初の入金時より各三カ月毎に、当座勘定の写正副二通を作成し、各口座名義人にこれを送付し、その副に残高承認を求める。

特許人は大使館又は領事館に対し、三カ月毎に家長名義口座別明細とブラジル銀行預金残高証明を提出する。

各口座名義人は、何時にても自己勘定の明細につき、特許人の説明を求めることができる。

七、特許人は最初の入金が一八コントスを超過するか、又は一年後になお残金ある口座の名義人が、その超過額又は残金の払戻しを請求する場合はこれに従う。

八、以上各項に定むるものの外は、凡て一般銀行の預金事務手続に準じて処理する。

第六節 船 中 心 得

一 移住者の輸送に當つて

移住者の保護の任に当りその安全輸送を期するため、海協連では移住者輸送助監督を任命、

乗船させ、移住者の直接世話に当らせている。また、これとは別に外務省では監督官を任命して乗船させ同じく移住者の保護の任に当らせている。

従つて、通常各船ごとに移住者に対する監督的立場にある者が二名乗り込むことになる。彼等が船内において取扱う事項は極めて広範囲にわたるが、列記すれば大体次の如くである。

①移住者の掌握 ②移住者の待遇に関する船側との折衝 ③輸送日誌の作成 ④寄港地在外公館との連絡 ⑤寄港地に上陸する際の保護 ⑥自治会、船内団体の育成と指導 ⑦風紀の取締り ⑧船医との協力による保健衛生の指導 ⑨船内警備 ⑩出入国通過各査証取付けのあつ旋 ⑪上陸港における税関検査その他検査の立会 ⑫その他移住者の便宜に関する万般の事項 大体以上の如くであるが、このことに関し監督官、助監督が特に心得ておかなければならぬ事柄について以下順次説明する。

二 船内自治会の発足

移住者相互の自発的意図により、母国出帆後、数日を経過すると船内自治会が生れるのが通例である。自治会の有効適切な利用は船内安全とその秩序の維持にあたつて、誠に適切なものである。移住者が現地入植後いつまでも思い出されるのは、故郷の山河の次には、船内生活と船内自治会における共同生活であるのだから、船内自治会の健全な発展のために移住

者が協力するよう指導しなければならない。

三 船 中 行 事

船側主催のものとしては赤道祭くらいなものであり、あとは、長い旅愁をかこつために船内自治会が各種の企画を行う。のど自まん、演芸会、柔道、イゴ、将棋、舞踊、奇術、運動会、その他いろいろの催しがある。これらのことは自治会それ自体において企画し実行するが、監督の立場にある者はやはり蔭になり日向になつて面倒を見てやることが肝要である。要するに監督者は自治会に協力し、自治会は監督者に協力していくことが最も大切なことなのである。

四 船 内 の 風 紀

このことについては監督官、助監督は次の各項に関し移住者を指導して行かなければならない。

① 三等船客が一、二等のサロンが広いからなど言つて、みだりに上級の船室、デッキ、サロンなどへ入つて行つてはならない。日本人はそのようなことに割合無頓着であるが、外国人は權利義務の觀念が強いから非常にうるさい。この点よく監督・指導する必要がある。

② 演芸会だからと言つて野卑な歌をうたつたり、身振りなどをしてはいけない。観客は日本

人ばかりではない。

③ 暑いからと言ってステテコだけで船内を歩いてはいけない。船室以外は屋外と考えなければならぬ。婦人も人前で赤子に乳をのませたり、そこらにしゃがんでみたり、また男性に對し意味のない笑顔を作ったりすることは厳に謹しまねばならない。移住者には乗船前にもまた乗船してからよく、エチケットを教えることが必要である。

④ 飲酒もほどほどでなければならぬ。乱暴狼藉は外国においては犯罪として警察に連行される。

⑤ 男女関係については特に注意しなければならない。狭い船内においては、夫婦であつても他人の目にとまるようなことは慎まなければならない。男女関係に基ずく紛争は狭い船内と長い航海中においては往々にして起りがちであるから、この点よく普断から氣をつけておくことが必要である。

⑥ 独身青年男女は、長い航海においては一種異常の心理状態となるが、移住する大目的のためにはすべてを抑えなければならない。そのためには、いろいろな行事を企画・実施して、そのはけ口を与えてやる様に指導することが大切である。

⑦ 寄港地に上陸して見物する場合は、日本人としての体面に注意しなければならない。

⑧ 何処においても服装の端正なることと、精神の平静を保つことが第一である。

五 船内の衛生

狭い船内は不潔になり易く、また不摂生ともなりやすい。早寝、早起きを励行することが第一で、また運動不足ともなりやすいから、早朝に船内の散歩をしたり、みんな揃つてラジオ体操をするのもよい。出来るだけシャワーを浴び皮膚を清潔にしておくこと。寝冷えなどで腹をこわさぬこと。寄港地で果物の買い過ぎで下痢をしないこと。独身男子はまた悪い遊びで性病にかからぬこと。朝夕トラコーマの疑いのあるものは洗眼を励行することなどよく監督・指導してやらなければならない。

六 寄港地における上陸に際して

珍らしい風物に接することは楽しいことではあるが、本来の目的を忘れて事故を起したり、一時の迷いから性病にかかったり、買物に夢中になつて旅券を紛失したりしないように注意をあたえることが必要である。

以上、列挙した注意事項に関しては、移住者の訓練の時に、あるいはあつ旋所において充分に指導し教育しておくことが必要であるが、乗船してからは監督官なり助監督なりがよく移住者の立場にたつて、ものを考え、事に処すると共に、全体を統率して行く責任者として善悪の

区別をはつきりして威厳をもつて指導監督に当ることが肝要である。

第七節 上陸港より移住地まで

一 入 港 前 後

(1) 税関荷物申告

航海中に携行する荷物について、船舶および船室に区分して税関に対する申告書にその内容と数量を記入しなければならない。この申告書はその船の事務長が署名の後、上陸港税関に提出される。移住者には下船前に荷物個数分の荷札の預り票が渡される。荷札は梱包につけ、預り票は税関検査終了まで保存する。

(2) 検 疫

船が岸壁に着く数時間前から相手国入国管理官憲が乗り込んで来る。検疫は船側の提出するリストによつて行われるが、容ぼう、眼科等身体全般にわたる。船中における洗眼の励行、その他保健衛生に関する日常の諸注意は極言すればこの場合に備えてのものとも言い得るのである。

(3) 関係書類の検閲、入国査証

検疫後、関係書類の検閲があり、入国査証が与えられる。但し、左記に該当する場合はたとえ書類が完備していても入国を拒否せられる（伯国移民法第二十一条第二四条）

A 両親または責任者と同行せず、または呼寄せに非ざる十八才未満の者

B 貧困者または浮浪者

C 保健に関する規定に適合せざるもの

D 公の秩序、国の安寧または制度に有害なるもの

E かつて追放処分を受けたる者。但し、その処分が取消された者はこの限りでない。

F 伯国の法律に照し犯罪人引渡処分に附すべき性質の罪を他国において犯し、刑の宣告を受けたる者

(4) 水上署の検閲

最後に水上警察の検閲があつて入国を許可される。

(5) 黄熱病予防注射

以上を無事通過して初めて入国が可能なのであるが、一旦下船した場合、所用のための再乗船でも移民官の許可を取り付けるのが原則であるから、移住者は何分の指示があるまで下船しないことが賢明である。

下船の際、携行を許される荷物は、ハンドバッグ、手鞆等の身廻り品だけで、あとはすべて荷物運搬人によつて税関倉庫に入れられる。

なお、タラップを降りるときの注意として、

1 カメラ等のものを携帯しているにしても、なるべく見せびらかすような携え方をしないこと。棧橋には各階層の伯国人が他の船客の出迎えに來ているから、日本移住者がブラジル見物に來た旅行者なのか、またはこれで農業が出来る移住者なのかと疑いたくなるような態度で下船することは好ましくない。

2 移住者だからと言つて腰に手拭いをブラ下げたり、野卑な服装で下船してはならない。

二 税 関 検 査

1 税関倉庫に荷物が運び終ると検査が開始されるから、移住者はそれまでに税関待合室へ行つて待つていなければならない。

2 荷物預り票の右上に記載された番号順に呼び出されて検査が行われる。

3 検査方法

呼び出しを受けた移住者は検査場入口で旅券を呈示し、荷物預り票を渡して検査場に入る。検査場に入ると荷物運搬人を一人宛つけられる。荷物は移住者の頭文字に随つてA・B・C順

に積んであるから、その中から自分の荷物を捜して荷物運搬人に一定の場所に集めさせる。集めた荷物は税関吏によつて申告書と被検査荷物が照合され、さらに開梱検査が行われる。移住者として許可されている以外の物品については没収または罰金、関税を課される。罰金、関税は検査終了後伯貨で支払わなければならない。

なお、アマゾンの場合等港湾設備によつては船上で検査を受けることもあることを心得ておく必要がある。

4 荷物の受取り

検査終了後、荷物運搬人は荷物を場外に搬出してくれるが、この際特に注意して、紛失のおそれのないようにしなければならない。また、行先地向けの貨車に積む場合、他の行先地の貨車に積まれたり、客車に持ち込む荷物を貨車に積まれたりしないよう注意しなければならない。

5 手荷物運賃

船から検査場までの運賃は船側で負担するが、検査場から場外に搬出する費用は個人が負担する。サントス港の場合は一梱につき二五クルゼーロス位支払う。夜間、休日等は五割増しの料金を請求される。

6 税関検査に際しての注意

A 荷物に対する課税、非課税の判定は、明らかに拠るべき規程のあるもの以外、すべて担当税関吏の判定によるのであるから、常に担当税関吏の心証を害うような挙動があつてはならない。また日本人の生活においては贅沢品でないものも、事情の違う外国では贅沢品とみなされることもあるから注意しなければならない。

B 農機具だから農業移住者に対しては全部非課税だとは限らない。一般に農具は非課税であつても農業機械は課税される。

C 梅干、味噌、醤油等でも大量であれば課税される。そのような物はブラジルであれば国内で生産しているものである。

D 検査中に問題が起きたら、必らず言葉のわかる海協連支部職員、領事館員、出迎に來た引受人に事情を説明し、改めて税関吏に交渉を依頼すること。

三 移住地への出発

上陸港までは呼寄人が出迎えるからすべてその指示に従う。列車に乗り込んで長途奥地へ向う者は、車中の夜冷えに備えて梱包から毛布を取り出すことを忘れてはならない。なお、貨車に積んだ荷物の方は一週間位遅れるから、引受人の説明を聞いて最低の必需品だけは客車内に持ちこまなければならない。

呼寄人が鉄道無賃乗車券を相手国政府に申請した場合は、場所によつては陸路運賃を移住者が直接負担する必要のない場合もある。車中の食費については引受人によつて異なるが、移住者の負担となることもある。

なお、バラグアイ、アマゾン奥地向けの移住者は、途中から河船に乗り換えることになるが、携行品の管理、保健衛生、風紀秩序等に注意しなければならない。

四 移住地到着

1 十八才以上の者は、入国の日より起算し有効日八日以内に所轄登録事務局に出頭の上、外国人登録をしなければならない。同時に日本領事館に対して、在留届を提出する必要がある。

2 移住者が海協連に預けた営農資金は、現地引受人に電信送金されるから、営農資金の受領には海協連の発行した預り証を呈示し、確認を受けた後、受領出来る。なお伯国移植民院の許可によつて入植した移住者は特許取極第九条の規定に基づき、入植第一年における月々の補給のためにその営農資金をブラジル銀行の特別口座に預金することになっている。

3 呼寄移住の場合は現地到着の日から、住宅も貸与されるし、差し当つての心配はない。開拓移住の場合にはその入植先により多少異なるが、普通は収容所あるいは個別の住宅が準備されている。時によつては臨時的にテント生活をして住宅を自ら建設する場合もある。

後
篇
例
規
集

昭和三十三年五月二十一日

モデル農業高校育成に関する件

(海協連通達)

昭和三十三年度予算には、モデル農業高校育成費が地方協会に計上されておりますので、左記により運用願います。

記

一、設置の目的

- 1 感受性の強い青少年に対する海外移住の啓蒙を行う。
- 2 青少年を通じてその家族を動かす。
- 3 生徒が将来単独青年として又は家族を持つて移住するための精神的基礎をつくる。
- 4 直接的效果は別としても、将来農村の中堅層となる生徒に移住思想を普及する。

二、運営要領

1 選定

高校の存在する地区の経済的、社会的条件及び学校当局の協力等を勘案して定める。必ずしも移住意欲が既に旺盛な地区ばかりを選ぶ必要はない。

2 資料の備付

指定学校は別に定めた資料（各種パンフレット及び写真等）を備え付け、これら資料を生徒に貸出し回覧させるとともに、できれば写真を図書室又は廊下等に常時展示させる。パンフレット類は移住関係だけ書籍を別にして明示することが望ましい。

3 講演

少くとも春秋二回、協会より講演に赴き、その他在外県人の帰郷等を利用して指定高校で講演会を開く。

4 研究グループ

生徒に研究グループを結成させてこれを指導する。

5 県内高校の研究グループ

できれば(4)を発展拡大させて県内高校の横断的連絡をつくる。

6 その他

三、経費

1 資料購入の費用は一校当り八、〇〇〇円（このうち三分の一貴会負担、三分の二は当会から交付するモデル高校育成費より支出）とする。

2 一校宛二、〇〇〇円を通信費の名目で支給し、その活動を援助する。

常備する資料は次の通り

機関紙

五部

日本と移住

十部

海外移住の効果

五部

地 図

五部

生活と労働シリーズ

各五部

移住執務提要

五部

農業叢書

各二部

総発第一一四号

昭和三十三年五月二十一日

移住推進委員設置に関する件

(海協連通達)

三十三年度予算で地方協会に移住推進委員を置くこととなりましたが、本制度は左記により運用したいと思っておりますので、御準備方願います。

なお、当会は本制度の確立を本年度における重点事項の一つとして実施したい考えであります。

すので、おおむね六月末までに名簿を御提出願います。

記

一、名 称

移住推進委員

(実際の運用に当つては、協会参与その他適当な名称をつけてもよい)

二、人 数

貴協会は約〇〇名とし、将来は一市町村一名を目標とする。

三、設置の目的

1 移住事業を全国民的運動にもり上げる。

2 地方協会の末端を強化する。

3 広報宣伝の中核をつくる。

4 応募事務の簡易化(県庁まで来なくとも最低限の手続きだけで分るようにする。)

四、推進委員として依頼すべき人物

1 資 格

イ 移住に熱意と識見を有するもの。

ロ 周囲の人々に影響力を有するもの。

ハ 活動的なこと。

ニ なるべくは或程度生活と時間に余裕があること。

事例

教師（以下退職者を含む）公民館長、僧侶・牧師、農業改良普及員、農業委員、青年團長、派米青年、篤農家、なお村長、協同組合長、農業委員会々長、学校長等組織の長をその組織の代表者として依頼することもよい。

五、推進委員の任務

- 1 適宜移住に関する啓蒙宣伝を行い、移住与論の喚起及び移住希望者の獲得に努める。
- 2 移住希望者の相談に応じこれを指導する。
- 3 移住希望者の手続を指導する。
- 4 財産整理、その他移住に必要な指導あつせんを行う。

六、推進委員に対する援助

- 1 各種パンフレット、機関紙等を無料提供する。
- 2 常時募集要領を配布する。

- 3 協会は委員に対し講習会を開き、移住事情、手続その他必要事項を周知徹底させる。

七、経費

名譽職として謝礼は支払わないで、講習会受講旅費（汽車賃、日当、宿泊費）その他移住者の指導あつせんのために現に要した費用を支給することを原則とする。ただし予算の範囲内で実情に応じ適当な方法により支出してさしつかえない。（委員により支給額に差のあることもさしつかえない）

八、運用

本制度運用にあつては、貴協会の実情に応じ有効に活用するよう配意されたい。

備考

推進委員に常備すべき資料

一、移住執務提要

二、日本と移住

三、海外移住の効果

四、地図

五、シオリ一式

都度配布すべき資料

一、機関紙

二、募集要領

移一合第一二一二号

昭和三十三年四月三日

地方公共団体の海外駐在員事務所又は地方海外支部の

設置に関する件

(外務省移住局)

最近二、三の県においては、ブラジルにそれぞれ県の駐在員事務所又は海外協会海外支部設置の要望があるところ、右に関する当省の見解は、左記のとおりであるからよろしく御了解願いたい。

記

一、地方公共団体の海外駐在員事務所設置の件

(一) 中南米諸国殊にブラジルは、現在我国移住者受入の大宗をなしているが、如何なる移住者を受け入れるかは相手国の自由であり、これを強制し得るものでないことは言うまでもない。同国の移住者受入はあくまでも白人優先を原則としており、日本人の受入については必ずしも双手を挙げて歓迎しておるわけではない。一九四六年八月二十七日の憲法制定審議会本会議において「年令及び出身地の如何を問わず、日本人移民の人口は一切これを禁止する」という条項を入れることが論議され、表決の結果、九九対九九票で賛否同数とな

り、議長の裁決で辛うじてこれが否決された経緯が端的にこの空気を伝えている。しかもここで注意しなければならぬことは右条項を入れることに反対した九九票も実は日本人移住者を歓迎するといふもののみではなく、多数はこの種の規定を憲法に入れることに反対したまでのことであつて、つまり法理論上の反対であつた。

(二) 右のことき情勢の下にある伯国等に対し、地方行政機関たる都道府県がその駐在員事務所を設けて、それぞれの移住者を直接に管理するがごとき疑惑を与え、対日感情を無用に刺激し、対日反感を煽るため何らかのきつかけを求めつつある分子に好餌を与えることとなるおそれもあつて、その結果、現在その適用を中止されているいわゆる「外国移民二分制限」(注)「一九三四年公布の憲法」及び一九四五年九月十八日付大統領令法第七九六七号「外国人入国法」(第三条)を再び適用されることとなる惧れも多分にあり、将来の移住政策の推進上極めて好ましからざる影響を及ぼすものと考えられる。

右の点に関しては、在ブラジル安東大使及び在サンパウロ磯野総領事から対伯関係上極めて憂慮すべき事態に立至る惧れある旨の報告がなされており、最近神戸経済大学の客員教授として帰国した斎藤広志氏(サンパウロ大学助教授)も、ブラジル政界、財界等において日本人移住者の受入に反対の立場をとっている有力者が多数いる点を指摘し、対ブラジル国移住問題を安易に考えることは非常に危険なことで、この点を深く念頭におくべき

旨強調している。

(三) 県のブラジル駐在員事務所名義で直接土地を購入しようとしても、ブラジル法規上出来ないことになっており、よしんば何らかの方法（例えば県人会代表者名等）で土地を購入したとしても、相当面積の土地をブラジル人若しくはその他の外国人に開放しなければならぬ。「ブラジル国外国人入国法」第五十条（なお、土地購入に関しては日本海外移住振興株式会社が行っている）。

しかしして前述のごとき対ブラジル関係から見て、集団移住等ということは到底考えられない。

（伯国等における排日論者がもつとも強調する点は、日本人は集団してキストをつくり同化せぬということである）。

二、地方海外協会の海外支部設置の件

本件に関しても、「日本海外移住振興株式会社」の現地機関の設置すら極めて難行したブラジルにおいて、海外協会の支部が多数設立されることは（新に一海協が設立すれば、大多数の海協がこれにならうことになると思われる）、これまた対日感情に極めて好ましくからざる影響を与えることとなるので、呼寄移住者の促進等については、さしあたり「県人会」を「日本海外協会連合会」（以下「海協連」という。）の現地機関に協力せしめることといたされた

く、なお、当省としては現取扱機関については漸次「海協連」支部たる性格を有するものに切り換えていく方針をとっており、「海協連」のブラジル駐在員機構についても今後これを強化することとなっているので、「県人会」とともに右現地機構を充分御活用ありたい。

なお昭和三十三年度に「海外協会」に補助されるようお願ひいたしたい。
地方海外協会強化の必要があるためであるから、海外支部設置に要する経費の支出が可能ならば、右経費を貴県の「海外協会」に補助されるようお願いしたい。

三、以上の諸理由から、本件に関しては当省としては賛成し難い。

(注)「一九三四年公布の憲法」及び「外国人入国法第三条」「各国の自由移民は、一八八四年一月一から一九三三年十二月三十一日までにブラジルに入国した当該国人の数の二%の年間割当を超えてはならない。」この適用を受けることとなれば、日本人移住者は年間三、〇〇〇人足らずの枠となる。しかして終戦までこの適用を受けたのである。

業発第一七六号

昭和三十三年三月一八日

映画フィルムの利用について

(海協連通達)

映画フィルムの出出についての基準内規は先般御知らせ致しましたが、最近貸出状況幅輻に伴い利用者各位の御協力を得まさんと業務の円滑なる運営は期せられないので、左記各項について特に御留意願います。

一、フィルムの利用廻転効率を高めるため一回の貸出期間は原則として一週間（実働期間）以内とされたいこと。

二、できるだけ幅広く活用するため当分の間同一県の利用は月一回とされたいこと。

三、返済期限は厳守されたいこと（返済が遅れるとスケジュールがこわれ、次の貸出予定県に迷惑をかけることになります）

四、中央（神戸支部を含む）の操作指示によらず地方同士で勝手に貸借をしないこと。

（列車の運行ダイヤと同様の操作を中央でしているわけでありすから、これを無視し地方で勝手に動かしますと全体の計画が崩れてしまいます。）

五、二重借りはやめて頂きたいこと（フィルムの一部は神戸あつせん所入所者に観覧させるため、ならびに西日本方面の出出に便ならしめるため神戸支部に配置してありますが、最近ある県で中央から一本借りた上、更に神戸支部からも同一フィルムを同じ時期に借りた例がありました。

このような自己本位のやり方は結局他県の利用に迷惑をかけるわけでありすからやめて

頂きたく、少いフィルムをみんなで利用しあうよう協力方をお願いします。

六、フィルムの発送と返送については左記諸点をお含み下さい。

- (1) フィルムは鉄道小荷物の場合新聞紙や新聞原稿に準じ急送品扱が受けられます。鉄道小荷物の場合は必ず表面に「映画フィルム」と朱書き急送品扱の窓口に差出されたいこと。
- (2) 中央からフィルムを発送の場合期日に余裕があれば配達付とするも受領に急を要する場合は駅止として発送する。(発送と同時に通報するにつき受領手配して下さい)

- (3) 地方よりフィルム返送の場合、中央としては受領を急ぐ関係上原則として「東京駅止」とされたい。(配達の場合は一乃至二日間遅れる。尤も受領を急がない場合は当会より予め配達付にて発送するよう連絡します。)

- (4) 荷造りは敲重にすること。(フィルムケースを古新聞で包みハトロソ紙をその上にかぶせて宛先を書き荒縄をかけること。紙ヒモはやめて下さい。)

- (5) フィルムを受領した場合は受領の旨連絡のハガキを出すこと。

- (6) 地方から中央へフィルムを駅止にて返送した場合又は指示に基き廻送した場合は電報・電話などで通報すること。

x

x

x

なお、本件の六の(3)については今後原則として連合会宛返送の場合「配達付」とし、急を要

する場合は「東京駅止」とされたいこと。(昭和三十三年十一月十日)

業発第二〇三九号

昭和三十三年九月十二日

展示品貸出内規

(海協連通達)

一、海協連備えつけの展示品貸出を希望する向は、正式申込みに先だち予め事務連絡を以て期間等を問合すこと。

二、海協連は地方の開催計画(期間、場所、規模等)を勘案した上展示品グループを定め計画に組み入れる。

三、借用者は借用期間、展示品の保全について責任をもつこと。

四、展示品受領の場合送り状と照合し数量を確かめ、又破損などの有無等を点検すること。展

示品受領の際は受荷報告書を海協連宛提出すること。(地方海協より廻送の場合も同じ)

五、展示品の送料運賃は往復共地方海協の負担とする。(地方から地方への場合は送り主側のみの片道負担)

六、展示写真其中杉山吉良氏写真については、額プチ破損修理を考慮し、一回使用の都度補修費

として千円を使用者側において負担すること。

七、展示写真の版權については海協連非所有のものが多いため、無断複写利用をしないこと。

業発第二三五四号

昭和三十三年十月二十九日

講師派遣に関する件

(海協連通達)

最近地方における講演会、講習会等に中央より講師の派遣を希望せられる向が逐次多くなつておりますが、中央としては連合会本部の業務運営その他の関係上、講師を派遣する場合はできるだけ有効なる成果をおさめたく考えている次第であります。

つきましては、今後各地方において講演会、講習会等開催計画を樹て講師派遣を申越される場合は次の諸点に御留意の上なるべく早期に御申込み願います。

記

一、講師はできるだけ地方において充足の態勢をとつて頂きたいこと。地方において中央より講師派遣を依頼せられる場合は特別の講演会計画や特殊な演題について当該地方にて講師を求め難い場合にして頂きたい。

二、中央より遠隔なる地方においては特に次の点を考慮せられたい。

(イ) 会合は一回一場所でなく、なるべく、二、三カ所位開催すること。

(ロ) でき得れば講習会、講演会、展示会等の催しを総合的に計画し講師を有効に活用せられたいこと。

(ハ) 隣接府県と連絡し双方府県連繫のスケジュールをつくる方法なども考慮されたいこと。

(ニ) 募集業務などで中央より役職員が出張することが予定されている場合はその機会を利用し講習会、講演会等を開催することを考えられたいこと。

三、講師派遣依頼の場合は相当期間の余裕をもつて申込みたいこと。且つ申込み依頼には開催趣旨、演題、予想人員等くわしく記載されたいこと。

四、派遣の都合で申込みの開催期日を若干変更して頂く場合もあり得るに付き予め含んでおかれたいこと。

五、なお、九月十五日付総発第三三号「講師派遣依頼状に関する件」は必ず守られたいこと。

移二合第四六三号

昭和三十三年四月十三日

移住者渡航費貸付に関する件

(外務省より在外公館宛通達)

移住者渡航費貸付に関し、解釈の相異及び貸付申請書類の不備等のため処理上支障を生ずる向もあるから、し今左記了知の上処理ありたく念のため通知する。

記

一、政府の監督のもとに募集、選考、送出するいわゆる公募移住者に対しては原則として渡航費を貸付けるものとする。

二、予算に余裕のある場合には雇傭移住者に対しても別紙甲号に掲げる必要書類を整備したも
のには渡航費を貸付けることができる。

但し(1) 雇傭移住者の家族にして雇傭契約後増加した同伴家族については同契約締結後出生の妻子以外は同一戸籍内の家族と云えども雇傭者の承認なくしては、貸付の対象としな
い。

(2) 单身女子渡航者に対しては一件毎に詳細詮議の上可否を決定するものとする。

(3) 再渡航者は原則として貸付の対象としないが、左の条件を全部具備したものに対しては特別に審議の上貸付の対象とすることが出来る。

イ、移住国において在留を拒否されるが如き行為がなく当該移住国に再入国を許可される

者。

ロ、現在の生活状況及び帰国前の経験等により日本在住より移住せしめる方が得策と認められる者。

⑤、昭和二十七年十二月末日以前に帰国したと認められる者（帰国前に政府貸付金による

再渡航を企図した事実なしと認められる者）

⑥、渡航費返済意欲特に旺盛と認められる者

三、前記一、二、の貸付移住者の家族にして、近親呼寄として入国許可を得たもののうち左の各項全部を具備した場合には審議の上渡航費を貸付けること出来る。

イ、呼寄者が渡航費の負担能力なきものと認められる者

ロ、在外公館の呼寄者の生活状況、経営状況、渡航費の返済状況、渡航費の返済見透等記載の貸付内申書又は右内容を含む在外公館の証明を受けた貸付申請書ある者

ハ、戸籍謄本を提出した者

ニ、呼寄者の渡航費貸付金返済誓約書ある者

ホ、入国許可書又はその写（ブラジル国を除く）のある者

四、移住者渡航費貸付の対象は日本国籍保有者のみとする。

(甲号)

雇傭移住者渡航費貸付申請に必要な書類

- 1 在外公館の貸付内申書又は在外公館の証明を受けたる貸付申請書
- 2 戸籍謄本
- 3 雇傭契約書又は雇傭契約内容を含む雇傭移住者引受保証書
- 4 雇傭者の渡航費貸付金返済保証書
- 5 入国許可書又はその写(ブラジル国を除く)

移二第七七四号

昭和三十三年五月六日

国内企業の海外進出に伴う技術移住者渡航費貸付に関する件

(外務省移住局)

本件に関し、近時国内企業の海外進出に伴う技術者及び工員の移住に要する渡航費の貸付方申請越す向きも増加しつつあるところ、現行移住者渡航費貸付金の性質よりして国内事業主体が海外進出のため解体し事業主、技術者及び工員が永住を目的として渡航する場合は渡航費貸

付の対象とするも、国内事業主体が残存し外国側事業主と合併又は連繫ある新会社を設立し、これに要する技術者及び工員が渡航する場合には国内残存事業主体が別途金融能力があると思われるから、これら技術者及び工員は渡航費貸付の対象としないこととしたことから、右お含み置きありたく、通知する。

業發第一五九一号

昭和三十三年八月十四日

移住者の財産整理援助施策に関する件

(海協連通達)

従来海外移住者の送出に際し隘路となつてゐる移住者の財産整理については、貴会におかれましても種々御配慮を頂いてゐることと存じますが、福岡県及び広島県において実施中である財産整理援助に関する施策は、参考となる点が多いと考えられますので、別添の通り右要綱を御送付いたします。

追つて貴県にこの種の施策がありましたら要綱等御送付願います。

福岡県海外移住促進資金融通要項

(県の融資施策)

○ 基 本 事 項

一、海外移住者が土地(自作農維持創設資金借入の対象となるもの)の処分を行い、売却代金の早期入手を計るため、借受者が自作農維持創設資金貸付適格の認定を受け、借入手続を行い、農林漁業公庫より資金の交付を受けるまでの継資金として、借受者に対し無利息貸付を行う。

二、海外移住者が家屋、宅地、山林等の財産を処分し、売却代金の早期入手を計るため借受者に償還期限四カ年（二年据置、三年元金均等償還、年利七分五厘）の貸付を行う。

○ 融 資 要 領

（目的）

第一条 この資金は、海外移住者が合格通知を受取り、移住のため移住あつせん所に入所するまでの短期間に土地・家屋・その他の財産を適正な価格で処分できるよう買受者が必要とする資金を低利で円滑に融通することを目的とする。

（資金の調達）

第二条 この融通資金は、福岡県海外協会「以下協会という」が福岡県より貸付を受け福岡県信用農業協同組合連合会「以下信連という」に預入する契約に基いて信連が調達するものとする。

前項の預入に伴う契約は協会、信連の二者で締結し、県の覚書を附する。

（貸付の対象）

第三条 信連は第一条の目的を達成するため左に掲げる事業に必要な資金を総合農業協同組合「以下組合という」を通じ買受人「以下農業者という」に貸付する。

一、自作農維持創設資金の交付までの継資金

二、家屋、土地（宅地）その他財産処理に必要な資金

（貸付利率と貸付期間）

第四条 貸付利率、償還期限及び据置期間は次のとおりとする。

一、継資金は無利息とし期間は六十日以内

二、財産処理に必要な資金年七分五厘とし据置一カ年以内を含み四年とする。

但し、信連が組合に融資する場合の融資利率は年六分五厘とする。

（貸付限度）

第五条 貸付限度は、継資金にあつては自作農維持創設資金の借入額とする。財産処理に必要な資金にありては移住者から財産を買受けた一農業者が負担する金額の百分の七十五又は金貳拾万円を超えない金額とする。

（償還の方法）

第六条 貸付金の償還継資金にあつては、一時払込とし、財産処理に必要な資金は年二回の元金均等償還とし、組合又は農業者が希望の場合に繰上償還の方法ができる。

（貸付方法）

第七条 貸付金の貸付方法は証書貸付とし信連が協会の同意を得て定める。

（利子補給）

第八条 信連は、協会より継資金にあつては、年一割、財産処理に必要な資金については、年二分五厘の割合で計算した額を利子補給金として受領する。

なお、信連は、継資金に対し年一分の割合で計算した額を組合に転貸利息として交付する。

(保証及び担保)

第九条 原則として組合理事全員の個人保証とする。

但し、貸付額五十万円以下にて信用程度以内のときは、常勤理事のみの個人保証に止めることができるが、当該貸付金及び常勤理事のみの個人保証によるその他の貸付金累計額が二百万円以内の場合に限る。

二、原則として担保は徴しない。但し、特に必要と認めた時は貸付の対象物件を担保に徴し、又は当該貸付金に係る転貸債権を信連に質入させることがある。

(経理)

第十条 信連及び組合は、この貸付金の経理を明確にしておかなければならない。

(調査報告)

第十一条 協会は、信連、組合又は農業者に対し必要があると認めたときは、調査を行い、又は報告を求めることができる。信連、組合又は農業者は前項の調査又は報告を拒んではならない。

附 則

この資金融通要項は、昭和三十三年四月 日から実施する。
融通要領の取扱細部事項については信連より組合に対し別途通知する。

福岡県海外移住促進資金融通要項の資金調達並びに貸付の順序

一、県は海外協会に対し一千万円を無利子をもつて貸付を行う。

内 三百万円 自作農維持創設資金の交付までの継資金

七百万円 家屋、宅地その他財産処理に必要な資金

二、海外協会は、右の資金を福岡県信用農業協同組合連合会に預入する。

三、県信連は、各綜合農業協同組合を通じて別紙要項並びに同要項附則によつて定める取扱細部事項により各借受者に対して貸付を行う。

広島県海外移住者財産整理特別融資取扱要綱

一、目的

本制度は、広島県の移住事業を振興する上に一つの障害をなしていた海外移住者の財産整理を円滑にし売急ぎより生ずる移住者の不利な条件を緩和し、これを有利に処分せしめることによつて、現地携行資金の増大をはかり、もつて、移住後の生活の安定と速やかなる独立達

成に資することを目的とする。

二 預託

広島県（以下「県」という。）は本制度運営に要する基金を次の要領により広島県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）並びに、県が適当と認めるその他の金融機関（以下「その他の金融機関」という。）に預託する。

(1) 預託条件

利	率	年三分
種	別	定期預金

満期日 昭和三十四年三月三十一日

(2) 県は移住者が財産整理するに当つて、必要があると認めたときは、単位農業協同組合（以下「単位農協」という。）又はその他の金融機関に対しこれが融資につき斡旋をなすものとする。

県の斡旋にもとづき資金の貸付けを行う金融機関に対し県はその相当額を預託するものとする。

(3) 前項の融資は単位農協の場合にありては、事前に県信連と協議し、これを決定するものとし、この場合県はその融資相当額を県信連に預託するものとする。

(4) 県において必要と認めた場合は予め概算により適当な金額を預託することができる。

三 貸付要領

(1) 対象

本県内に住所及び財産を有し広島県よりの推薦にもとづき移住が決定し出発までに整理財産の売買代金決済が完了しない当事者又は所有財産を売買担保として金融機関より資金を借受ける者

(2) 条件

(イ) 一移住家族に対する貸付最高限度 五〇万円

(ロ) 期間 六カ月以内

なお、特別の事情があり、県の承認を受けたものについては六カ月を限り期間延長することができる。

(ハ) 貸付利率 年五分五厘

(ニ) 貸付手続 当該金融機関所定の方法による。

(3) 渡航中止の場合の措置

本制度にもとづく借受者が移住者にしてその後渡航を中止した者については直ちに貸付金を返還せしめるものとする。

四 その他

県は本制度の運営につき必要ありと認めたときはこれが事務につき金融機関より随時報告を求めることができる。

業発第五五七〇号

昭和三十三年三月二十日

開拓移住者に対する融資に関する件

開拓移住者に対する融資に関し別添の通り外務省から発表があり実施要領の決定を見ましたので移住者に周知せしめよろしく御指導願います。

追つてこの要領は既に実施されており手続等は従前通りであります。

昭和三十三年三月六日

(外務省情報文化局)

渡航後及び渡航前の開拓移住者に対する営農資金の融資について

一、昨年八月「開拓移住者に対する融資実施要領」が決定され、これにもとずいて日本海外移

住振興株式会社はブラジル・アマゾンのタバナン移住地（トラック）アマバ移住地（製粉工場）パラグアイ・チャベス移住地（脱穀機）等に対して共同利用農機具施設及び交通運搬機関を融資してきた。しかし、その後ゴム、胡椒、コーヒー等の永年作を植付するための営農資金融資の要望が多くなつて来た。

一方渡航前の開拓移住者に対しても福岡、高知、徳島県の移住者に対し農機具、トラック、ジープ等の購入に要する資金を貸付けたが、融資対象が同一府県市町村出身の五家族以上の団体との制限があつたためこの制限緩和の要望があつた。又営農資金融資の要望も多くなつた。

そこで外務省は右の要望に答へ今回移住振興連絡会議において関係各省の了承を経た後融資実施要領を改正し移住会社をして実施せしめることとなつた。

二、改正点は左のとおりである。

- (一) 移住地において営農資金を貸付けることとなつたが、その貸付条件は年利八%以上、二年据置後四年年賦償還である。
- (二) 渡航前において、必要により一家族を対象としても融資する。また、国内に確実な担保さえあれば府県または市町村の連帯保証を必要としない。
- (三) 渡航前の営農資金融資額は一戸当り一〇万円を限度とする。

三、この結果、移住地における富農の安定が期待されるとともに、携行資金不足等のため移住できなかった優秀な農民の移住が促進される。

昭和三十三年二月十二日

開拓移住者に対する融資実施要領

(外務省移住局)

戦後移住者の半ばを占めている開拓移住者の資金需要の緊急性にかんがみ、日本海外移住振興株式会社は、当面次の要領により貸付を行うものとする。

一、開拓移住者に対する現地援助

1 戦後の入植地において現在緊急に必要とされている共同利用農機具施設(脱穀機、精米機、製粉機等)、交通運搬機関(シーブ、トラック、小型モーター船等)の取得及び営農拡張資金の調達援助のため、現地事情に応じ、左の方法により貸付を行う。

(一) 共同利用施設資金貸付

(1) 農業動産抵当貸付

所要資金を貸し付け、購入物件に農業物件抵当権を設定するほか、他に適当な抵当物件ある場合には、これに対しても抵当権を設定する。

(2) 現物貸貸

会社購入物件を長期貸貸し、期限に無償交付する。

(二) 営農拡張資金貸付

営農拡張に必要な土地購入、永年作物の増植及びこれに附随する資金（生計費等の経常支出のための資金は除外する）を貸し付け、既有の土地、永年作物、地上物件、その他動産に対し担保権を設定する。担保不足の場合には、本件資金により取得予定の物件は担保留保約款によりこれを追加担保として徴する。

2 業務の実施要領

(一) 入植者の組合を対象とし、法入格をもつ組合に対しては組合員の連帯保証、任意組合に対しては、その連帯債務の形式により融資する。

(二) 一戸当り貸付限度額は、二〇〇千円とする。

(三) 総額 五〇、〇〇〇千円

(四) 融資比率

原則として所要資金の八〇％を融資し、残額は自己調達とする。ただし、移住政策上必要あるときは、融資比率の引上げを個別審査によつて決定することもある。

(五) 貸付条件

(1) 農業動産抵当貸付

年利八%以上、三—六年、半年賦等額償還とする。

(2) 現物貸貸

購入原価に年利八%以上をおり込んだ貸貸料、三—六年年賦等額払とする。

(3) 営農拡張資金貸付

年利八%以上、据置期間二年後四年年賦等額償還とする。

(4) 農業動産抵当貸付と現物貸貸の割合

(1) 農業動産抵当貸付、(2) 現物貸貸及び(3) 営農拡張資金貸付の割合は各三分の一額あてを用途とする。

(5) 業務の迅速化をはかるため、半年毎に包括的に外貨債権発生許可を受けるものとする。ただし、現実の送金に必要な都度行う。

(6) 債権の管理、回収は会社現地機関が行うが、その業務の一部についての他の適当な者に援助を依頼することがある。

(7) 業務の実施に際しては関係在外公館において監督する。

二、開拓移住者に対する渡航前援助

1 選考に合格した開拓移住者の営農に必要な農機具、交通運搬機関等の購入に必要な資金

及び営農資金を移住者を対象として融資する。

2 業務の実施要領

(一) 同一府県市町村出身の五家族以上の団体を対象とし、各家族の連帯債務の形式をと
り、かつ、国内における確実な担保または保証能力ある府県または市町村の連帯保証に
より融資する。ただし、必要により一家族を対象として融資することもある。

(二) 営農資金（種苗、農薬、諸材料、伐木山焼、家畜等の諸費）の融資は土地代前納金、
一カ年の生活費、現地における荷物運賃及び関税費を自己調達する移住者に対してのみ
行う。

(三) 一家族当り貸付限度額は五〇〇千円とし、そのうち営農資金としては一〇〇千円を限
度とする。

(四) 総 額 五〇、〇〇〇千円

(五) 貸付条件

円建貸付とする。

年利八％、据置期間二年後三年年賦等額償還とする。

(六) 半年毎に包括的に非居住者貸付許可を受ける（二五、〇〇〇千円まで）。

昭和三十三年十月六日

移住者の渡航手続要領に関する件

(海協連通達)

移住者が合格通知を入手して、当該移住あつせん所へ入所するまでの手続、即ち渡航手続につきましては、一部改正がある場合その都度手続の訂正方を通知しておりましたことは既に御了知のとおりであります。しかし、今後なお渡航手続の徹底を期するため、あらためて左記のとおり手続要領をまとめましたので、移住者の渡航手続につきましてよろしく御指導をお願い致します。

記

一、(渡航延期及び中止の通知)

当会が発給する合格通知書を移住者が入手した瞬間から出来るだけ早く渡航のための諸手続を開始することは勿論であるが、この場合乗船予定日(正確には、当該移住あつせん所入所日)までに財産整理やその他の渡航準備等が完了する見込みがあるか、どうかをよく調査し

なければならぬ。若し、何らかの都合によつて渡航準備が間に合わないことがわかれ、速かに渡航延期又は中止の旨を当会宛に連絡されたい。

この場合、一部の県海外協会では、移住者の渡航延期及び中止の旨を直接移住あつせん業者（旅行業者）に連絡し、当会には何等の通知もしないか、或は業者のあとに遅れて通知を受けている次第である。当会として、船席調整の都合上先ず当会へ連絡するよう協力されたい。

二、（旅券申請及び入国査証手続）

合格通知書に基き、一方では直ちに旅券を申請し、この申請手続が完了と同時に申請月日と申請番号を当会宛連絡されたい。

他方、入国査証手続書類の作成に当つては、移住者が当該移住あつせん所へ入所する三週間乃至四週間前までには、当会へ必着するよう指導されたい。一部の県海外協会では、入所直前に右手続書類を送付して乗船方を依頼しているが、この場合船席調整はもとより、移住者の営業資金及び船中携行資金（外貨）の申請後であるため、たとえ移住あつせん所へ入所出来ても、外貨の割当は受けられない。その結果として、移住者自身が迷惑するので、極力このような無理は避けるよう指導して、右手続書類は前広に当会宛送付されたい。

1 旅券申請の場合、下附料の取扱については、昭和三十二年十二月七日付業発第四二三四号をもつて通知したとおり、申請書に下附料の預り証を添付して申請されたい。下附料の

預り金は、移住者が当該移住あつせん所へ入所する一週間前までに当該移住あつせん所宛送金されたい。

神戸移住あつせん所の場合は次の口座に振込まれたい。

神戸銀行山手支店

神戸移住あつせん所振替口座

口座番号 九の八五〇

横浜移住あつせん所の場合は、収入印紙にて送付されたい。

2 入国査証手続書類の作成指導には、別添「移住者合格後の注意事項―九月版」を参考にされたい。

3 右手続書類を送付する場合、直接旅行業者に送付せず、必ず当会宛送付されたい。当会を経由せず直接業者に送付するため、右査証手続書類の査証記録が出来ないので、「乗船及びあつせん所入所日決定通知」を発給することが出来ない。旅行業者から右手続書類が直送された旨の連絡があるのは、数日後であるか或は入所日直前であるのが常である。

従つて乗船決定通知が余りにも遅れるため、外貨申請には遅れるなど移住者自身にとり迷惑するので、特に当会が指示する以外は、右書類を業者に送付せず当会宛送付されたい。

三、（乗船決定）

乗船決定については、当会が発給する乗船決定通知書か、電話及び電報連絡に基かれない。従来一部の県海外協会では、旅行業者の乗船通知によるため当会の全く関知せぬ移住者が、移住あつせん所に入所することがあつた。そのためその移住者の船席はなく又移住あつせん所としても受入準備がないので、各方面に迷惑をかけている実状である。更に前記のとおりこの移住者には外貨の割当てがないので、移住者自身にも迷惑を及ぼすことになる。従つて、今後斯様な事態を防止するために別添のとおり「乗船及び入所日決定通知書」（通称乗船決定通知書）を発給することにしたので、移住者が当該移住あつせん所に入所する場合、合格通知書とこの「乗船及び入所日決定通知書」を持参入所するよう指導されたい。今後この乗船及び入所日決定通知書を持参せぬ者は、移住あつせん所に入所することは出来ない。

四、（財産整理の時期）

移住者の財産整理については、合格通知書入手した瞬間から、渡航のための諸手続を開始すると同時に、財産整理にとりかからなければならない。但し、この場合財産の譲渡は「乗船及び入所日決定通知書」を入手してから行うよう指導されたい。移住者の中には、右乗船決定通知書を手せぬうちに財産を譲渡するため何らかの都合で（たとえば、査証が受けら

れなかつたり、又受入側が急に受入を拒否したりする場合）渡航延期を余儀なくされる場合
次期乗船日までの期間経済的に困難を来すおそれがある。

五、（未成年者及び養子縁組等の乗船決定時期）

未成年者や養子縁組又は複雑な家族構成については、査証基準に抵触するので、査証取得の
確認がなければ、乗船決定通知書を発給しないことにする。従つてたとえ本人が特定船を乗
船希望しても乗船決定しないので、その旨を本人に伝え、渡航準備方指導されたい。そのた
めには余程前広に査証手続書類を提出する必要がある。次はその査証基準である。

1 伯国の場合未成年者については、原則として単独渡航は認められない。但し在神戸伯国
総領事は、特に満十八才以上であれば査証を認めることもあるが、非常に困難である。従
つて未成年者については査証取得後に乗船決定する。

2 養子縁組については、縁組後満一年以上を経過しておらねば、査証を受けることは出来
ない。但し、六カ月を経過したもので認められたこともあつたが、これはあくまでも例外
である。従つて徒らに養子縁組を指導することは好ましくない。

3 その他複雑な家族構成や眼疾及びその他の身体障害者等についても右に準じ、査証取得
後に乗船決定する。

連合第 号

乗船及び入所日決定通知書

移住地先

国

地区

移住者氏名

家族数

名

貴家

名は左記により送出することに決定しましたので、通知します。

記

一、横浜
神戸 移住あつせん所入所日時

月

日

時

二、乗船名

丸号

「注」移住あつせん所入所の際、本通知書と合格通知書を移住あつせん所に提出のこと。

昭和 年 月 日

財団法人 日本海外協会連合会

業発第一九一三号

昭和三十三年六月五日

伯国呼寄移住者の渡航手続費用に関する件

(海協連通達)

この事に関しては今回別添料金表並びに実施要領の通り外務省より裁定が指示され、取扱業者に於いても全員同意されましたので、昭和三十一年七月船ルイス号乗船者より実施願います。

呼寄移住者の取扱手数料に関する件

(新料金実施要領)

一、別紙料金は昭和三十一年七月船ルイス号乗船者より実施する。

二、被呼寄移住者は合格通知を受取り渡航手続を開始するに当り、別紙計算による料金を地方海外協会を通じ、又は直接に別添一覧表に記載された取扱業者宛送付する(取扱業者住所一覧表別紙)

三、取扱業者は料金請求書を地方海外協会を通じ、又は直接本人に送付しその写を連合会に送付すること(但し連合会は直接取立事務は取扱わない)

料金を受取ったときは取扱業者は必ず領収書を発行すること。

四、別紙料金表による以外の金銭は如何なる名目によるも取扱業者は被呼寄人から徴収しない

こと。

五、呼寄状取付のための費用の取立を引受人が取扱業者に対し依頼した場合も、日本国内に於いては右費用の代理徴収をしないこと。今後は引受人が渡航費の貸付申請を連合会在外支部を通じてする場合、前記費用は引受人に於いて負担するか、又は被呼寄人が現地到着後本人より徴収する旨を明白に表示することを条件としてのみ連合会在外支部は貸付申請書を受理する。

伯国呼寄移住者の渡航手続取扱料金

A 取扱業者が移住者に代り支払う費用

- 1 旅券下附料、印紙代、旅券一通に付 五〇〇円
- 2 健康証明、種痘証明指定医によるボ文書替証明書（旅券併記者も含む）各一名に付 三〇〇円

- 3 伯国領事館査証料旅券一通に付 一、八二五円 但し出帆期日直前に手続し領事館の通常勤務時間内の処理不能な場合は旅券一通に付 三〇〇円 前後の時間外査証料を請求されることもある。この場合はあつせん所入所中追加請求することがある。

B 取扱業者の直接徴収する料金

（戸籍謄本、職業証明翻訳代、交通、通信費を含む取扱手数料） 三、五〇〇円

一、単身者の場合

料金合計 = $A + B = ¥6,125$

二、家族二名以上に直る場合は次の計算による。

(A) 旅券下付料 $¥500 \times (\text{旅券通数}) + \text{健康証明} ¥300 \times (\text{家族数}) + \text{査証料}$

$¥1,825 \times (\text{旅券通数}) = X$

(B) 取扱手数料

旅券二通の場合 五、〇〇〇円

旅券三通の場合 六、五〇〇円

旅券四通の場合 七、〇〇〇円

旅券五通目より旅券一通に付五〇〇円増し。

料金合計 $A + B = X + Y$ (前記(B)の通数による料金)

業発第一四三九号

昭和三十一年七月二十五日

アルゼンチン国計画移住者の渡航手続に関する件 (海協連通達)

標記の件に関しては、先に公募した第一回移住者の入国許可手続につき関係方面に於て交渉中の所、漸く別添要領の通り決定致しました。

アルゼンチン国計画移住者渡航手続書類（昭和三十三年七月二日現在）

A 移住候補者が入国許可取得のため提出する書類

一、居住証明書 各家族毎に二通

家族全員併記、但し、添付の写真は十才未満のものは実父母と共に撮影、十才以上の者は必ず単独の写真とすること、大きさは旅券及び査証用のものと同型（必ず所定の個所にはりつけること）様式別添A・B

二、戸籍抄本（出生証明に用う）各人別に各二通

入国後の手続たる各人別認識手帳申請の際も各人証明が必要であるので旅券申請については併記される者についても全員各人別の抄本が必要である。

三、健康証明書 各人一枚

アルゼンチン国所定の様式用紙に各都道府県所在日本赤十字社病院長（又は内科部長等）の証明を取付ける。

右用紙は連合会より配布する。用紙代一枚一〇円

記載上次の注意を守ること、

1 異状なきものは「異状なし」と記入

2 本証明の日本記載事項を別紙にスペイン語訳して記入する関係上、特殊専門用語の使用はなるべく避け平易な用語で記入すること。

3 指紋は黒スタンプ台を用い、右親指を軽く重平に押し左右に廻さぬよう注意すること
(出来れば警察の指紋係官に指導してもらうと好都合)

4 添付の写真は十才以下併記者の写真を用いてもよいが親の場合と子供の場合は夫々一片に印を付けること(写真は必ず所定の個所にはりつけて置くこと)

四、無トラコーマ証明書(眼科証明書)各一人につき一枚様式別添A-14により各都道府県所在日本赤十字病院眼科部長又は之に準ずる医師の証明を取付ける。トラコーマ検診に関しては昭和三十二年九月二十五日付業発第三三三三三号による山口医科大学眼科大石教授の「アルセンチンに於ける移住者のトラコーマ検診に関する調査」に記載されてある基準により診断証明すること。

五、農業従事証明 各家族に付市町村長発行のもの一枚、地方海外協会長発給のもの一枚、計二枚、市町村長及地方海協発給の何れのものも十才以上の家族は連記し十才未満のものは記入しないこと。

六、警察の犯罪経歴証明書 満十五才以上の男女につき英文各二通。

七、善行証明書（市町村長発給）十五才以上の者各人二通、用紙は従来他の地区の場合発給されるものと同様。

（注）以上各書式の認証料各一通に付三〇ペソ（二五二円—昭和三十三年七月現在相場）

八、写真

十才以上各人別（十才未満は両親と共に撮る）に撮る 各人六枚。

九、領事申告票裏面にローマ字署名各人二通、十才以上の者諸人署名個所にヘボン式ローマ字サインをして連合会に用紙を返送すること、用紙は所要枚数その都度連合会より送付する。

B 右書類が全部取揃えて地方海協より連合会に送付せられた上連合会は前記書類をすべてスペイン語に翻訳の上外務省の認証を取り在日アルゼンチン国大使館に提出する。

C 在日アルゼンチン国大使館は意見を付して右書類を本国政府宛送付する。

D アルゼンチン本国政府は右送付を受けた書類を審査選考の上入国許可を与えるべき者を決める。

E 右入国許可決定者の家族は神戸或は東京のアルゼンチン在日公館の指定する医師の最終的診断を受け適格と認められたものについてのみ査証が与えられる。査証料一人四〇〇ペソ（但し五才以下未満は無料）右診断並に査証の時期は移住あつせん所入所日の前とする。

F 旅券申請の時期については連合会より別途連絡するがアルゼンチン計画移住者の場合十才以上単独旅券とすること（一般の場合は十五才未満は併記してさしつかえないが、この場合は十才未満のみ併記が認められるから注意のこと）。

×

×

×

本件に関し 八、写真については次の様にされ度い。

① 健康診断書は年令を問わず各人別一枚づつ貼布する。

② 其他は十才以上各人別（十才未満は原則として母親と併写し小供の数が三名を超える時は残りは父親と併写する）に撮る。

領事館申告票用 二枚。居住証明用 二枚。

旅券申請用 二枚、査証用 四枚。合計 十枚。

業発第三三九号

昭和三十三年五月一日

伯国移住者の呼寄状に関する件

（海協連通達）

伯国移住者の中所謂 INIC（伯国移殖民院）扱と称するものは、受入側で一定の条件の下に INIC より入国許可の枠を取付けた（コチア単独青年グアマ等）ものであつて、この種の移住者は渡航に際し在日伯国公館に旅券と共に査証申請に必要な関係書類を取揃えて提出すれば足りる次第であります。

然るに呼寄移住者は（公募によると指名によるとを問わず）これと異り、現地に於て作成された呼寄状（呼寄委任状を含む——後段で説明）に職業証明書、無犯罪証明書、健康証明書、戸籍謄本等所定の必要書類を取揃え在日伯国公館に入国許可を申請する。この手続により日本に於て入国許可のあつた者のみが、前記 INIC 扱の場合と同様査証に必要な関係書類を提出し査証を受けるわけであります。

この呼寄状とは在伯呼寄人が自己の鑑識手帳、納税証明書、其他呼寄人の身元を証明する書類のフォートコピアと共に雇用の場合には呼寄人対被呼寄人との間で現地到着後締結せられるべき労務契約書と同一内容の書類に呼寄人が公証人の面前に於て署名作成した公正証書の総称であります。

この中最も問題となるのは前記労務契約公正証書であつて、在日伯国公館に於てはこの労務契約書の内容を詳細に検討し、稼働者が伯国渡航後その労働の報酬として受くべき収入（賃銀又は分益農の場合は収益金）とその収入によつて扶養すべき同伴家族の状況等考慮して入国の

可否が決せられるのであります。

現地より送付されるこの労務契約書に從來から不備のものが多く、在日伯国公館に於て入国許可を受ける際屢々問題となつた事例があります。労務契約書不備の原因については左記に指摘する如く、呼寄を依頼する内地側にも一半の責任があると思われしますので、今後指名呼寄関係の書類を現地に送付されるについては各地方海外協会各位に於てこの点を充分留意せられて移住希望者を指導せられるよう切望致します。

記

一、労務契約書に記載すべき必要事項は別添海協連在伯各支部長宛本年三月六日付業第5二二七号写を参照の上日本側より通知すべき事項を承知されたく、被呼寄人の氏名、年令、生年月日、国籍職業、地位、独身、既婚、やもお、やもめの別、現住所、両親の氏名を正確に漏れなく記入すること。

家族呼寄の場合は全員各人別に同様事項を漏れなく記入すること。

二、前記事項は一項目不記載でも不備となる外氏名、地名等個有名詞には必ずフリ仮名を付けること。

従来戸籍謄本を何等の説明、フリ仮名等付けず送つたため、例えば「川畑正治」を現地で「Seiji Kawabata」と読んで書類作成被呼寄人本人は日本旅券に「Masaharu Kawa

hata”と申請したため全く別人として、取扱われなかつた事例があります。

この種の誤説は枚挙にいとまない程である「川畑」を「カワバタ」又は「カワハタ」と何れに読んでも日本語では通ずるが、一字一音を原則とする音標文字のローマ綴では“Kawabata”と“Kawahata”とは別人として取扱われる。

三、国籍、両親（生父母）の名前も各人別に必ず記入すること（特に外国籍を有する子供ある場合注意のこと）

四、ローマ字綴は日本旅券がヘボン式に依つて居る（Shi, Ji, Tsu, Ha, 等の用法）ので現地に送付する書類にも必ずヘボン式綴字で氏名を明記すること。

三、生年月日は西歴で記入する必要があるので、日本年号と西歴の換算表をあらかじめ作成して置き誤記入のないよう注意すること。

業発第一四四九号

昭和三十三年七月二十八日

公募による伯国呼寄移住者に関する件

（海協連通達）

伯国呼寄移住者の渡航手続に關しては、在日伯国公館が入国許可の権限を有して居り、関係

書類は乗船予定期日の一カ月以上前に提出するよう再三要請されて居ります。

この要請に答えるため公募による伯国呼寄移住者の渡航手続に関して、今後は左記要領により取運びますので、予め御諒承願います。

記

一、中央の第二次選考において現地推せん適格者となつた者に対しては、直ちに合格通知書副本を当該推せんの都道府県海外協会宛連合会より送付する。

二、各地方海協は右合格通知書副本により、警察証明等一切の渡航手続書類を移住者に作成させ、速かに連合会宛送付すること。

その際地方海協は各移住者に念を押し、合格通知書正本の送付ある迄財産整理その他を差し控えるよう指導すること。

三、現地より個々の呼寄状到着すれば、連合会は直に合格通知書正本を各関係地方海協に送付し、移住者をして旅券の申請を行わしめる。

右と同時に連合会はかねて取集めて置いた手続書類と共に呼寄状を添えて在日伯国公館に入国許可の申請をする。

四、合格通知書正本に旅券が発給される頃迄には入国許可の取得が可能であるから、旅券発給あり次第右入国許可書を添え直ちに査証申請書を提出する。

業発第三三〇号

昭和三十三年十月二十四日

伯国呼寄移住者の労務契約書に関する件

(海協連通達)

右の件について、従来委任状によるものや、一通の労務契約書(通称呼寄状)に二家族以上の記載あるものについても、在日伯国大使館は査証を受付けていたが、(在神戸伯国総領事館では既に査証拒否していた)今回同大使館は委任状と右形式による労務契約書については、一切査証を受けないこととなつたので、今後指名呼寄移住者の労務契約書作成と渡航費貸付申請に際して、一家族につき各一通宛の労務契約書(契約書中には必ず家長以下家族全員の氏名と契約条件を記入のこと)を作成するよう指導されたい。

なお、全国地方海外協会に対しては、現地に右契約者を申請する場合、委任状や右形式による労務契約書を申請しないよう本部において指導するに付き念のため。

業発第一四五〇号

昭和三十三年七月二十八日

(海協連通達)

伯国移住者の中ブラジル国で出生した者の取扱に関する件

「政府の渡航費貸付を受けて海外に渡航する者は、日本国籍の保有者のみとする」との基本的条件は六月二十三日付業発第一〇七一号「移住者の渡航費貸付基準に関する件」により御知らせ致しましたが、日本国籍保有者であるか否かは日本旅券が発給されることによつて確認して居ります。

神戸駐在伯国総領事は日本旅券に査証の際戸籍謄本を点検し、ブラジル国出生の移住者は伯国籍を有する者であるとし、日本旅券に対する査証を拒み、ブラジル国籍を立証する書類（ブラジル公館発給の出生証明書又は旧旅券）の提示を求められます。

従つて右に該当する移住者がある場合は必ず左記事項を神戸移住あつせん所長宛予め御連絡願います。

記

一、ブラジル公館署発給の出生証明書所持の有無

二、ブラジル国旧旅券所持の有無

業発第一〇号

昭和三十三年四月二日

(海協連通達)

伯国呼寄移住者の職業証明書に関する件（非農業者の渡伯問題）

この事に関しては、昭和三十二年七月三十日付業発第二五九八号並に十一月十九日付業発第三九二四号を以つて夫々御通知申し上げて置きましたが、最近神戸新聞の記事に関し兵庫県海外協会長より連絡がありましたので、御参考迄に再び本件に関し左記事情御知らせ申し上げます。

記

一、伯国の外人入国法第三十七条によると「農業又は農村工業技術者として伯国に入国した者は、上陸の日から四カ年は移民審議会の許可なくしてはその職業を放棄することを得ず」と規定されており、立法の趣旨は住居職業移転の自由については原則的に認められているけれども、伯国現在の国状から農村未開地の生産人口を確保増大する目的であることは明白であります。

移民審議会に許可を申請すれば脱法行為ではないにしても、多数計画的に農業者として入国した者が四年以内にその職業の放棄を申請すること政策的に見て好ましくないことは明らかであります。

二、現に在日伯国公館においては本国政府より日本移住者が手続の比較的容易な農業移住者として入国し、法令の定める期間を経ないで屢々他の職業に移転を申請する事例があるが、これは最初より他の職業の者が農業者の偽装をして手続しているのではないかとの趣旨の照会があつた趣にて、この事に関し当会は在日伯国公館より度々警告を受けましたので、その都度職業証明の真实性保持の爲各地方に御協力方御願ひした次第であります。

また、在日伯国公館においても具体的措置として職業証明書の新様式が制定せられたわけであります。

技術者の渡航そのものは吾々も大いに歓迎し、その道を開きたいものと考え尽力しておりますが、非農業者の渡伯に当つては夫々其実の職業によつて入国の申請をなすべきであります。

昭和三十二年九月四日

伯国呼寄移住者の選考に関する件

先に七月三十一日付業発第二五九八号にて職業証明の真实性保持のための措置につき御願い申し上げましたが、伯国大使館より更に今回左記の如き要請がありましたので、直に実施方御手配願います。

記

一、従来伯国指名呼寄移住者の選考推せんは兎角形式に流れた傾向があつたと思われる点あり、先般日本移住者中渡航直後犯罪を犯し現地新聞紙上に大々的に報道せらる等の事件もあり、之等の事実に鑑み、今後は伯国に渡航する移住者は厳選せらるべきである事。

二、そのための対策として自費渡航者は在日伯国公館に於て面接選考し政府貸付移住者は、總て地方海外協会に於て責任を以て選考推せんする者にのみ入国許可を与える。

三、右選考推せんを確認するため各地方海外協会の選考、推せん実務担当者二名が別紙様式により自己の署名（ローマ字サイン）を大使館領事部並びに神戸総領事館に登録し置き、署名

登録者の何れか一人が必ず左記書類に署名し推せん者の責任を明白にすること。

記

(イ) 入国許可に提出する戸籍謄本

(ロ) 農業又はその他の職業証明書

右書類の余白部に別記様式の署名をなす。

(九月四日付業発第三〇五二号別紙書類)

伯国呼寄せ移住者の渡航手続書類に対する署名登録要領

一、署名登録者は各地方海外協会（又は担当課）の常務理事、事務局長、移住事務担当主事等
実際移住者に面接して選考する実務責任者中から何れか一人が不在のときを考慮し、二名を
選り登録する。

二、登録は業書大の用紙に左記要領によるサインをなし、各人三通を連合会に送付されたい。

三、海外協会名（海外協会のない地方は道府名）のボ文又は英文ゴム印を作成しその上にサインすること。

四、今後実際の渡航手続書類に認証する場合は、戸籍謄本、農従証明（又は他の職業証明）の
市町村長の証明印鑑の余白に前記ゴム印を押し、その上にサインすること。

昭和三十二年十二月七日

旅券下附料支払方法に関する件

(海協連通達)

旅券法の規定に基き、既に発行された旅券に対しては、当然下附料を支払わねばなりません。しかるに従来旅券申請手続後に渡航中止を申し出る者があつた場合、旅券下附料の取立については一部に未払者があり、そのため外務省旅券課ではその処理に困却しておられる次第であります。従つて旅券課としては、渡航中止者（下附料未納者となる恐れあるもの）に対し無駄な発行を極力避けるため、例え旅券申請書が到着しても、渡航の確認がなければ発給できない実状であります。

しかしながら例え確認を得て、発給しても移住あつせん所へ入所直前か、或いは入所後に於て、渡航中止を申し出る者があつた場合現行の如き処理方法では下附料徴収の徹底が期されない訳であります。

従つて前記確認方式をとる結果として少数の渡航中止者（下附料未納者）のため、多数の移住者の旅券作成が遅滞され、各関係機関は査証手続の遅延を与儀なくされております。

この際、各関係機関の御協力により移住者送出事務をより円滑化するため、今後は左記の方

法により渡航未確認であつても、旅券申請のあつた移住者に対しては、外務省旅券課に於て直ちに審査作成してもらうよう諒解を取付ましたので、左記のとおり御指導お願い致します。

記

一、各県海外協会は、各県庁旅券担当課に於て移住者の旅券申請手続料を徴収し、保管された
い。

二、徴収された下附料に対しては、各県海外協会の責任に於て、別添様式の「預り証」正副二通を作成し正本一通を本人に手交すると共に副本一通を旅券申請手続書類に添付するよう、各県庁旅券担当課と連絡をとり、指導されたい。この場合副本にも各県海外協会長の捺印をされたい。

三、外務省旅券課は従来のように、渡航の確認を待つまでもなく、この「預り証」副本を確認の上直ちに審査作成することになる。

四、各県海外協会で保管していた「預り金」は、各移住者が神戸或は横浜の該当あつせん所に入所する三日前、必ずそのあつせん所へ送金されたい。

五、旅券申請後、渡航中止の申し出のあつた場合は、連合会は直ちに旅券課に連絡し、右中止者関係の旅券が作成前であつた場合は、作成中止を依頼すると共に各県海外協会に対しても下附料不用の旨を連絡しますから「預り証」引替えに「預り金」を本人に返却されたい。

六、しかし旅券作成すみの場合は各県海外協会に同様の連絡をするので、渡航中止者の下附料を該当あつせん所へ送金されたい。

七、本人に手交した「預り証」即ち正本は、移住者が移住あつせん所へ入所する際、持参するよう指導されたい。

八、本件は本信到着と同時に実施されたい。但し経過的には伯国呼寄せ移住者にて旅行取扱業者に渡航手續費用として旅券下附料を含め支払済みの者もあると考えられますので、二重徴収にならぬよう、未支払を確認の上徴収されたい。又当会は直に本信写を添付し各旅行取扱業者各位に対しては渡航手續費用請求の際政府貸付移住者の旅券下附料は含めないよう連絡します。

業発第四八八六号

昭和三十三年二月六日

(海協連通達)

コチア産業組合単独青年雇用移住者の渡航手續に関する件

標記移住者の渡航手續書類のうち農業従事証明書については、従来推せん書類として提出す

べき農業従事証明書の様式と、渡航手続書類として提出すべき農業従事証明書の様式との間の区別がはつきりせず混乱している向が少くありませんでしたので、今後は左記に統一いたしますと存じますから、よろしくお願いいたします。

記

一、推せん書類として提出すべき農業従事証明書（移住執務提要六三頁コチア産組推せん書類様式参照）

一、渡航手続書類として提出すべき農業従事証明書（移住執務提要頁様式A—6）六番目の様式

なお、証明書作成にあたっては左記の点に十分御留意下さるようくれぐれも御願ひ致します。

一、現住所、氏名には必ずフリガナをつけること。

一、生年月日は必ず西暦で書きこむこと。

付

録

付

録

財団法人日本海外協会連合会寄附行為

第一章 名称と事務所

第一条 この会は、財団法人日本海外協会連合会（以下「連合会」という）という。

第二条 連合会は、事務所を東京都に置く。
連合会は、理事会の議決を経、且つ、主務官庁の承認を経て、国内及び国外の必要の地に支部を置くことができる。

第二章 目的と事業

第三条 連合会は、海外移住のあつせん及び援助を行い、且つ、海外移住の推進を図ることを目的とする。

第四条 連合会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 一、海外移住に関する事業を行う在外における団体との連絡提携に関する事業
- 二、移住者の募集、選考、教養、輸送、定着及びその指導援助に関する事業
- 三、移住者に対する渡航費その他の資金の貸付、及びその回収に関する事業
- 四、移住に関する啓蒙、及び弘報に関する事業
- 五、海外移住に関し、主務官庁より命令せられ又は委嘱せられた事業

六、その他、この会の目的を達するため必要な事業

第三章 資産と会計

第五 条 連合会の資産は、次の各号に掲げる財産より構成される。

一、設立当初寄附せられた別紙財産目録記載の財産

二、会 費

三、寄 附 金 品

四、事業に伴なう収入

五、資産から生ずる収入

六、助 成 金

七、その他の収入

第六 条 連合会の資産は、これを基本財産及び通常財産の二種に分ける。

基本財産は、次の各号に掲げる財産より構成され、これを処分することができない。但し、已むを得ない理由あるときは、理事三分の二以上の同意を経、なお主務官庁の承認を経て、その一部を処分することができる。

一、前条第一号に掲げる財産

二、基本財産として指定して受けた寄附財産

三、理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産

通常財産は、基本財産の元本以外の財産により構成される。

第七 条 連合会の経費は、通常財産を以て支弁する。

第八 条 連合会の資産は会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が定める。

第九 条 資産のうち現金は、郵便官署、その他理事会の議決を経て定める確実なる金融機関に預け入

れるか、又は理事会の議決を経て定めた確実な有価証券に換えて保管するの外、他に利用することはできない。

第十条 年度末において、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越すか又は基本財産に繰り入れるものとする。

第十一条 連合会が資金の借入れをなすときは、主務官庁の承認を経なくてはならない。但し、百万円未満の資金についてはこの限りではない。

第十二条 連合会の毎年度の歳入歳出予算は、評議員会の議決を経てこれを定め、歳入歳出決算は、監事の監査を経て、評議員会に提出して、その承認を求めなくてはならない。

前項の予算及び決算は、主務官庁の承認を経なくてはならない。

第十三条 連合会に、特別会計を設けることができる。

第十四条 連合会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第四章 役員と職員

第十五条 連合会に、理事三十五名以内、監事五名以内を置く。

理事及び監事は、評議員会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

第十六条 連合会に、会長、副会長若干名、並びに理事長及び常務理事若干名を置く。

会長は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、就任するものとする。

副会長、理事長及び常務理事は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長が委嘱するものとする。

第十七条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

理事長は、会長の命を受けて会務を処理し、会長、副会長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

常務理事は、理事長を補佐し業務を処理する。

理事は、理事会を組織し、事業の執行に当る。

理事会は本審附行為の各本条に定めるものの外、次に掲げる事項は、理事会の議決を経るものとする。

一、評議員会に附議する事項

二、その他会長が必要と認める事項

監事は、民法第五十九条に規定する職務を行う。

第十八条 理事の任期は二年、監事の任期は三年とする。但し、再任を妨げない。

補欠により就任した理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

理事又は監事は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第十九条 役員は、任期中において連合会の名譽を汚し、又は目的趣旨に反するような行動があつたときは、理事会の議決を経、且つ、主務官庁の承認を経て、会長がこれを解職することができる。

第二十條 連合会に相談役、顧問及び参与若干名を置くことができる。

相談役、顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

相談役、顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べることが出来る。

第二十一条 連合会に職員若干名を置く。

職員は参事、主事、書記及びその他の職員とする。

職員は、会長が任免し、庶務に従事する。

第五章 評 議 員

第二十二条 連合会に、評議員若干名を置き、第二十四条に掲げる団体の中より、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。理事は、すべて評議員となるものとする。

第二十三条 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じて、第十二条、第十五条、第三十六条及び

第三十七条に定めるものの外、次の事項を審議する。

一、連合会の毎年度の事業方針

二、会長が連合会の運営に関し、必要と認める事項

第六章 会 員

第二十四条 海外移住に関する事業を行うことを目的とする団体で、主務官庁又は都道府県知事の推薦するものは、連合会の正会員となることができる。

正会員の加入脱退は、理事会の承認を経なくてはならない。

正会員は、連合会に対し、別に定める会費を負担するものとする。

第二十五条 正会員は、連合会と協力して、海外移住に関する事業を推進するものとする。

第二十六条 連合会は、連合会の行う海外移住に関する事業の一部を、正会員に委託することができる。

第二十七条 連合会の目的、及びその行う事業の趣旨に賛成し、且つ、海外移住に関し功労ある者又は学識経験ある者は、理事会の議決を経て、名譽会員とすることができる。

第二十八条 会員は、連合会に対し、海外移住に関する意見を述べることができる。

第二十九条 会長は、毎年一回、会員総会を開催し、連合会の行う海外移住に関する事業につき、報告をなし、又は意見を求めるものとする。

第七章 会 議

第三十条 会議は、理事会、評議員会及び会員総会の三種とする。

第三十一条 評議員会は、定期と臨時の二種とし定期総会は、毎年一回開催し、臨時総会は、必要あるときに開催する。理事会は、必要な時に開催する。

第三十二条 会議は、会長が召集し、議長は会長があたる。

会議を構成する会員、評議員、又は理事の五分の二以上、若しくは監事から連名を以て、会議の目的た

る事項を示して会議を請求されたときは、会長は、すみやかにその会議を召集しなければならない。
評議員会、及び会員総会の会議の召集は、緊急を要する場合を除く外、すくなくとも二週間前に会議の目的たる事項を示して、会議を構成するものに召集の通知を出さなければならない。

第三十三条 会議は、構成員の五分の二以上の出席がなければ開くことができない。

会議の議事は、出席構成員の過半数の賛成をもつてこれをきめる。可否同数のときは議長がこれをきめる。

第三十四条 己むを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決をなし、又は代理人に委任することができる。この場合は、会議に出席したものとみなす。

第三十五条 会長は、急施を要する事項については、理事会の議決を以て会議にかえ、書面をもつて報告することができる。

第八章 寄附行為の変更と解散

第三十六条 この寄附行為は、評議員三分の二以上の同意を経、且つ、主務官庁の認可を得なければこれを変更することができない。

第三十七条 連合会は、民法第六十八条の場合、評議員三分の二以上の同意を経、且つ、主務官庁の許可を得なければこれを解散することができない。

第三十八条 前条により解散したときの残余財産は、理事会の議決を経、且つ主務官庁の許可を得て、これを類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

附 則

第三十九条 この寄附行為の施行について必要な規定は、理事会の議決を経て、会長がこれを決める。

日本海外協会連合会業務分掌規則

第一条 この規則は、日本海外協会連合会（以下「本会」という。）における業務分担の内部組織及び所管事務の範囲を明確に定め、もつて本会の業務の能率的遂行と円滑な運営を図ることを目的とする。

第二条 本会の主たる事務所に左に掲げる部を置く。

一 総務部

二 業務部

三 企画部

2 前項に掲げるものの外、会長は必要と認める場合には、委員会を設置することができる。

3 本会の従たる事務所の内部組織については、別に定めるところによる。

第三条 総務部に左の二課を置く。

一 総務課

二 会計課

2 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の任免、紀律その他人事に関すること。

二 役職員の海外出張、赴任及びその家族の移転等の手続に関すること。

三 文書の接受、発送、保存及び証明に関すること。

四 印章の保管に関すること。

五 諸規定の制定及び改廃に関すること。

六 地方海外協会に關すること。

七 海外移住に關する關係諸機關及び諸団体との連絡に關すること。

八 各部課の事務の綜合調整に關すること。

十 前各号に掲げるものの外、他部課の所掌に屬しない事務に關すること。

3 會計課においては、左の事務をつかさどる。

一 予算及び決算に關すること。

二 収入及び支出に關すること。

三 資産の管理に關すること。

四 物品の出納に關すること。

五 職員の給与並びに厚生に關すること。

六 營繕及び警備に關すること。

第四條 業務部に左の三課を置く。

一 募集課

二 輸送課

三 広報課

2 募集課においては、左の事務をつかさどる。

一 移住者の受入に關すること。

二 移住者の募集及び選考に關すること。

三 移住者の教養及び訓練に關すること。

3 輸送課においては、左の事務をつかさどる。

一 移住者の渡航手続及びあつせんに關すること。

二 移住者の輸送に関すること。

三 移住者輸送引率員の選任に関すること。

4 広報課においては、左の事務をつかさどる。

一 海外移住に関する広報宣伝に関すること。

二 海外移住講習会に関すること。

三 機関紙その他資料の編集に関すること。

四 移住志望者の照会及び移住の相談に関すること。

第五条 企画部に左の二課を置く。

一 企画課

二 貸付課

2 企画課においては、左の事務をつかさどる。

一 移住の受入及び送出に関する企画立案に関すること。

二 海外移住に関する調査研究に関すること。

三 在外支部及び在外受入機関に関すること。

四 中小企業、漁業等の海外進出に関すること。

五 海外移住に関する資料蒐集に関すること。

3 貸付課においては、左の事務をつかさどる。

一 移住者渡航資金の貸付及び回収に関すること。

二 貸付金の管理に関すること。

三 移住者の携行資金に関すること。

四 業務上の統計に関すること。

第六條 部及び課には、それぞれ左の長を置くものとする。

一 部長

二 課長

第七條 部長は、理事長の命を受けてその部の事務を統括する。

2 課長は、部長を補佐して、その課の事務を統括する。

第八條 会長は、必要があると認める場合には、部に次長、課に課長補佐又は係長を置きそれぞれ部長又は課長を補佐させることができる。

第九條 委員会の所掌事務及び構成については、会長がこれを定める。

第十條 前各号に規定する場合の外、本会の職制及び事務の分掌に関し、本規則に規定のない事項については、会長がこれを定める。

附則

この規則は、昭和三十三年八月一日から実施する。

昭和三十三年八月一日

日本海外協会連合会長

日本海外移住振興株式会社定款

(昭和三十年九月二十七日)

改正 昭和三十年十二月二十八日

昭和三十一年 五月二十五日
昭和三十一年 十二月 十日
昭和三十一年 四月 八日

第一章 総則

(商号)

- 第一条 本会社、日本海外移住振興株式会社法により設立し、日本海外移住振興株式会社と称する。
- 2 前項の商号は、英文では Japan Emigration Promotion Co., Ltd. とし、¹⁹。

(目的)

- 第二条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 一 外国へ移住する者に対し、渡航費を貸し付けること。
- 二 外国において移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付を行うこと。
- 三 外国において農業、漁業、工業その他の事業を行う者で、本邦から移住する者をその事業に受け入れるものに対し、その事業に必要な資金を貸し付け、及び投資すること。
- 四 外国において本邦から移住する者を受け入れて農業、漁業、工業その他の事業を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(本店所在地)

- 第三条 本会社は、本店を東京都千代田区に置き、支店をパラグアイ共和国アスンシオン市に置く。

(公告の方法)

- 第四条 本会社の公告は、官報に掲載して行う。

第二章 株式

(株式の總數)

第五條 本會社の發行する株式の總數は、參百萬株とする。

(額面株式一株の金額)

第六條 本會社の發行する株式は、額面株式とし、一株の金額は、五百円とする。

(株券の種類)

第七條 本會社の發行する株式は、記名式とし、その株券の種類は一株券、十株券、百株券、千株券、一萬株券及び十萬株券の六種とする。

(株式取扱規則)

第八條 本會社の株式の意義書換、質権の得喪、株券の再發行、信託財産の表示及び抹消その他株式に関する手續及び手数料は、取締役會において定める株式取扱規則による。

(届出)

第九條 株主、登録質権者又はその法定代理人もしくは代表者が日本国内に住所又は居所を有しないときは、日本国内に仮住所又は常任代理人を定め、これを本社に届け出るものとする。その変更があつたときも同様とする。

2 前項の届出をしない者に対しては、そのために生じた損害については、本會社は、その責に任じない。

第二章 株主總會

(招集)

第十條 本會社の定時株主總會は、毎年五月、臨時株主總會は必要がある場合に隨時、取締役會の決議に基づいて、社長がこれを招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役會が定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第十一条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(決議方法)

第十二条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定がある場合の外は、出席した株主の議決権の過半数をもつて行ふ。

(議決権の代理行使)

第十三条 株主又は法定代理人は、本会社の株主に委任して、その議決権を行使することができる。但し、株主が政府又は法人である場合には、政府職員又は法人の役員若しくは従業員をして議決権を行使せしめることができる。

2 前項の場合においては、総会毎にあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。

第四章 役員及び取締役会

(取締役の選任決議)

第十四条 取締役の選任の株主総会には、発行済株式の総数の三分の一以上に当る株式を有する株主の出席を要し、その決議は、議決権の過半数をもつてする。

2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第十五条 取締役の任期は、就任後第二回の定時株主総会終結のときまでとする。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は他の取締役の残任期間と同一とする。

(社長、専務取締役及び常務取締役の選任及びその権限)

第十六条 本会社に、代表取締役として社長一名をおく。

2 本会社に、専務取締役一名、常務取締役若干名をおく。

3 専務取締役は、社長を補佐し、社長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 常務取締役は、社長を補佐し、取締役会の定めるところにより、業務を分掌する。

(取締役会)

第十七条 取締役会に関する事項は、取締役会規程による。

2 取締役会を招集するには、会日より三日前に各取締役にその通知を発するものとする。但し、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

(相談役及び顧問)

第十八条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

(監査役の任期)

第十九条 監査役の任期は、就任後第一回の定時株主総会終結のときまでとする。

2 第十五条第二項の規定は、監査役に準用する。

第五章 計算

(営業期)

第二十条 本会社の営業年度は、一営業期とし、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(利益配当)

第二十一条 株主配当金は、毎決算期において株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

2 前項の配当金については、株主が受領遅滞の日から起算して三年以内に受領しないときは、本会社は、支払の義務を免れる。

3 株主配当金には前項の期間内であつても利息を附さない。

(政府所有株式の後配)

第二十二條 本會社は、毎營業年度における配當することが出来る利益金額が政府以外の者の所有する株式の額面總額に對し年百分の六の割合に達するまでは、政府の所有する株式に對し利益の配當を行わない。

2 本會社は、政府以外の者の所有する株式の額面總額に對し年百分の六の割合をこえて利益の配當をする場合は、その割合をこえて配當することが出来る利益金額を、政府以外の者の所有する株式に對しては、政府の所有する株式に對しては四の割合で配當する。但し、政府の所有する株式に對する利益の配當が年百分の八の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

附 則

(設立に際して發行する株式)

第二十三條 本會社の設立に際して發行する株式の總数は參拾五萬株とする。

(設立の際の出資)

第二十四條 本會社の設立に際し、政府は、一億円を出資し、これに對し貳拾萬株を割り當てる。

(最初の營業期)

第二十五條 本會社の最初の營業期は、本會社成立の日から昭和三十一年三月三十一日までとする。

(最初の取締役の任期)

第二十六條 本會社の最初の取締役の任期は、その就任後第一回定時株主總會終結のときまでとする。

(設立費用)

第二十七條 本會社の設立費用は、參百萬円以内とする。

国際移住研究会規約

一九五五・三・七設立

第一章 名 称 (略称 ASIM) (Association for the Study of International Migration)

第一条 本会は国際移住研究会と称する。

第二章 目 的

第二条 本研究会は国際移住に関する問題を特に日本と諸外国との経済的文化的交流及び日本人の海外活動を中心として調査研究することを目的とする。

第三章 事 業

第三条 本研究会は前条の目的を達成するため左の事業を行う。

一 調査研究

二 定例研究発表会の開催

三 研究成果の刊行

四 本会と目的を同じくする海外諸団体との連絡

五 その他本研究会の目的を達成するに必要な事業

第四章 組 織

第四条 本研究会は本会の趣旨に賛同する有志研究者をもつて組織する。

第五条 本研究会に会長一名、理事、監事、幹事若干名を置き、任期を二年とする。

第六条 会長は理事の互選による。

会長は本研究会を代表し、会務を統轄する。

第七條 理事、監事は会員の互選により定める。

理事は会務の運営審議に当る。

監事は会計を監査する。

第八條 幹事は理事の推薦により会長が委嘱する。

幹事は研究会の運営事務に当る。

第五章 会 議

第九條 理事会は研究会の役員にて構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

第十條 総会は会長が招集し、重要な会務を審議する。

第六章 経 費

第十一條 本研究会の経費は会費、寄付金、補助金、委託研究費等による。

第七章 事務所

第十二條 本研究会の事務所はこれを当分の間東京都文京区本富士町一等地、東京大学文化人類学研究室内に置く。

第十三條 必要あるときは理事会の議を経て国の内外に支部を置くことができる。

第八章 付 則

第十四條 本会則の変更は総会の議を経ることを要する。

日本学生移住連盟規約

第一章 名称及び所在地

第一条 本連盟は日本学生海外移住連盟と称する。

第二条 本連盟は事務所を財団法人日本海外協会連合会内に設置する。

第二章 目的及び事業

第三条 本連盟は海外移住に関する理念の研究及び実践を通じ、海外移住思想の啓蒙並びに海外移住の促進を図ることを目的とする。

第四条 本連盟は第三条の目的を達成するために左の事業を行う。

一、本連盟加盟大学の研究会並びに国内、外関係諸機関との連絡及び交流

二、各学府（大学、高校その他）との連絡及び交流

三、研究報告会、座談会、講演会、映画会等の開催

四、機関紙及び刊行物の発行

五、本連盟加盟大学の関係者の呼称移民及び単独青年移民の促進

六、其の他本連盟の目的達成のために必要な事業

第三章 組織、役員及び会員

第五条 本連盟は全国の各大学に於ける海外問題に関心をもつ研究会（同好会等を含む。以下同じ）によつて組織し、各研究会毎に一名宛選出された委員によつて管理される。

第六条 本連盟に左の役員を置く。なお、委員会の決議により顧問を推戴することができる。

一、委員長 一名 副委員長 二名

二、部門担当役員 若干名

第七条 正、副委員長及び役員は委員会に於いて互選する。

第八条 委員長は本連盟を代表して会務を統轄する。

第九条 顧問は本連盟の諮問機関とする。

第十条 委員の任期は一年とし、十月一日より九月三十日迄とする。

但し、再任を妨げない。委員の任期満了後に於いても後任者の就任する迄はその職務を行うものとする。

第十一条 委員会は毎月一回定例的に第四土曜日午後一時三十分開催し、必要あるときは委員長の要請によつて臨時に開催することができる。なお、委員会は委員の三分の二以上の出席によつて成立することを原則とする。

第十二条 委員会の議事は出席委員の過半数によつて決定する。但し、本規約の変更に関しては出席委員の三分の二以上の賛成を要とする。なお委任状も認める。

第十三条 本連盟の新会員となるには氏名、所属の学校名及び研究会名、本籍地、現住所記入の申込書を提出し、委員会の審査、承認によつて会員名簿に登録される。

第十四条 会員総会は毎年一回開催する。

第四章 会計

第十五条 本連盟の会計年度は毎年九月二十一日に始まり翌年九月二十日に終る。

第十六条 本連盟は左記経費により運営する。

一、会費

二、助成金

三、寄附金

四、第四条に定める処の事業による収益金

五、其の他

第十七条 委員会は監査委員二名を互選する。監査委員は会計係より会計報告を聴取し、その他会計監査を行う義務を負う。

第五章 附則

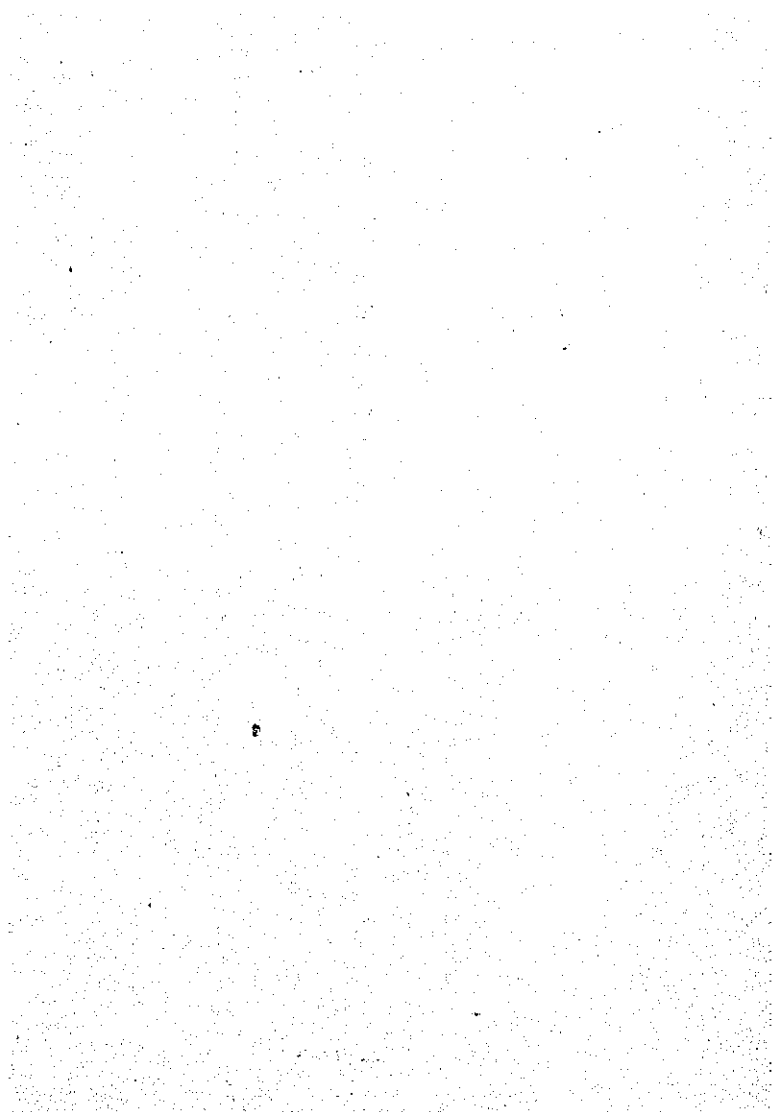
第十八条 本規約は基本的性格のみを規せるものにして他の細則は委員会において審議する。

会費規定

規約第十六条一項による会費の額及び納期を左の通りにする。

一、一研究会につき年額壹千円とする。

二、分納を認め第一期十月中、第二期四月中と限定する。



移住用語辞典

計 画 移 住

日本政府又は在外公館と相手国政府との間で入植条件、受入移住者の数が取りきめられ、包括的に移住者の入国許可が与えられる移住で、ブラジルのアマゾン流域、パラグアイ、ボリビア、アルゼンチン、ドミニカやブラジルINIC投移住等の開拓移住がこの形態をとつている。（呼寄せ移住に対応する分類）

雇 用 移 住

これには次の二種類がある。

即ち内地及び現地における特定の個人間に話し合いがまとまり現地法に基づく雇用契約（労務契約）により渡航する指名呼寄せの場合と、現地の特定の団体や耕地が在外公館及び海協連支部に雇用条件を呈示し、これが政府において認められた場合に、内地において公募され、まとまつた数で渡航する公募呼寄せの場合がある。その特性としては両者が雇用関係に立つてゐることである。前者は公募でない呼寄せを一般に指し、後者にはブラジルのコチア青年、養蚕移住者、コーヒー園コロノ、雑作コロノ及びパラグアイ国C A F E移住者が挙

げられる。

自 営 開 拓 移 住

自営独立して未開発の土地を開拓し営農する移住で、ブラジルのアマゾン流域（特許移住）、パラグアイ、ボリビア、アルゼンチン、ドミニカへの公募移住はこの種のものである。これらの移住は、日本政府又は在外機関と、相手国政府との間で入植条件、受入移住者数が取りきめられて、入国許可が与えられる。

七・一 取 極 め

昭和二十九年七月一日、ブラジル移民院（INIC）と松原安太郎氏、辻小太郎氏との間の取極めで松原氏には中伯に四、〇〇〇家族、辻氏には北伯に五、〇〇〇家族の入植が許可された。

2/3 法

ブラジル国労働法の規定であつて、ブラジルの会社、或は工場に於いて使用人が三人以上ある場合は少くともその2/3はブラジル人であるか、又はブラジルに一〇ケ年以上居住しブラジル人である妻又は子を有する外国人であることを要するといふ要旨のものである。したがつて日本人移住者の

みで工場、会社などを經營する事は出来ない。

伯国移民法第五〇条

「植民地中、最低三〇%のロッテ(土地の区劃)は伯国人植民者に譲渡又は売却せらるべきものとする。残余は他の国籍の各々に最大限二五%迄、公正に分配されるべきものとする。」とあり、植民地の一國民による専有を排除する意味で作られたものである。従つて伯国植民地に於て外國人が所有し得る面積は十七・五%である。

アマゾン經濟開發法

昭和二十八年一月七日公布された法律で、アマゾン開發のための資金として国費及びアマゾン地域各州各郡の歳入の三%を毎年プールすることになつている。なおアマゾン經濟開發庁はベレン市に設置されている。

營農資金

移住者が現地へ携行する生活保証金や營農資金の總称で一家族一、〇〇〇ドル(三十六万円)まで携行出来る。この資金はあつせん所入所前に地方海協を通じて海協連に予託されるが、間に合わない時は入所後でもよい。予託された資金は、東京

銀行―移住先關係取引銀行―現地機關の経路で送金され、移住者は現地においてその時の為替換算相場をもつて現地貨にて受領する。

自作農維持創設資金

移住者が渡航前の財産整理に際して所有する農地を売却する場合に、買手側に貸付ける資金のことで、移住者の財産整理を側面より援助して携行資金の調達を便にしようとするものである。この資金は農林漁業金融公庫より借り入れ、取得農地の価格が二十万円以上の時、買受人一人につき二〇万円を限度とし、貸付条件は年利五分五厘で二〇カ年均等年賦償還である。

伯国二分制限法

一九三四年(昭和九年)以前五〇年間に伯国に移住した人数に應じ、毎年の入国許可数をその二%に制限するという排日移民法でこれを適用されれば日本人の伯国入国は僅か二、八五〇名程度におさえられる。

I.N.I.C (イニック) Instituto

Nacional Imigração e colonização の略。

ブラジル移植民院のこと。ブラジル農務省管下

の官庁で移植民についての許可はここで与えられる。

呼 寄 状

公募呼寄、指名呼寄移植の場合に呼寄人が作成する書類で、雇傭契約書、戸籍謄本、鑑識手帖のフォト・コピー（外国人登録）、地租納税証フォト・コピー、渡航費貸付申請書などの総称である。

分 益 農

コロノ（雇用者）期間を終えた移住者が独立する迄の中間形態で、地主が土地、住宅、農具、肥料、農薬等を提供し、契約者はこれらを用いて自力で栽培し、収穫物を地主と合議の上売却し、地主の投資額を差引いた残りの純益を折半する。この形態はリオヤサンパウロの近郊の蔬菜業者の間で行われている。

借 地 農

コロノ期間を終えた移住者が独立する迄の中間形態で、地主より土地を有償で借り、収穫物を売却するがその収入は一切を移住者が取得する。土地代は大抵年払いである。この形態はサンパウロ市近郊で行われている。

間 作

コーヒ樹の間が三〜四米あるのでその間に陸稻、とうもろこし、フェジロン（豆）などの農作物を植えることをいう。これらは雇用労働者の収入となるが、間作することについては雇用主と協議しなくてはならない事になっており、ところによつては樹勢保護上禁止している。

山 焼 き

開拓移住者が原始林を切り倒して一カ月及び二カ月を経過した後乾燥した樹木を焼払う所謂焼畑農法の一つであり、南米開拓地に入植する人は全部これを経験している。山焼き後に肥料を入れずに作物を植えつける。

コンセッション (Concession)

移住者の受入とりつけわくの事、例：松原コンセッションは四、〇〇〇家族

余 作 地

珈琲園コロノのために珈琲樹間に間作を許さぬ園主は生活自給作物栽培のための耕作地を無償で使用させる。除草請負樹数一万本に付一アルケール（二町五反歩）が標準となつてゐる。

各地方海外協会所在一覧

名	称	所 在	名	称	所 在
北海道	海外協会	道庁開拓経営課内	奈良県	海外協会	県庁管理課
青森県	海外協会	県庁開拓課	滋賀県	海外協会	県庁農政課
岩手県	海外協会	県庁開拓課	兵庫県	海外協会	県庁外務課
宮城県	海外協会	県庁農地開拓課	京都府	海外協会	府庁農地開拓課
秋田県	海外協会	県庁農地開拓課	和歌山県	海外協会	県庁移民課
山形県	海外協会	県庁農地開拓課	大阪府	海外協会	府庁農地開拓課
福島県	海外移住協会	県庁農林課	鳥取県	海外協会	県庁農地開拓課
茨城県	海外協会	県庁総務課	島根県	海外協会	県庁広報文書課
栃木県	海外協会	県庁広報課	岡山県	海外協会	県庁文書学事課
群馬県	海外協会	県庁外務課	広島県	海外協会	県庁外務課
埼玉県	国連海外協会	県庁報道文化課	山口県	海外協会	県庁農政課
千葉県	海外協会	県庁農地開拓課	徳島県	海外協会	県庁県民課
東京都	海外協会	都庁渡航移住課	香川県	海外協会	県庁農地開拓課
神奈川県	海外協会	県庁渉外課	愛媛県	海外協会	県庁農地開拓課
新潟県	海外協会	県庁秘書課	高知県	海外協会	県庁農地開拓課
富山県	海外農業移民協会	県庁農地開拓課	福岡県	海外協会	県庁渉外移住課
石川県	海外協会	県庁農地開拓課	佐賀県	海外協会	県庁農地開拓課
福井県	海外協会	県庁農政課	長崎県	海外移住協会	県庁農地開拓課
山梨県	海外協会	県庁広報課	熊本県	海外協会	県庁農地開拓課
信濃県	海外協会	県庁開拓課	大分県	海外協会	県庁農地開拓課
岐阜県	海外協会	県庁外務課	宮崎県	海外協会	県庁農地開拓課
静岡県	海外協会	県庁総務課	鹿児島県	海外協会	県庁農地開拓課
愛知県	海外移住協会	県庁農地開拓課	琉球	海外協会	沖縄那覇市美栄橋町工業商事ビル
三重県	海外協会	県庁農地開拓課			

財団法人 日本海外協会連合会

東京都中央区宝町2-6

TEL 代表 (56) 6194

在 外 機 関 一 覧

在 外 公 館

在 フ ミ ニ カ
大 使 館

Embajada del Japón,
Avenida Independecia 58,
Ciudad Trujillo,
REPÚBLICA DOMINICANA

在 コ ロ ン ビ ア
大 使 館

Embajada del Japón,
Calle 18 No. 6—31,
Bogotá,
COLOMBIA

在 プ ラ ジ ル
大 使 館

Embaixada do Japão,
Rua Da Laranjeiras, 192,
Rio de Janeiro,
B R A S I L

在 ア ルゼンチン
大 使 館

Embajada del Japón,
Avenida General Las Heras, 3868,
Buenos Aires,
A R G E N T I N A

在 パ ラ グ エ イ
公 使 館

Legacion del Japón,
Av. Meál Lopez 791,
Asunción,
P A R A G U A Y

在 ボ リ ビ ア
公 使 館

Legacion del Japón,
Edificio "Casa Bernardo," Avenida Camacho,
Esquina Calle colón,
La Paz,
B O L I V I A

在 サンフランシスコ
総 領 事 館

Consulate-General of Japan,
346 California Street,
San Francisco 4,
California,
U. S. A.

在 ベ ル ン
総 領 事 館

Consulado Geral do Japão,
Edificio Importadora Apartamento 201—203,
Av. 15 de Agosto,
Belém, Pará,
B R A S I L

在 サンパウロ
総 領 事 館

Consulado Geral do Japão,
Praça Dom José Gaspar, 30, 9º and.,
São Paulo,
B R A S I L

海 協 連 支 部
サンフランシスコ支部
支部長 高 橋 基

Hajime Takahashi,
c/o Consulate-General of Japan,
346 Californis Street,
San Francisco 4,
California,
U. S. A.

ド ミ ニ カ 支 部
支部長 横田一太郎

Ichitaro Yokota,
Representante en R. D.
de la Federación de Asociaciones
Pro-Emigración Japonesa,
Edificio Baguero No. 516,
Calle "Hostos" No. 38,
Ciudad Trujillo,
REPÚBLICA DOMINICANA

コ ロ ン ビ ア 支 部
富 谷 則 明

Noriaki Tomiya,
Embajada del Japón,
Colle 35 No. 4—25, 29,
Bogotá,
COLOMBIA

プ ラ ジ ル 支 部
支部長 古 田 純 三

Junzo Furuta,
Av. Castilho Françaça, 140,
C. P. 421,
Belém, Pará,
B R A S I L

リ オ ・ デ ・ ジ ア ネ イ ロ
支 部
支部長 大 谷 晃

Akira Otani,
a/c Embaixada do Japão,
Rua Das Laranjeiras, 192,
Rio de Janeiro,
B R A S I L

サ ン パ ウ ロ 支 部
支部長 大 沢 大 作

Daisaku Osawa,
a/c Consulado Geral do Japão,
Praça Dom José Gaspar, 30, 9º and.,
São Paulo,
B R A S I L

パ ラ グ エ イ 支 部
支部長 日 沖 剛

Go Hioki,
Casilla da Correo No. 34,
Encarnación,
P A R A G U A Y

ボ リ ビ ア 支 部
支部長 若 槻 泰 雄

Yasuo Wakatsuki,
Casilla 464,
Santa Cruz,
B O L I V I A

ア ルゼンチン支部
支部長 片 山 良 平

Ryohei Katayama,
a/c Cooperativa-Fomento de Colonización
Argentina Ltda,
Argentina 17da,
Defensa 536,
Buenos Aires,
A R G E N T I N A

在 ｱﾙﾎﾞﾝﾁﾝ
大 使 館

在 ﾍﾞﾗｸﾞﾗｲ
公 使 館

在 ﾎﾘﾋﾞｱ
公 使 館

在 ﾏﾝﾌﾟﾗﾝｼﾝｽ
総 領 事 館

在 ﾍﾞﾚﾝ
総 領 事 館

在 ﾏﾝﾊﾞｸ
総 領 事 館

海 協 連 支 部
 ﾏﾝﾌﾟﾗﾝｼﾝｽ支 部
支 部 長 高 橋 基

ﾎﾞﾐﾆｶ 支 部
支 部 長 横 田 一 太 郎

ｺﾛﾝﾋﾞｱ 支 部
富 谷 則 明

ﾌﾏﾝｼﾝ 支 部
支 部 長 古 田 純 三

ﾘｵ・ﾃﾞ・ｼﾞｬﾈｲﾛ
支 部
支 部 長 大 谷 晃

ﾏﾝﾊﾟﾜ 支 部
支 部 長 大 沢 大 作

ﾊﾞﾗｸﾞﾗｲ 支 部
支 部 長 日 沖 剛

ﾎﾘﾋﾞｱ 支 部
支 部 長 若 槻 泰 雄

ﾌﾙゼﾝﾁﾝ 支 部
支 部 長 片 山 良 平

現 地 関 係 機 関

ｺﾃﾞ 産 業 組 合
専 務 理 事 大 平 清 美

ﾊｳﾘﾝｽﾀ 養 蚕 協 会
移 民 部 長 天 野 賢 治

ﾌﾙゼﾝﾁﾝ
拓 植 協 同 組 合
組 合 長 片 山 良 平

ｺﾛﾝﾋﾞｱ
ﾗ・ﾊﾞﾙﾐﾗ 農 業 日 本 人 会
代 表 阪 本 時 藏

Embajada del Japón,
Avenida General Las Heras, 3868,
Buenos Aires,
ARGENTINA

Legacion del Japón,
Av. Manuel Lopez 791,
Asunción,
PARAGUAY

Legacion del Japón,
Edificio “Casa Bernardo” Avenida Camacho,
Esquina Calle colón,
La Paz,
BOLIVIA

Consulate-General of Japan,
346 California Street,
San Francisco 4,
California,
U. S. A.

Consulado Geral do Japão,
Edifício Importadora Apartamento 201—203,
Av. 15 de Agosto,
Belém, Pará,
BRAZIL

Consulado Geral do Japão,
Praça Dom José Gaspar, 30, 9° and.,
São Paulo,
BRAZIL

Hajime Takahashi,
c/o Consulate-General of Japan,
346 Californis Street,
San Francisco 4,
California,
U. S. A.

Ichitaro Yokota,
Representante en R. D.
de la Federación de Asociaciones
Pro-Emigración Japonesa,
Edificio Baguero No. 516,
Calle “Hostos” No. 38,
Ciudad Trujillo,
REPUBLICA DOMINICANA

Noriaki Tomiya,
Embajada del Japón,
Colle 35 No. 4—25, 29,
Bogota,
COLOMBIA

Junzo Furuta,
Av. Castillo Franaça, 140,
C. P. 421,
Belém, Pará,
BRAZIL

Akira Otani,
a/c Embaixada do Japão,
Rua Das Laranjeiras, 192,
Rio de Janeiro,
BRAZIL

Daisaku Osawa,
a/c Consulado Geral do Japão,
Praça Dom José Gaspar, 30, 9° and.,
São Paulo,
BRAZIL

Go Hioki,
Casilla da Correo No. 34,
Enacaración,
PARAGUAY

Yasuo Wakatsuki,
Casilla 464,
Santa Cruz,
BOLIVIA

Ryohei Katayama,
a/c Cooperativa-Fomento de Colonización
Argentina Ltda,
Defensa 536,
Buenos Aires,
ARGENTINA

Kiyomi Ohira
Cooperativa Agrícola de Cotia,
Rua Cardenal Arcoverde, 2539,
São Paulo,
BRAZIL

Kenji Amano,
Associação Paulista de Sericicultura,
Praça Dr. João Mendes 182, 3° andar,
São Paulo,
BRAZIL

Ryohel Katayama,
Cooperativa-Fomento de Colonización
Argentina Ltd.,
Defensa 536,
Buenos Aires,
ARGENTINA

Tokizo Sakamoto,
Socidade Agricultores Japoneses,
Palmira Valle,
COLOMBIA

入植地別移住実績一覽表 (但し、渡航費貸付移住者に限る)

年 度 別 總 計	入植先別																										年 度 別											
	ブラジル										パラグアイ						アルゼンチン				カ ニ ミ ド							ボリビア										
ウ ル グ ア イ	チ リ	メ キ シ コ	コ ロ ン ビ ア	ヴ エ ネ ズ エ ラ	計	サンファン地区	ラ・パス	計	ダハボン地区	コンスタンサ地区	マンサーニョ地区	ネイバ地区	ハラバコフ地区	ドウベルヘ地区	コーヒン閣	計	ミシオネス州	ブエノス・アイレス州	メンドーサ州	計	日芭拓植組合	カフエ耕地	フラム植民地	ラ・コルメーナ植民地	チャベス植民地	計	南部ブラジル	中部ブラジル	北部ブラジル	合 計								
五四																					(一八)						(五四)			五四	二七年度	二八年度	二九年度	三〇年度	三一年度	三二年度	三三年度 (ま 十一 月 末 で)	合 計
一、四九八																					(二〇八)				一八		(一、四八〇)	八三	六七五	七二二								
三、七四一					(七)	七														(一〇)				五〇	一五八	(三、五二四)	六八七	四	二、八三三									
三、五一四			一	三	(八七)	八七													(一七)				七四	一〇	五六三	(二、六五九)	二、三七七	一一一	一七一									
六、〇三七		三	四	六	(三)	三	三	(五六五)											(一七)				四〇七	六一〇	一	(四、三五七)	三、七八八	一六一	四〇八									
七、四三七			一	三	(三七七)	三六三	一四	(二九九)					八〇	六四	一五五				(五七)			一五	五〇一	九九一		(五、一七〇)	四、五七二	三四	五六六									
四、八九七	五	三	一		(三三六)	三三五	一	(三三三)					一七	一三	三〇一				(四二)			五	四二二			(三、七九七)	三、三八二	二三五	一八〇									
二七、一七八	五	三	九	六	(八〇〇)	七八二	一八	(一、一九五)					八一	一六八	三〇一				(三、八六六)				九〇八	二、〇八七	七七七	(二、〇四一)	一四、八八九	一、二二〇	四、九三四									

国際協力事業団	
受入 月日	
登録No.	

移住執務提要（改訂版）

昭和34年8月 再版 価 150

編 集 財団 日本海外協会連合会
法人 業務部広報課

印刷人 株式会社 秀 英 社

発行所 財団 東京都中央区宝町2の6
法人 日本海外協会連合会
電話代表(56) 6194

